

第4期 石岡市障がい者基本計画

第7期 石岡市障がい福祉計画

第3期 石岡市障がい児福祉計画

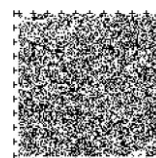


「カラフルなステンドグラス」

三輪 柊翔さんの作品（茨城県立石岡特別支援学校 高等部1年）

令和6年3月

石 岡 市



はじめに

本市では、前期計画に基づき、誰もが安心して暮らせる石岡を目指し、保健・医療・福祉の充実や生活環境の整備、社会参加と自立の促進などを総合的・計画的に進めてまいりました。

今回の計画改定では、第4期石岡市障がい者基本計画を更新するとともに、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を一体的に策定し、本市における障がい者と障がい児の利用する各種サービスの見込値と目標値を設定しています。

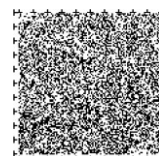
近年の少子高齢化の進展だけでなく、社会経済環境が大きく変化するなかで、障害者差別解消法など多くの障がい者関連法令が改正・施行され、障がい者を取巻く法制度も整備されてきました。国の第5次障害者基本計画に示されたように、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を取り除くための理解の促進、多様性と包摂性のある社会の実現に向けた不断の取組が、私たちの生活のあらゆる場面で求められています。

今回策定した各計画は、時代の変化に対応しつつ「障がいのある人もない人も安心して共生できるまち石岡」を基本理念として進めてゆくものです。これは、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、地域の中で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すものであり、市行政だけではなく、市民、事業者の皆様とともに力を合わせ、目指すべき将来像の実現に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等でご協力いただいた多くの皆様や、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

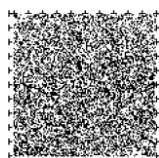
令和6年3月

石岡市長 谷島 洋司



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 障がい者施策をめぐる動向	2
3 計画の概要	4
4 計画の策定体制	10
5 SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取組	11
第2章 障がい者をとりまく現状と課題	12
1 本市の状況	12
2 アンケート調査結果の概要	16
3 サービス提供量の現状	33
4 市のこれまでの取組と今後の課題	36
第3章 施策の展開	40
基本目標1 お互いを尊重し、理解し合える環境の構築	40
基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実	44
基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築	71
基本目標4 障がい者の社会参加と自立の促進	90
基本目標5 市民の障がい者支援への参加促進	103
第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量	106
1 基本方針	106
2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しのポイント	108
3 障がい福祉計画に係る目標数値及びサービス量	111
4 障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量	120
資料編	124
1 計画策定経過	124
2 設置要綱	125
3 委員名簿	127
用語解説	128



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では「障がいのある人もない人も安心して生き生きと暮らせるまち石岡」を基本理念に掲げ、障がいのある人をはじめとしたすべての人が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、総合的な障がい者施策を推進してきました。

しかしながら、その間にも社会情勢は変化し続けており、本市では知的障がい者や精神障がい者の増加に加えて、高次脳機能障がいや発達障がいのある人、難病患者への支援の必要性が高まる等、障がいの種類や範囲は増加・拡大し、それに伴い障がい福祉サービスへのニーズも多様化・増加しています。

また、高齢化社会の進行とともに、障がいのある人の高齢化や高齢になってから障がい認定を受けた人の増加、障がいのある人を支える家族の高齢化等に加え、顕在化してきている「親亡き後」問題などに対してきめ細やかな対応策を講じ、障がいのある人一人ひとりに寄り添った支援体制を強化していく必要があります。

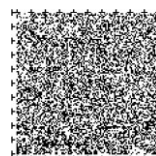
わが国では令和4年の障害者総合支援法の改正によって、施設や病院からの地域移行や障がいのある人の就労支援の強化が掲げられ、障がいのある人が地域や就労先で生きがいや役割を持ち、その人らしく暮らすことができる地域共生社会の考え方が確立されました。

また、平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、障がいのある人への合理的配慮の提供が努力義務化されましたが、令和6年の法改正で、事業者における合理的配慮の提供が義務化される等、障がいのある人をとりまく環境は目まぐるしく変化しています。

本市ではこれらの動向を踏まえて、障がいのある人のニーズを適切に把握し、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らすことができる地域共生社会等の実現に向けて、「第3期石岡市障がい者基本計画」及び「第6期石岡市障がい福祉計画」・「第2期石岡市障がい児福祉計画」の取組を踏まえつつ、新たに「第4期石岡市障がい者基本計画」及び「第7期石岡市障がい福祉計画」・「第3期石岡市障がい児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

※「障害」を「障がい」とひらがな表記することについて

本市では、障がいのある人の思いを大切にし、市民の障がいに対する理解を深めていただくため、この計画書では、法令の名称や団体・施設など固有名詞を除き、否定的なイメージのある「害」の漢字をできるだけ用いず、ひらがなで表記しています。



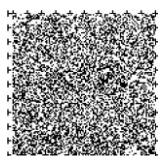
2 障がい者施策をめぐる動向

近年の障がい者施策をめぐる主な動向は以下の通りであり、平成26年に障がいのある人固有の尊厳の尊重を目的とした、「障害者権利条約」に批准し、わが国において効力を発生させ、障がいに基づくあらゆる差別の禁止が法制化されました。

また、平成28年には全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が努力義務化され、さらに令和6年4月には、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることとなっています。

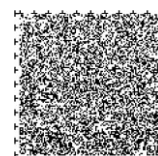
その他、令和6年の障害者総合支援法の改正では障がいのある人が希望する生活の実現に向けた支援体制や地域や精神保健に関する課題を抱えている人の支援体制が強化されることとなっています。

年	法律・計画名等	主な内容
平成 26 年	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の批准	・障がいに基づくあらゆる差別の禁止 ・障がい者が社会に参加し、包容されることの促進
平成 28 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行	・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務など
	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行	・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務など
平成 30 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行	・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）の施行	・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保など
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和2年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正	・地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、社会福祉法等の一部改正
	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の改正	・バリアフリー法上の「特別特定建築物」に公立小中学校等が追加
	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（電話リレーサービス法）の施行	・聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話により仲介する電話リレーサービスの提供を行う



第1章 計画策定にあたって
2 障がい者施策をめぐる動向

年	法律・計画名等	主な内容
令和3年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	・国・地方公共団体や保育所・学校の設置者等の責務の明文化、医療的ケア児支援センターの指定など
令和4年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行	・障がい者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進
	改正児童福祉法の成立	・児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正	・地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備
	障害者総合支援法等の改正	・障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がいのある人等の希望する生活を実現するため、 ①障がいのある人等の地域生活の支援体制の充実 ②障がいのある人の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進 ③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ⑤障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることを目的とする
令和5年	こども家庭庁の創設	・障がい保健福祉部が所掌する障がい児支援に関する事務を移管し、障がい児支援の充実を図る
令和6年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行	・事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正	・障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するための措置を講ずる
令和7年	地域連携推進会議の義務化	・指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供にあたっておおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける
	就労選択支援の開始	・就労移行支援や就労継続支援を利用する意向がある障がいのある人、またはこれらの支援を現に利用している障がいのある人に対して提供されるサービスの充実を図る



3 計画の概要

(1) 計画の位置付け

障がい者基本計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく計画であり、本市の障がい者施策を総合的に推進するための基本的な指針となる計画として定めるものです。

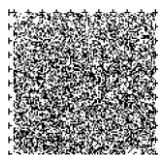
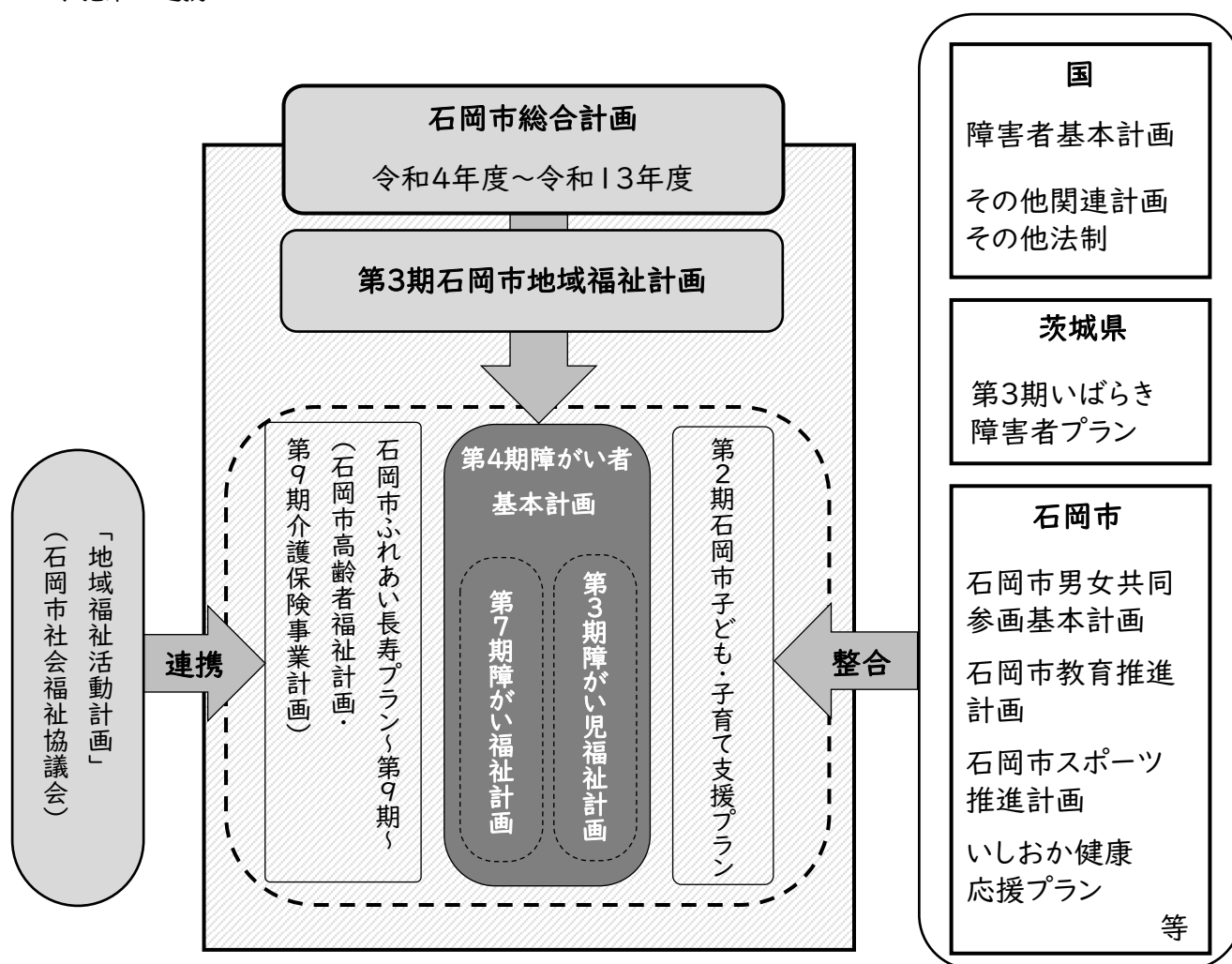
また、障がい福祉計画は、改正障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく計画であり、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他業務の円滑実施に関する計画として定めるものです。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく計画であり、障がい児通所支援等のサービスの提供体制の確保のための計画として定めるものです。

なお、この計画は本市における障がい者に対する施策全般にわたる計画として「障がい者基本計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

本計画は、本市のまちづくりの方向性を示した総合計画を踏まえ、策定する計画であり、保健福祉関連の計画群の中にあり、本市の障がい者施策に関する個別の計画として位置づけられるものです。

◇施策の連携イメージ



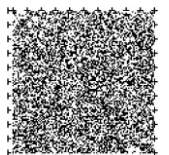
(2) 計画の期間

障がい者に対する施策全体に関する「障がい者基本計画」と障がい福祉サービスの提供に関する「障がい福祉計画」、障がい児サービスの提供に関する「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定し、「障がい者基本計画」については、計画の対象期間を令和6年度から令和11年度までの6年間、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」については、計画の対象期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、期間内であっても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

【石岡市障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の期間】

		平成 30 年	令和 元 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
国	障害者基本計画	第4次					第5次						
県	障害者計画												
	障害福祉計画	第2期 新しいばらき 障害者プラン					第3期 新しいばらき 障害者プラン						
	障害児福祉計画												
市	石岡市地域福祉計画	第2期					第3期						
	障がい者基本計画	第3期					第4期						
	障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期						
	障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期						



(3) 基本理念

「障がいのある人もない人も安心して共生できるまち石岡」

わが国では令和4年の障害者総合支援法の改正により、障がいのある人が地域や就労先において、生きがいや役割を持ち、安心してその地域でともに暮らすことができる地域共生社会の考え方が確立されました。

このような考え方を実現するためには、地域の障がいのない人が障がいのある人の人権を尊重し、支え合いの意識を持ち、地域が一体となった支援体制を構築していくことが重要です。

本市では、「障がいのある人もない人も安心して共生できるまち石岡」を基本理念として掲げ、すべての人が自らの意思決定によって生活のあり方を選択し、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けた総合的な施策を推進します。

(4) 基本的視点

本市では、国の動向、市の現況、アンケート調査結果等に基づく現状を踏まえ、基本理念を実現するために、以下の2つの基本的視点を設定します。

なお、2つの基本的視点は以下の5つの基本目標のいずれにも紐づく視点となります。

基本的視点1：誰もが尊重し合える社会

障がいのある人もない人も、ともに支え合って生きていくことができる社会の実現のために、障がいを理由とする差別や偏見のない社会の実現を目指していきます。

また、互いの意見を尊重・共有し、誰もが互いに認め合うことができる環境を整備します。

基本的視点2：誰もがおだやかに暮らし続けられる社会

誰もが自らの生活のあり方を選択し、意思決定をすることができ、地域社会の一員として安心感と自己肯定感を持って、ともに活動することができる社会の実現を目指していきます。

また、障がいのある人が自らの意思によって社会に参加し、自立した生活を送っていくための仕組みづくりを構築していきます。

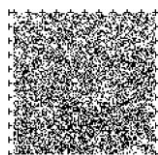
(5) 基本目標

基本目標1：お互いを尊重し理解し合える環境の構築

令和6年度の障害者差別解消法の改正によって、事業者による合理的配慮の提供が義務づけられる予定となっており、更なる障がい者理解の促進が必要となっていきます。

本市では、あらゆる機会や情報媒体を通し、障がい福祉に関する理解の促進、意識啓発を図り、すべての人が、障がいのある人の人権の尊重という観点に立って、障がいのある人に対する差別や偏見を防止していきます。

また、意思決定に困難を抱えている人が、日常生活や社会生活等に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるような支援体制を強化します。



基本目標2：障がい者のための保健・医療・福祉の充実

障がいのある人の保健・医療・福祉サービスの充実を図るために、障がいのある人それぞれのニーズに対応したきめ細やかな保健・医療・福祉サービスを提供することが必要です。

また、それらのサービスは利用者の立場に立った利用者本位のサービスであるとともに、気兼ねなく安心して利用のできるサービスであることが求められます。

本市では、障がいのある人が地域において生活していくことを前提に、保健・医療・福祉の連携ができるよう体制づくりを図ります。

また、障がいのある人や障がいのある人を支える家族に対して、きめ細やかなサービスを提供し、一人ひとりに寄り添った支援策を強化していきます。

基本目標3：障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

障がいのある人もない人も社会生活をともに送ることができる「ノーマライゼーション」の理念を実現するために、すべての人が安心して生活できる環境の整備が必要です。

本市では、住空間の整備を図ることで、すべての人にとって安心して生活できる環境を整えるとともに、災害時において、自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人が適切な支援が受けられる体制を強化します。

また、社会的要因や社会的障壁によって悩みを抱えている障がいのある人に対して、地域で一体となって、これらの阻害要因から守っていくために、重層的な相談支援体制を強化するとともに、障がいのある人が円滑に情報を取得できるように、情報アクセシビリティの向上を図ります。

その他、地域活動で支え合う体制を構築するために、地域コミュニティや地域福祉活動を活性化し、総合的なケアを推進していきます。

基本目標4：障がい者の社会参加と自立の促進

障がいのある人もない人も、隔たりなく社会に参加し、自立した生活を送っていくためには、本人の意思を尊重できる環境の整備が必要です。

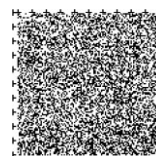
本市では、障がい福祉に係る関係機関と連携して、障がい福祉施策の展開及び地域の課題に対する情報共有を行うことで、障がいのある人の社会参加と自立につながる仕組みづくりを構築します。

また、一般就労が困難な障がいのある人が、自身の就労能力や適正等に合った働き方を選択できるように、事業者や公共職業安定所等における就労機会の拡充や雇用促進等の支援体制を強化します。

基本目標5：市民の障がい者支援への参加促進

「ともにいきる社会づくり」の実現のために、地域社会を構成する個人や家庭、民間団体、企業等がその特性を発揮して、それぞれの役割と責任を果たし、互いの理解と協力のもとに活動していくことが必要です。

本市では、障がいのある人が参加する各種イベントや生涯学習活動、文化・スポーツ活動等の地域活動に一般市民がボランティアとして参加しやすくするために、地域活動について周知啓発を行い、障がい者支援への参加促進に取り組んでいきます。



第1章 計画策定にあたって

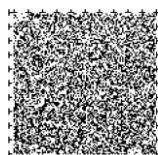
3 計画の概要

(6) 施策体系

基本目標1:お互いを尊重し 理解し合える環境の構築	
1-1. 理解と協力の促進	1.1 啓発活動 1.2 障がい者の文化・芸術作品の展示 1.3 精神障がい者についての正しい知識の普及
1-2. 人権の尊重 重点	2.1 権利擁護などの利用と周知 2.2 意思決定支援 新規

基本目標2:障がい者のための保健・医療・福祉の充実	
2-1. 保健・医療サービスの充実	1.1 母子保健 1.2 成人保健 1.3 精神保健
2-2. 障がい者手帳・手当	2.1 障がい者手帳 2.2 障がい者手当
2-3. 医療費の助成	3.1 自立支援医療費給付事業 3.2 医療福祉費支給制度 3.3 一般特定疾患治療研究事業 3.4 難病患者福祉見舞金制度 3.5 小児慢性特定疾患治療研究事業
2-4. 在宅生活支援の充実	4.1 居宅介護など 4.2 在宅福祉・有償サービス 4.3 訪問入浴サービス 4.4 短期入所事業 4.5 日中一時支援事業 4.6 移動支援事業 4.7 コミュニケーション支援事業 4.8 補装具費の支給 4.9 日常生活用具給付等事業 4.10 配食サービス
2-5. 日中活動の場の充実	5.1 生活介護 5.2 自立訓練 5.3 療養介護 5.4 障害児通所支援 5.5 地域活動支援センター
2-6. 生活の場の確保	6.1 共同生活援助 6.2 施設入所支援

基本目標3:障がい者とともに安心して生活できる環境の構築	
3-1. 情報提供・情報取得の強化	1.1 広報紙による情報提供 1.2 情報アクセシビリティの強化 新規
3-2. 防犯・防災体制の確立 重点	2.1 防犯・防災体制 2.2 緊急通報システム貸与事業 2.3 防災対策の推進
3-3. 住環境の整備 重点	3.1 住環境の整備 3.2 住宅整備



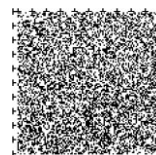
3-4. 移動手段の確保	4.1 石岡市乗合いタクシー運行事業 4.2 在宅福祉(有償)サービス 4.3 重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成 4.4 自動車運転免許取得費助成 4.5 自動車改造費助成
3-5. バリアフリーのまちづくり	5.1 公共施設のバリアフリー化 5.2 公園の整備
3-6. 各種相談体制 重点	6.1 障害者相談員 6.2 民生委員児童委員 6.3 子育て支援センター 6.4 子育て世代包括支援センター 6.5 相談支援
3-7. 地域で支え合う体制づくり 重点	7.1 石岡市社会福祉協議会の活動の推進 7.2 地域ケアシステム推進事業

基本目標4:障がい者の社会参加と自立の促進

4-1. 福祉教育の推進	1.1 福祉教育推進校 1.2 小・中学生と障がい者(児)との交流
4-2. 障がい者団体への支援	2.1 身体及び知的障がい者関係団体への支援
4-3. 教育の充実	3.1 特定教育・保育施設 保育所・認定こども園等での障がい児の受け入れ 3.2 就学のための支援 3.3 障がい児教育
4-4. 就労の促進 重点	4.1 雇用促進 4.2 就労移行支援事業 4.3 就労継続支援事業 4.4 職親制度 4.5 公共職業安定所による支援 4.6 障がい者製作製品の展示即売所の開設
4-5. 生涯学習と生涯スポーツの推進	5.1 障がいのある人に優しい図書の整備 5.2 石岡市障がい者スポーツ大会 5.3 ニュースポーツの普及 5.4 障がいのある人に配慮した体育施設の整備
4-6. 障がい者の自立	6.1 自立支援協議会の活用

基本目標5:市民の障がい者支援への参加促進

5-1. 市民の主体的な福祉活動の推進	1.1 市民ボランティア講座の強化
5-2. ボランティアの活動推進	2.1 ボランティアセンター 2.2 ボランティア団体への活動支援 2.3 石岡市ボランティア連絡協議会
5-3. 人的資源の活性化と協働活動	3.1 市民ボランティア活動の強化 3.2 協働活動の推進



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、第3期石岡市障がい者基本計画及び第6期石岡市障がい福祉計画を見直すとともに、障がい者の現状や意向、関係機関及び関係者との十分な協議などを踏まえて、幅広い意見交換を行い、計画に反映するよう努めました。

4.1 策定委員会の開催

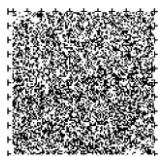
本計画策定にあたり、団体関係、施設関係者、保健医療福祉関係者、有識者、行政職員などを委員とする「石岡市障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定委員会」を設置し、令和5年12月から令和6年3月まで全3回開催しました。

4.2 障がい者アンケート調査の実施

本計画策定にあたり、市内居住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び発達に関する不安や障がいをもつ子どもの保護者を対象に、本市の障がい者施策全般に対する意見・要望、普段の生活状態などを調べ、本計画の基礎資料とするためのアンケート調査を行い、障がい者の求めるニーズや現時点の障がい者施策の改善点等を分析し、課題及び問題点を抽出しました。

4.3 ワーキングチーム会議の開催

本計画策定にあたり、庁内関係各課及び庁外関係者も含めたワーキングチームを設置し、施策の現状と課題に対する意識の共有及び計画立案に向けた連携・協議、策定委員会に提出する計画案の検討等を行いました。



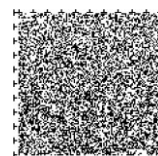
5 SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取組

SDGs(エス・ディー・ジーズ=持続可能な開発目標)とは、「2030年までに私たちの社会をもっとよくしていく」ことを目指して、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標、行動計画のことで、17の大きな目標と169のターゲットから構成されています。

本計画と特に関連するSDGsの目標は以下の7つの目標となっています。本計画を推進していくことが、地域共生社会の実現や障がいのある人が抱える課題解決のみならず、SDGsの達成のうえでも重要といえます。

◎本計画と関連するSDGs

	【目標3】すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	【目標4】質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	【目標8】働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	【目標10】人や国の不平等をなくそう 国内及び各国間の不平等を是正する
	【目標11】住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	【目標16】平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



第2章 障がい者を取りまく現状と課題

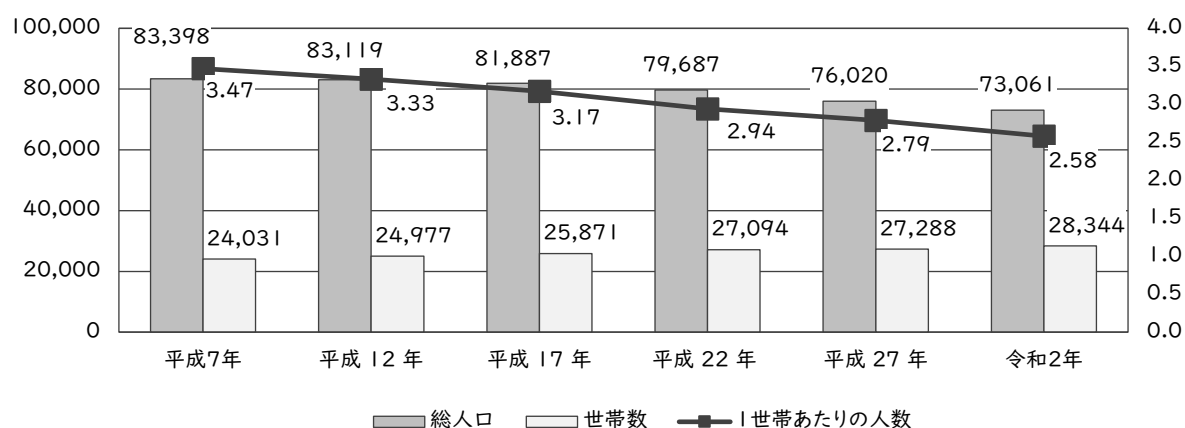
1 本市の状況

1.1 本市の人口構成と推移

本市の総人口については、減少し続けており、令和2年で73,061人となっています。

一方で、世帯数については、増加し続けており、令和2年で28,344世帯となっていますが、1世帯あたりの人数については、減少し続けており、令和2年で2.58人と核家族化が進んでいます。

図表2-1 総人口・総世帯数(左:人、右:%)

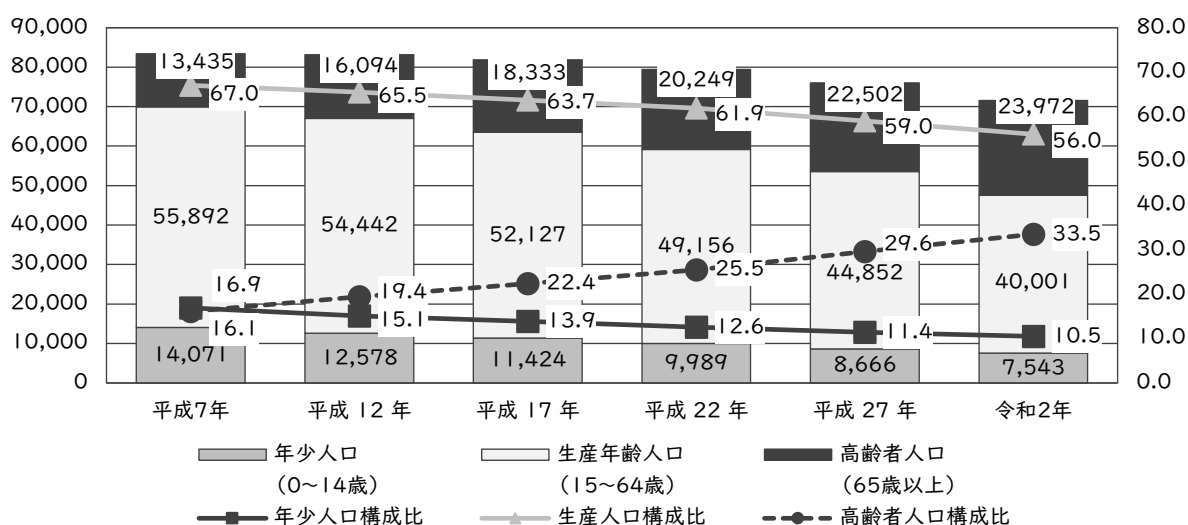


(資料:国勢調査各年10月1日現在)

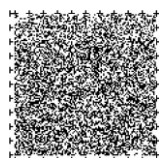
年少人口及び生産年齢人口の年齢構成比については、令和2年でそれぞれ10.5%、56.0%となっており、平成7年以降減少し続けています。

また、高齢者人口の年齢構成比については、令和2年で33.5%となっており、平成7年の年齢構成比の約2倍の割合であることから、少子高齢化が進んでいることがわかります。

図表2-2 年齢構成(単位:左:人、右:%)



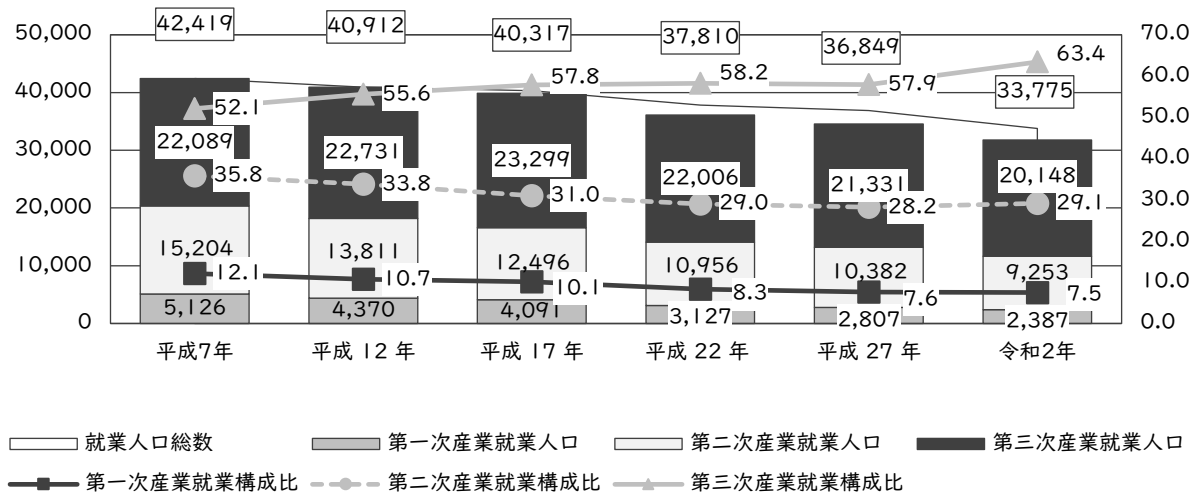
(資料:国勢調査各年10月1日現在)



就業人口総数については、平成7年以降減少し続けており、令和2年で33,775人となっています。

また、第一次産業及び第二次産業については、平成7年以降減少し続けており、第三次産業についても、平成22年以降減少していますが、構成比で見ると増加傾向にあります。

図表2-3 就業人口の構造(単位:左:人、右:%)



(資料:国勢調査各年10月1日現在)

1.2 障がい者の現状

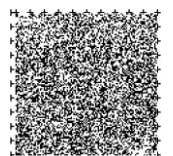
1.2.1 障がい者数

本市における障がいのある人の人数については、令和5年度末現在で身体障がい者(児)が2,784人、知的障がい者(児)が655人、精神障がい者が564人となっています。身体障がい者(児)では減少傾向にありますが、知的障がい者(児)及び精神障がい者は増加傾向となっています。

図表2-4 障がい者数(単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障がい者(児)	2,958	2,913	2,914	2,848	2,784
知的障がい者(児)	569	597	625	646	655
精神障がい者	426	445	487	538	564

(資料:社会福祉課各年度末現在)



第2章 障がい者を取りまく現状と課題

Ⅰ 本市の状況

Ⅰ.2.2 種類別・等級別身体障がい者数

身体障がい者（児）の障がいの等級については、全体では「Ⅰ級」が最も多く、次いで「4級」、「3級」となっています。

障がいの種類別にみると、聴覚・平衡機能障がいでは「6級」が最も多くなっていますが、視覚障がい、肢体不自由及び内部障がいでは「Ⅰ級」が最も多くなっています。

図表2-5 種類別・等級別身体障がい者数（単位：人）

	Ⅰ級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	77	63	17	12	18	10	197
聴覚・平衡機能障がい	7	57	29	60	1	71	225
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	1	13	7	0	0	21
肢体不自由	312	270	236	302	109	67	1,296
内部障がい	652	10	124	259	0	0	1,045
合 計	1,048	401	419	640	128	148	2,784

※障がいの種類によっては、等級がないものもあります。

（資料：社会福祉課令和4年度末現在）

Ⅰ.2.3 知的障がい者の障がい程度別状況

知的障がい者（児）の障がいの程度については、全体では「㊤（最重度）」が 125 人、「A（重度）」が 140 人、「B（中度）」が 181 人、「C（軽度）」が209人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満では「C（軽度）」が最も多くなっている一方で、18 歳以上では「B（中度）」が最も多くなっており、「㊤（最重度）」と「A（重度）」の割合も増加しています。

図表2-6 知的障がい者の障がい程度別状況（単位：人）

	㊤（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	合計
18 歳未満	23	18	42	77	160
18 歳以上	102	122	139	132	495
合 計	125	140	181	209	655

（資料：社会福祉課令和4年度末現在）

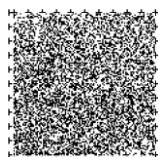
Ⅰ.2.4 精神障がい者の等級別状況

精神障がい者の等級については、「Ⅰ級」が59人、「2級」が348人、「3級」が157人となっています。

図表2-7 精神障がい者の等級別状況（単位：人）

	Ⅰ級	2級	3級	合計
手帳保持者数	59	348	157	564

（資料：社会福祉課令和4年度末現在）



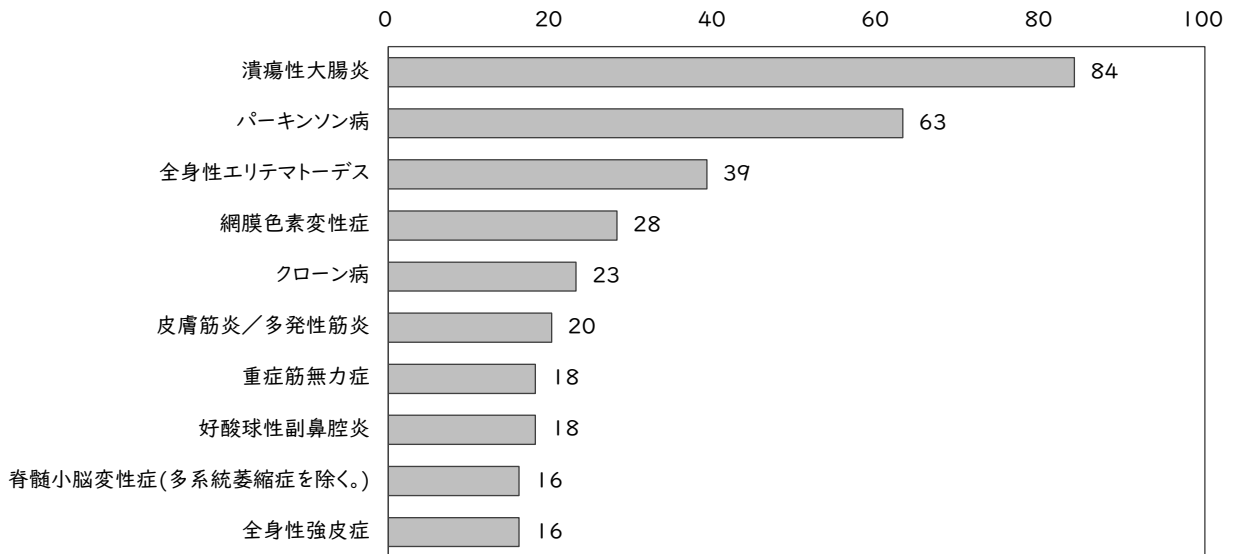
Ⅰ.2.5 難病患者の現状

現在の指定難病特定医療費受給者証交付申請の状況は以下の通りとなっています。

従来は56疾患でしたが、平成27年1月1日に110疾患が指定され、7月1日には306疾患となり、さらに平成29年4月1日に24疾患、平成30年4月1日に1疾患、令和元年7月1日に2疾患、令和3年11月1日に6疾患が追加され、現在では338疾患となっています。

難病患者の状況をみると、潰瘍性大腸炎が84人と最も多く、次いでパーキンソン病が63人となっています。

図表2-8 難病患者の状況(上位10疾患)(単位:人)

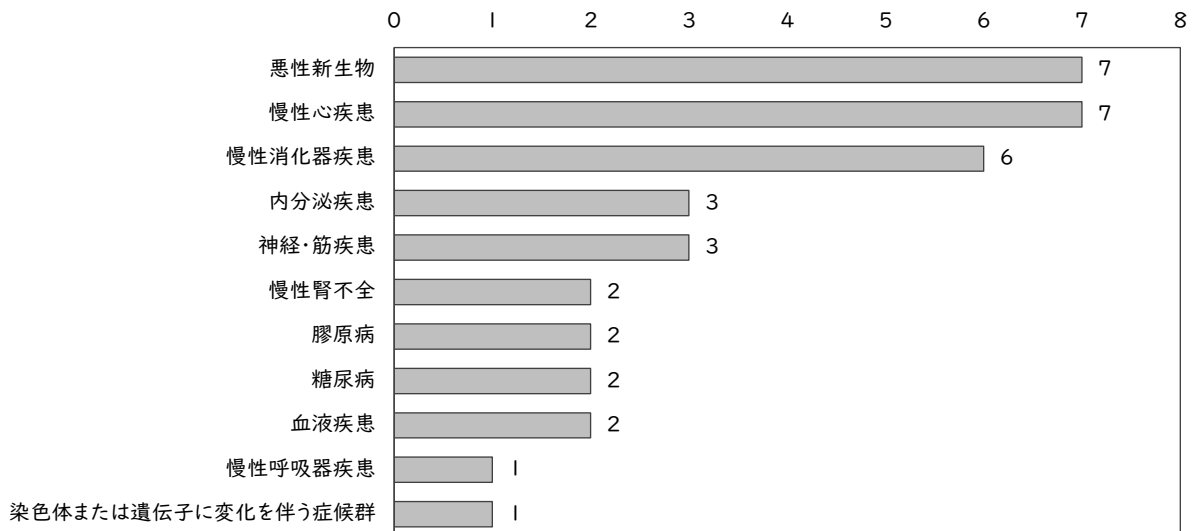


(資料:土浦保健所令和3年度末現在)

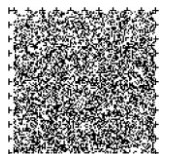
Ⅰ.2.6 小児慢性特定疾患医療受給者証交付者の現状

小児慢性特定疾患医療受給者証交付者数をみると、悪性新生物及び慢性心疾患がともに7人と最も多く、次いで慢性消化器疾患が6人となっています。

図表2-9 小児慢性特定疾患医療受給者証交付者数(上位10疾患)(単位:人)



(資料:土浦保健所令和3年度末現在)



第2章 障がい者を取りまく現状と課題

2 アンケート調査結果の概要

2 アンケート調査結果の概要

障がいのある人の現状や今後の意向などについてニーズを把握し、計画策定を行うため、アンケート調査を実施しました。

図表2-10 アンケート調査票

調査票	障がい者調査	障がい児調査
調査対象者	市内居住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	発達に関する不安や障がいをもつ子どもの保護者
発送数	2,681 名	247 名
回収数	1,171 名	89 名
回収率	43.7%	36.0%
調査方法	調査票郵送、記入後郵送回収、WEB による調査	
調査期間	令和5年12月1日から12月18日まで	
調査地域	石岡市全域及び施設入所者	
調査基準日	令和5年11月1日	

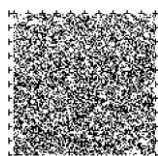
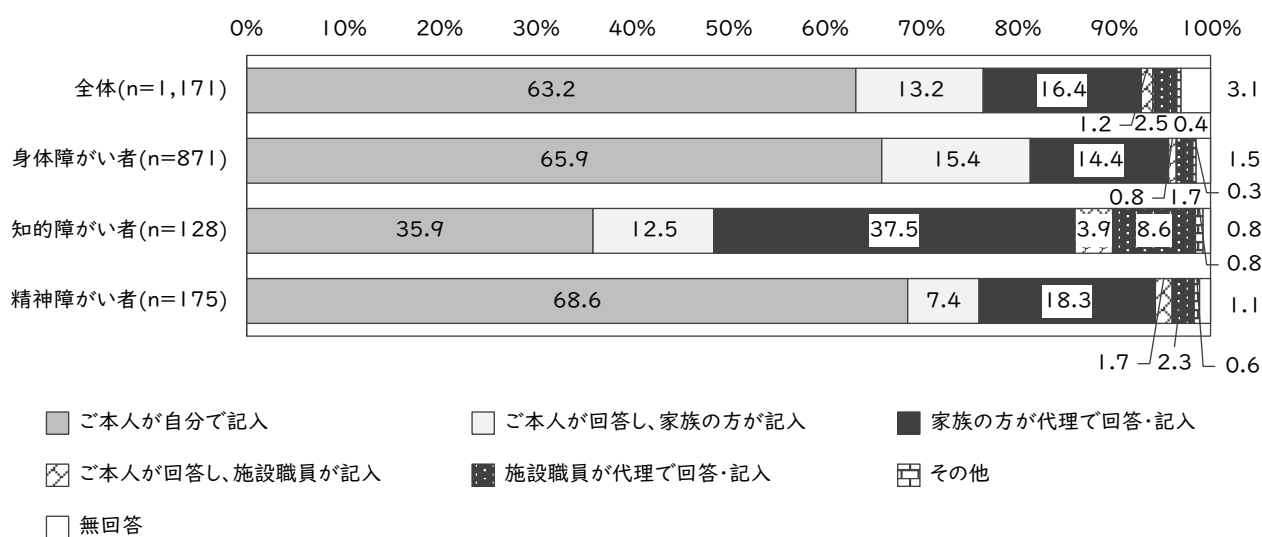
障がい者調査

■回答者の属性について

回答者の属性については、全体では「ご本人が自分で記入」が63.2%と最も多く、次いで「家族の方が代理で回答・記入」が16.4%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい者及び精神障がい者は全体と同様の傾向となっていますが、知的障がい者では「家族の方が代理で回答・記入」が37.5%と最も多くなっています。

図表2-11 回答者の属性

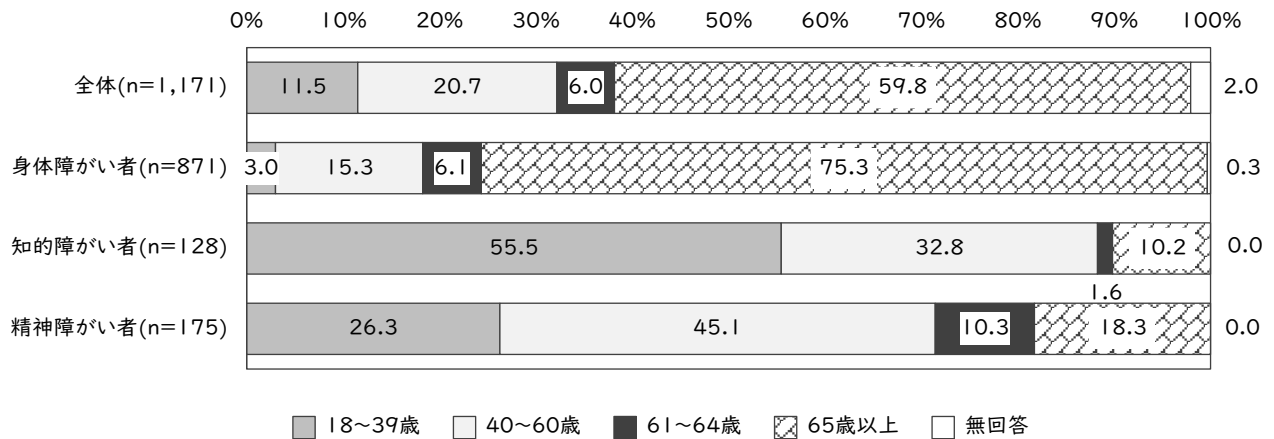


■回答者の年代について

回答者の年代については、全体では「18～39歳」が11.5%、「40～60歳」が20.7%、「61～64歳」が6.0%、「65歳以上」が59.8%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい者では「65歳以上」が75.3%と高齢者が多くなっていますが、知的障がい者では「60歳以下（「18～39歳」及び「40～60歳」の合計。以下、同じ。）」が88.3%、精神障がい者では71.4%と高齢者よりも若い世代で多くなっています。

図表2-12 回答者の年代

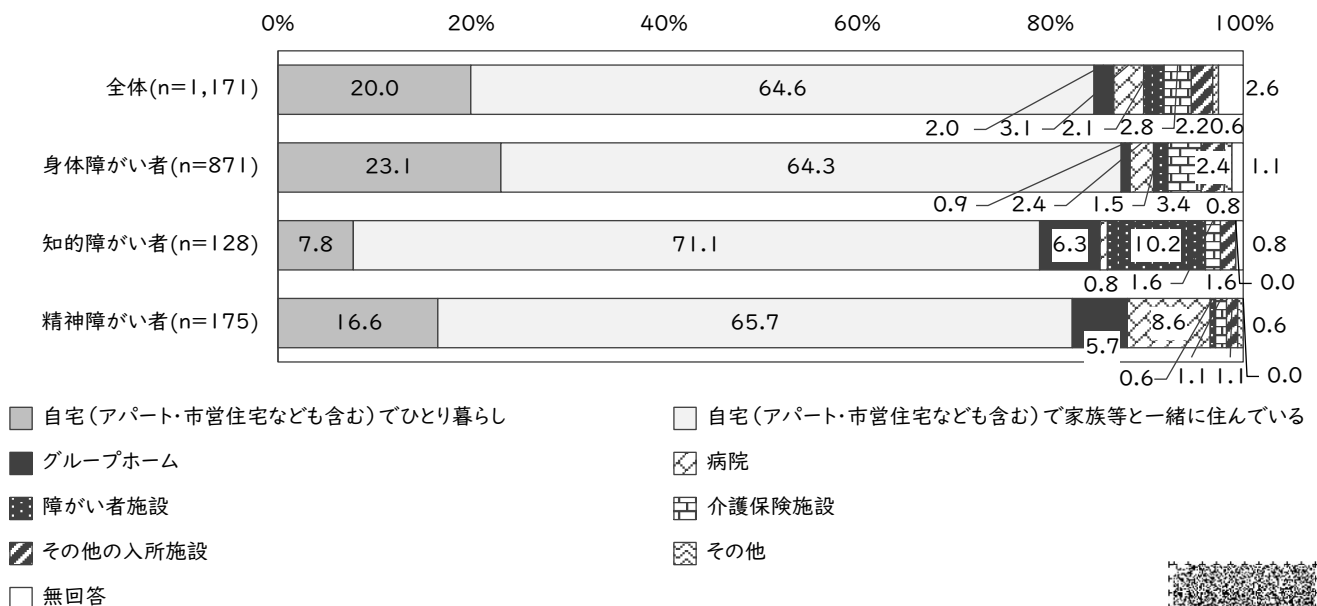


■回答者の住まいについて

回答者の住まいについては、全体では「自宅（「自宅でひとり暮らし」及び「自宅で家族等と一緒に住んでいる」の合計。以下、同じ。）」が84.6%と最も多くなっています。

障がい種別ごとにみると、いずれの障がいにおいても「自宅」が最も多くなっていますが、知的障がい者では「障がい者施設」及び「グループホーム」、精神障がい者では「病院」が他の障がい種別と比較して多くなっています。

図表2-13 回答者の住まい



第2章 障がい者をとりまく現状と課題

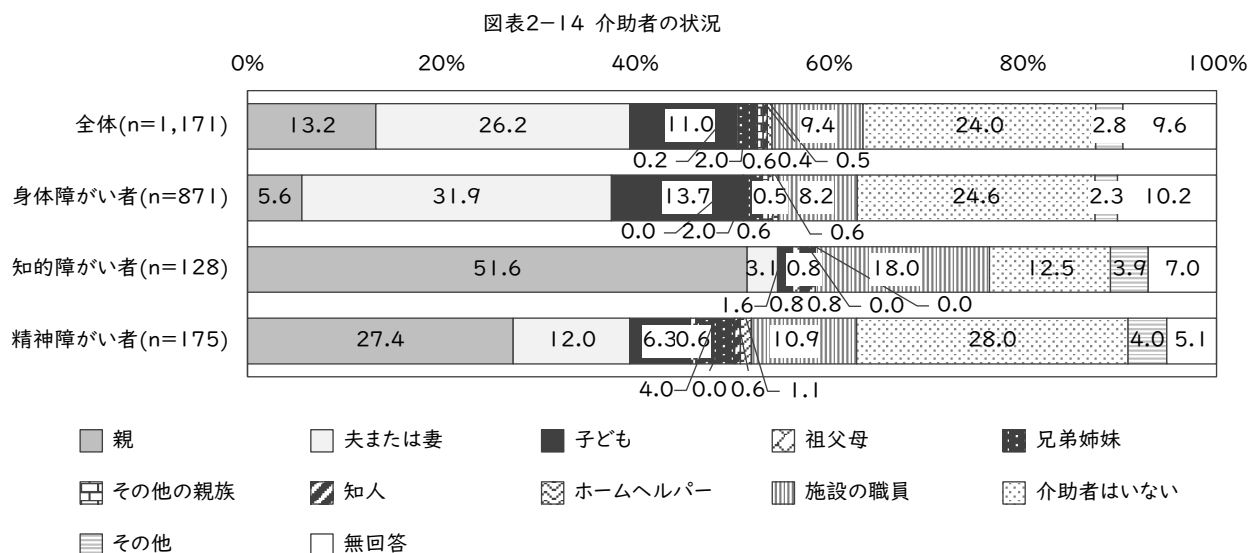
2 アンケート調査結果の概要

■介助者の状況について

介助者の状況については、全体では「夫または妻」が26.2%と最も多くなっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい者では「夫または妻」が31.9%、知的障がい者では「親」が51.6%と最も多くなっています。

一方で、精神障がい者では「介助者はいない」が28.0%と最も多く、他の障がい種別においても1割以上「介助者はいない」状況となっています。



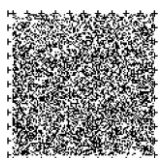
■必要な支援について

必要な支援については、全体では「外出」が33.3%と最も多く、次いで「各種手続き（書類を書くなど）」が30.7%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい者では「外出」が32.4%、知的障がい者及び精神障がい者では「各種手続き（書類を書くなど）」がそれぞれ57.0%、38.3%と最も多くなっています。

図表2-15 必要な支援内容 (%)

	外出	各種手続き (書類を書くなど)	身の回りの掃除や洗濯	買い物	食事	医療的ケア	服薬管理	金銭管理	入浴	着替え(身だしなみ)	コミュニケーション	トイレ	住む場所	家の中の移動	寝返り、起き上がり	その他	無回答
全体(n=1,171)	33.3	30.7	30.1	30.1	24.9	22.4	20.7	19.8	19.4	15.3	14.6	12.2	9.1	6.0	4.6	13.5	18.8
身体障がい者(n=871)	32.4	26.8	30.0	29.4	24.7	21.8	18.4	14.1	22.2	16.6	8.7	14.6	5.7	7.5	5.9	14.7	20.8
知的障がい者(n=128)	47.7	57.0	41.4	39.1	32.8	15.6	37.5	56.3	25.0	22.7	34.4	15.6	23.4	3.1	0.8	6.3	10.9
精神障がい者(n=175)	35.4	38.3	26.9	30.9	26.9	32.0	25.1	29.7	8.6	8.0	32.6	4.0	20.0	1.7	2.9	10.9	9.1



■スポーツや文化活動について

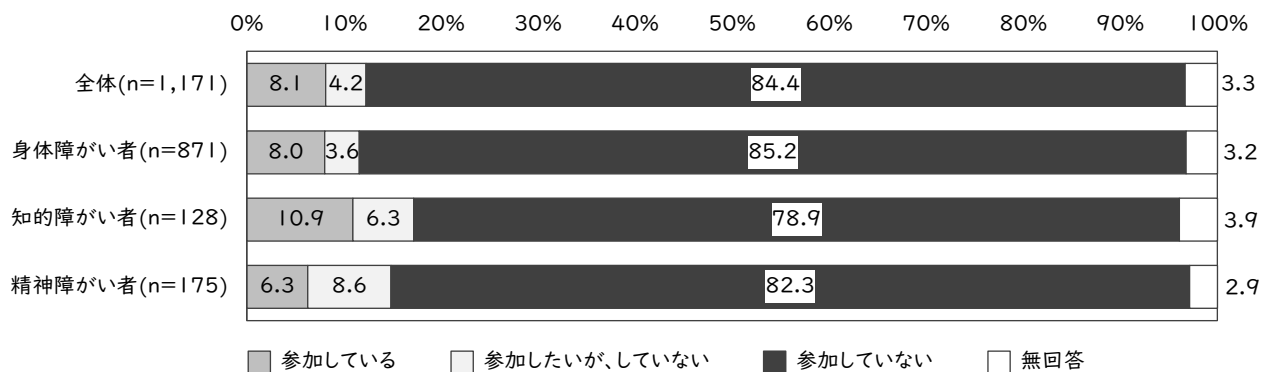
スポーツや文化活動の参加状況については、全体では「参加している」が8.1%、「参加したいが、していない」が4.2%、「参加していない」が84.4%となっています。

障がい種別ごとにみると、いずれの障がい種別においても「参加していない」が7割以上となっています。

スポーツや文化活動に参加していない理由については、身体障がい者及び精神障がい者では「病気や健康に不安がある」がそれぞれ37.9%、42.8%、知的障がい者では「参加したい活動がない」が40.4%と最も多くなっています。

スポーツや文化活動の希望条件については、「わからない」を除いて、いずれの障がい種別においても「身近で気軽に使える施設があると良い」が最も多くなっています。

図表2-16 スポーツや文化活動の参加状況



図表2-17 スポーツや文化活動に参加していない理由

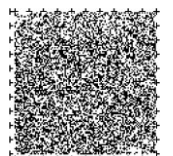
(%)

	病気や健康に不安がある	参加したい活動がない	参加するまでの移動手段がない	曜日や時間が自分の都合と合わない	障がいがあるため、参加を断られた	その他	無回答
全体 (n=1,037)	35.5	25.6	16.0	13.2	1.9	23.1	8.8
身体障がい者 (n=773)	37.9	22.4	16.3	11.3	1.9	22.0	10.2
知的障がい者 (n=109)	13.8	40.4	16.5	20.2	1.8	24.8	6.4
精神障がい者 (n=159)	42.8	28.3	17.0	16.4	1.3	28.9	3.8

図表2-18 スポーツや文化活動の希望条件

(%)

	身近で気軽に使える施設があると良い	安く使える施設があると良い	経済的な援助があると良い	一緒にスポーツをする仲間がいると良い	施設の環境・雰囲気が良くなると良い	スポーツを教えてくれる人がいると良い	時間に余裕があると良い	子どもを預けられるところがあると良い	わからない	その他	無回答
全体(n=1,171)	41.0	22.5	21.6	19.9	16.7	12.6	9.4	1.6	25.6	6.1	10.8
身体障がい者(n=871)	40.0	21.0	19.2	16.6	15.3	10.2	8.2	0.9	26.5	6.4	12.3
知的障がい者(n=128)	37.5	21.9	18.8	28.1	16.4	22.7	13.3	3.1	30.5	0.8	6.3
精神障がい者(n=175)	48.0	28.0	37.7	27.4	25.1	16.0	13.7	5.1	21.7	8.6	4.0



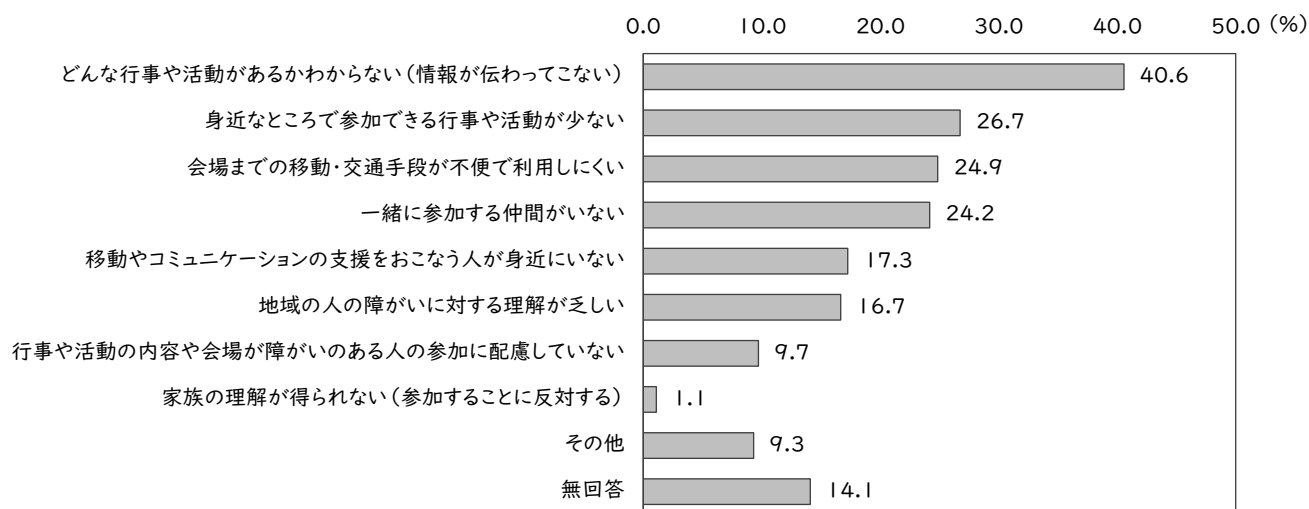
第2章 障がい者を取りまく現状と課題

2 アンケート調査結果の概要

■障がいのある人にとって、地域社会への参加を阻む要因について

障がいのある人にとって、地域社会への参加を阻む要因については、「どんな行事や活動があるかわからない（情報が伝わってこない）」が40.6%と最も多く、次いで「身近なところで参加できる行事や活動が少ない」が26.7%、「会場までの移動・交通手段が不便で利用しにくい」が24.9%となっています。

図表2-18 スポーツや文化活動の希望条件



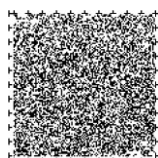
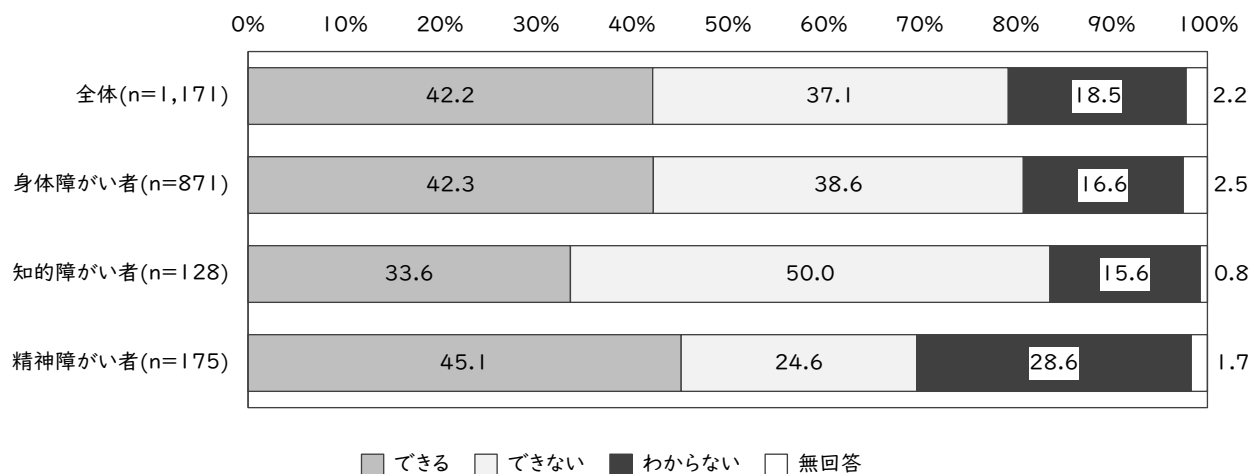
■災害時の自力避難の可否について

災害時の自力避難の可否については、全体では「できる」が42.2%、「できない」が37.1%、「わからない」が18.5%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい者及び精神障がい者では「できる」がそれぞれ42.3%、45.1%となっています。

一方で、知的障がい者では「できる」が33.6%、「できない」が50.0%となっていることから他の障がい種別と比較して自力避難が難しい状況にあるということがわかります。

図表2-19 災害時の自力避難の可否



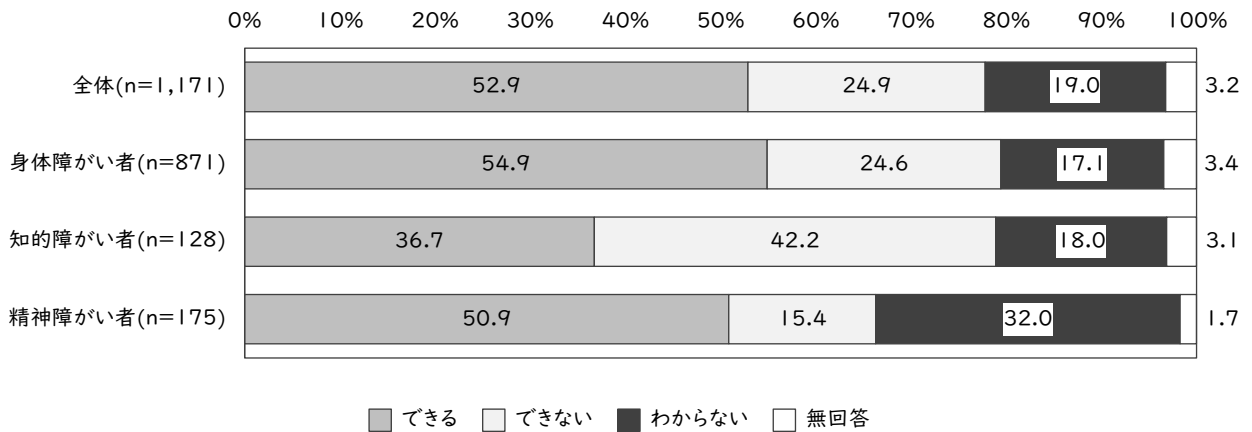
■災害時の情報発信の可否について

災害時の情報発信の可否については、全体では「できる」が52.9%、「できない」が24.9%、「わからない」が19.0%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい者及び精神障がい者では「できる」がそれぞれ54.9%、50.9%となっています。

一方で、知的障がい者では「できる」が36.7%、「できない」が42.2%となっていることから、災害時の自力避難と同様に他の障がい種別と比較して災害時の情報発信が難しい状況にあるということがわかります。

図表2-20 災害時の情報発信の可否



■災害時に必要な支援について

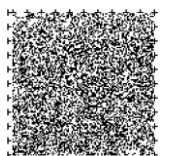
災害時に必要な支援については、全体では「災害の情報をわかりやすく伝えてほしい」が45.1%と最も多く、次いで「避難場所の情報を的確に伝えてほしい」が40.6%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい者では「災害の情報をわかりやすく伝えてほしい」が45.1%、知的障がい者では「避難場所の情報を的確に伝えてほしい」が45.3%、精神障がい者では「避難場所の情報を的確に伝えてほしい」が49.7%と最も多くなっています。

図表2-21 災害時に必要な支援

(%)

	災害の情報をわかりやすく伝えてほしい	避難場所の情報を的確に伝えてほしい	障がいの種類や程度に対応した配慮をしてほしい	一人では避難できないので、移動の介助をしてほしい	地域の人にすぐに安否確認等をしてほしい	特に必要なことはない	その他	無回答
全体 (n=1,171)	45.1	40.6	34.1	31.6	17.2	13.8	3.9	4.9
身体障がい者 (n=871)	45.1	39.2	32.0	33.3	16.6	14.5	3.6	5.5
知的障がい者 (n=128)	38.3	38.3	45.3	36.7	20.3	13.3	0.8	2.3
精神障がい者 (n=175)	47.4	49.7	34.9	20.6	16.0	10.9	8.0	3.4



第2章 障がい者を取りまく現状と課題

2 アンケート調査結果の概要

■外出をする際に困っていることについて

外出をする際に困っていることについては、「特に困っていることはない」を除いて、全体では「公共交通機関が利用しにくい」が24.6%と最も多く、次いで「道路や施設などに段差が多い」が18.0%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい者では「公共交通機関が利用しにくい」が23.9%と最も多く、次いで「道路や施設などに段差が多い」が22.2%となっています。

知的障がい者では「人と会話をすることが困難」が33.6%と最も多く、次いで「公共交通機関が利用しにくい」が31.3%となっています。

精神障がい者では「人の視線が気になる」が30.9%と最も多く、次いで「人と会話をすることが困難」が22.9%となっています。

図表2-22 外出をする際に困っていること

(%)

	公共交通機関が利用しにくい	道路や施設などに段差が多い	移動手段を利用する経費が高い	車の往来に危険を感じる	人と会話をすることが困難	介助者がいない	人の視線が気になる	建物の設備が利用しにくい	特に困っていることはない	その他	無回答
全体(n=1,171)	24.6	18.0	14.9	14.6	13.5	10.2	9.8	8.2	34.3	8.1	7.0
身体障がい者(n=871)	23.9	22.2	14.0	14.5	8.8	10.9	4.8	9.1	35.6	8.2	7.7
知的障がい者(n=128)	31.3	7.8	13.3	14.1	33.6	9.4	16.4	6.3	33.6	1.6	4.7
精神障がい者(n=175)	21.7	7.4	18.9	12.0	22.9	8.0	30.9	6.3	26.9	13.1	4.6

■仕事をする上で感じる不安や不満について

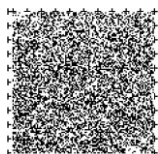
仕事をする上で感じる不安や不満については、「特にない」を除いて、全体では「収入が少ない」が13.7%と最も多く、次いで「通勤するのが大変である」が10.8%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい者では「通勤するのが大変である」が9.3%、知的障がい者では「収入が少ない」が27.3%、精神障がい者では「人間関係がうまくいかない」が38.9%と最も多くなっています。

図表2-23 仕事をする上で感じる不安や不満

(%)

	収入が少ない	通勤するのが大変である	人間関係がうまくいかない	就労時間や仕事内容の負担が大きい	職場の設備(トイレなどに不備がある)	技能や能力が生かせない	健康保険・厚生年金などが無い	職場や仕事に将来性がない	特にない	その他	無回答
全体(n=1,171)	13.7	10.8	10.7	7.3	5.0	3.9	3.2	3.0	28.6	8.0	33.1
身体障がい者(n=871)	8.8	9.3	5.5	5.6	5.2	3.2	2.4	1.4	31.6	7.8	37.3
知的障がい者(n=128)	27.3	12.5	16.4	6.3	6.3	3.9	7.0	4.7	33.6	3.1	15.6
精神障がい者(n=175)	30.3	18.9	38.9	16.6	4.0	9.1	8.0	11.4	10.9	15.4	13.1



■制度やサービスを利用する上で感じる不満について

制度やサービスを利用する上で感じる不満については、「特に困っていない」を除いて、全体では「サービスに関する情報が少ない」が28.7%と最も多く、次いで「サービスの内容や使い方がよくわからない」が23.8%となっています。

障がい種別ごとにみると、いずれの障がい種別においても全体と同様の傾向であり、「サービスに関する情報が少ない」が最も多く、次いで「サービスの内容や使い方がよくわからない」となっています。

図表2-24 制度やサービスを利用する上で感じる不満

(%)

	サービスに関する情報が少ない	サービスの内容や使い方がよくわからない	サービス利用の手続きが大変	生活上の支援が不十分	利用したいサービスが利用できない	利用できる回数や日数が少ない	施設への通所が大変	利用者負担について困っている	事業者との日時などの調整が大変	入居のための費用で困っている	サービスの質について困っている	他の利用者との関係について困っている	プライバシーが十分守られない	他の居住者との関係で困っている	特に困っていない	その他	無回答
全体(n=1,171)	28.7	23.8	14.3	5.6	5.4	4.4	4.2	3.8	3.2	3.1	2.6	2.0	2.0	0.9	27.8	5.2	24.4
身体障がい者(n=871)	27.1	22.8	13.5	5.1	4.2	4.1	2.9	3.8	2.9	3.0	2.2	0.8	1.5	0.8	28.4	4.8	27.0
知的障がい者(n=128)	28.9	21.9	14.8	6.3	8.6	7.0	10.9	3.1	3.9	0.8	3.9	4.7	2.3	0.8	37.5	5.5	13.3
精神障がい者(n=175)	38.9	28.0	22.9	10.3	10.9	8.6	6.9	6.9	4.6	5.1	4.6	6.9	4.6	1.7	18.9	8.6	13.7

■将来に対する不安について

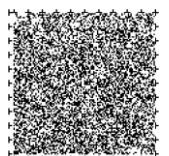
将来に対する不安については、「特に不安はない」を除いて、全体では「お金について」が42.2%と最も多く、次いで「日常生活について」が34.6%、「困ったときの相談・援助について」が34.5%となっています。

障がい種別ごとにみると、いずれの障がい種別においても「お金について」が最も多く、次いで身体障がい者では「日常生活について」、知的障がい者及び精神障がい者では「困ったときの相談・援助について」となっています。

図表2-25 将来に対する不安

(%)

	お金について	日常生活について	困ったときの相談・援助について	医療に関する相談・援助について	住む場所について	就職や仕事について	結婚について	隣人などとの関係について	特に不安はない	その他	無回答
全体(n=1,171)	42.2	34.6	34.5	27.2	16.4	14.0	6.4	6.1	18.4	4.7	8.7
身体障がい者(n=871)	37.0	32.1	30.1	27.6	11.5	7.5	2.6	4.7	21.1	4.7	10.0
知的障がい者(n=128)	55.5	44.5	49.2	24.2	35.9	21.9	14.8	6.3	12.5	5.5	1.6
精神障がい者(n=175)	64.0	42.9	45.1	28.0	26.9	41.7	18.9	13.7	7.4	6.9	3.4



第2章 障がい者を取りまく現状と課題

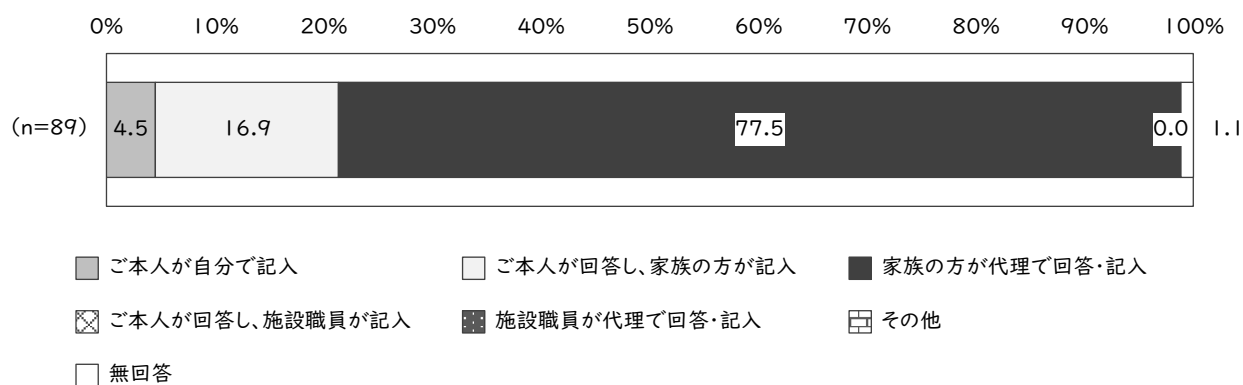
2 アンケート調査結果の概要

障がい児調査

■回答者の属性について

回答者の属性については、「家族の方が代理で回答・記入」が77.5%と最も多く、次いで「ご本人が回答し、家族の方が記入」が16.9%、「ご本人が自分で記入」が4.5%となっています。

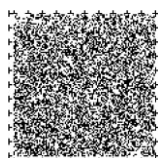
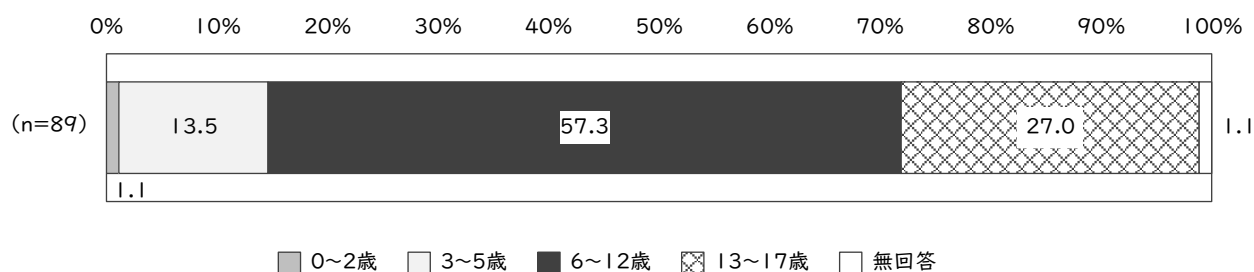
図表2-26 回答者の属性



■回答者の年齢について

回答者の年齢については、「0～2歳」が1.1%、「3～5歳」が13.5%、「6～12歳」が57.3%、「13～17歳」が27.0%となっています。

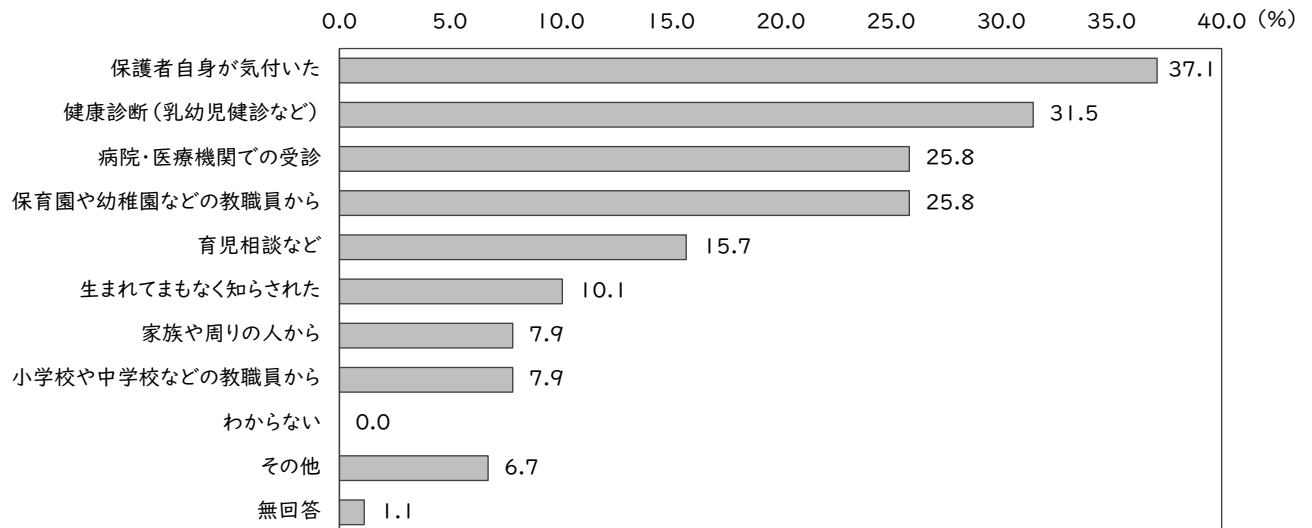
図表2-27 回答者の年齢



■発達不安や障がいに気づいたきっかけについて

発達不安や障がいに気づいたきっかけについては、「保護者自身が気づいた」が37.1%と最も多く、次いで「健康診断（乳幼児健診など）」が31.5%、「病院・医療機関での受診」及び「保育園や幼稚園などの教職員から」がともに25.8%となっています。

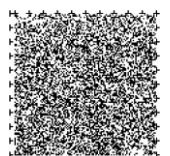
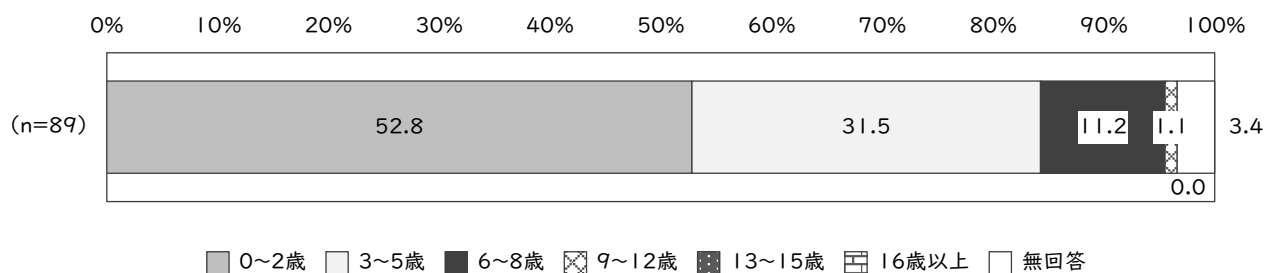
図表2-28 発達不安や障がいに気づいたきっかけ



■発達不安や障がいに気づいた年齢について

発達不安や障がいに気づいた年齢については、「0～2歳」が52.8%と最も多く、次いで「3～5歳」が31.5%、「6～8歳」が11.2%となっています。

図表2-29 発達不安や障がいに気づいた年齢



第2章 障がい者を取りまく現状と課題

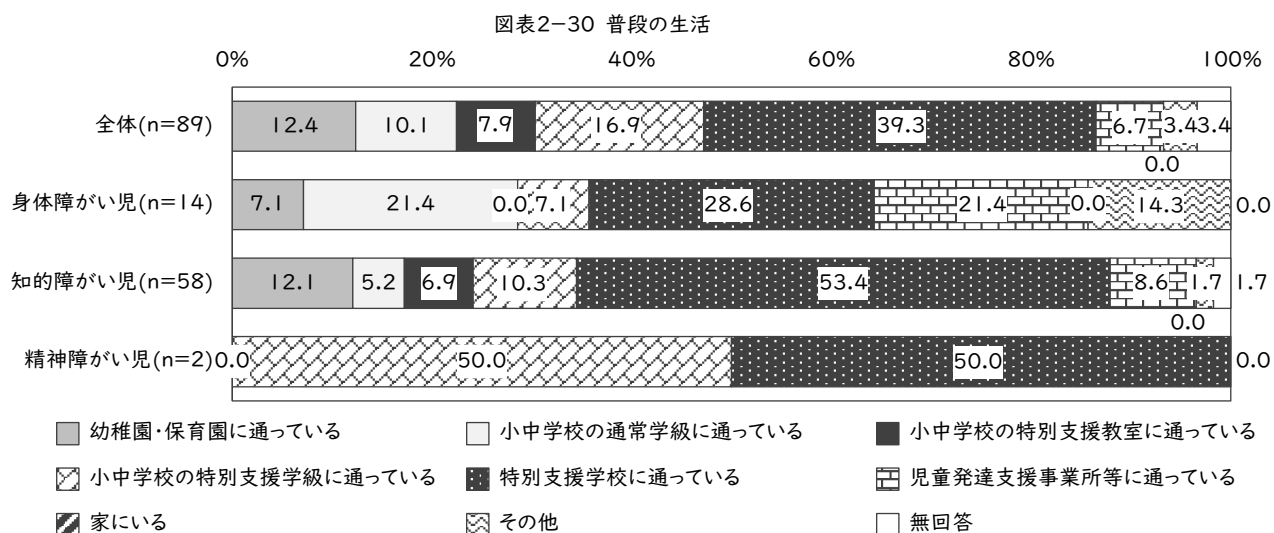
2 アンケート調査結果の概要

■普段の生活について

普段の生活については、全体では「特別支援学校に通っている」が39.3%と最も多く、次いで「小中学校の特別支援学級に通っている」が16.9%、「幼稚園・保育園」が12.4%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい児では「特別支援学校に通っている」が28.6%と最も多く、次いで「小中学校の通常学級に通っている」及び「児童発達支援事業所等に通っている」がともに21.4%となっています。

知的障がい児では「特別支援学校に通っている」が53.4%と最も多く、次いで「幼稚園・保育園に通っている」が12.1%となっています。



■保育園や幼稚園、学校などで困っていることについて

保育園や幼稚園、学校などで困っていることについては、全体では「今後の進学先・進路」が46.1%と最も多く、次いで「周囲の友達との関係」が22.5%となっています。

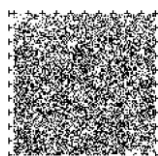
障がい種別ごとにみると、身体障がい児では「今後の進学先・進路」が35.7%と最も多く、次いで「費用などの経済的な負担」及び「送迎や付き添いなどの負担」がともに21.4%となっています。

知的障がい児では「今後の進学先・進路」が44.8%と最も多く、次いで「周囲の友達との関係」及び「費用などの経済的な負担」がともに20.7%となっています。

図表2-31 保育園や幼稚園、学校などで困っていること

(%)

	今後の進学先・進路	周囲の友達との関係	費用などの経済的な負担	送迎や付き添いなどの負担	長期の休み中に過ごす場所がない	教職員が少ない	教職員の指導の仕方	放課後に過ごす場所がない	通園・通学が不便	トイレなどの設備	特に困っていることはない	その他	無回答
全体 (n=89)	46.1	22.5	20.2	13.5	7.9	4.5	3.4	3.4	2.2	1.1	13.5	4.5	24.7
身体障がい児 (n=14)	35.7	7.1	21.4	21.4	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	14.3	21.4	28.6
知的障がい児 (n=58)	44.8	20.7	20.7	15.5	5.2	3.4	1.7	3.4	1.7	0.0	13.8	5.2	22.4
精神障がい児 (n=2)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0



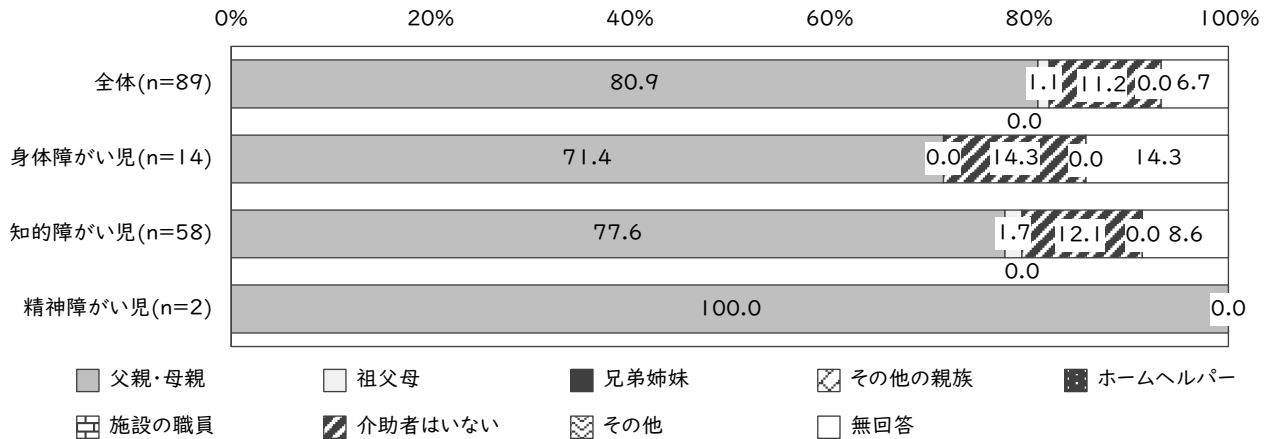
■介助者の状況について

介助者の状況については、全体では「父親・母親」が80.9%と最も多くなっています。

障がい種別ごとにみると、いずれの障がい種別においても「父親・母親」が最も多くなっています。

一方で、「介助者はいない」と回答した人が身体障がい児では14.3%、知的障がい児が12.1%となっています。

図表2-32 介助者の状況



■必要とする支援について

必要とする支援については、全体では「コミュニケーション」が59.6%と最も多く、次いで「各種手続き(書類を書くなど)」が57.3%となっています。

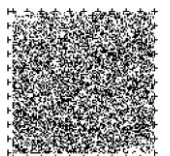
障がい種別ごとにみると、知的障がい児では全体と同様の傾向であり、「コミュニケーション」が72.4%と最も多く、次いで「各種手続き(書類を書くなど)」が67.2%となっています。

一方で、身体障がい児では「服薬管理」が78.6%と最も多く、次いで「身の回りの掃除や洗濯」が71.4%となっています。

図表2-33 必要とする支援について

(%)

	コミュニケーション	各種手続き(書類を書くなど)	服薬管理	外出	身の回りの掃除や洗濯	金銭管理	入浴	買い物	着替え(身だしなみ)	食事	トイレ	医療的ケア	家の中の移動	寝返り、起き上がり	特に必要としていない	その他	無回答
全体(n=89)	59.6	57.3	55.1	51.7	50.6	46.1	42.7	41.6	37.1	33.7	29.2	21.3	5.6	3.4	13.5	1.1	2.2
身体障がい児(n=14)	28.6	50.0	78.6	64.3	71.4	42.9	64.3	42.9	50.0	57.1	57.1	50.0	35.7	21.4	21.4	7.1	0.0
知的障がい児(n=58)	72.4	67.2	56.9	63.8	51.7	56.9	46.6	50.0	43.1	39.7	32.8	20.7	6.9	3.4	12.1	0.0	1.7
精神障がい児(n=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0



第2章 障がい者を取りまく現状と課題

2 アンケート調査結果の概要

■スポーツや文化活動について

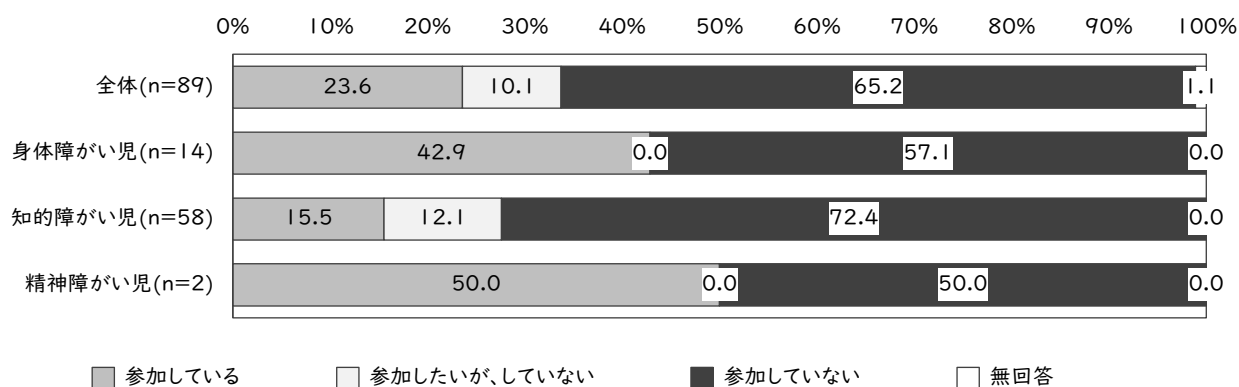
スポーツや文化活動の参加状況については、全体では「参加している」が23.6%、「参加したいが、していない」が10.1%、「参加していない」が65.2%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい児では「参加している」が42.9%、「参加していない」が57.1%、知的障がい児では「参加している」が15.5%、「参加したいが、していない」が12.1%、「参加していない」が72.4%となっており、身体障がい児と比較して参加者が少なくなっています。

スポーツや文化活動の希望条件については、全体では「身近で気軽に使える施設があると良い」が62.9%と最も多く、次いで「安く使える施設があると良い」が42.7%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい児では「身近で気軽に使える施設があると良い」が57.1%と最も多く、次いで「スポーツを教えてくれる人がいると良い」が42.9%、知的障がい児では「身近で気軽に使える施設があると良い」が65.5%と最も多く、次いで「安く使える施設があると良い」が41.4%となっています。

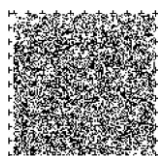
図表2-34 スポーツや文化活動の参加状況



図表2-35 スポーツや文化活動の希望条件

(%)

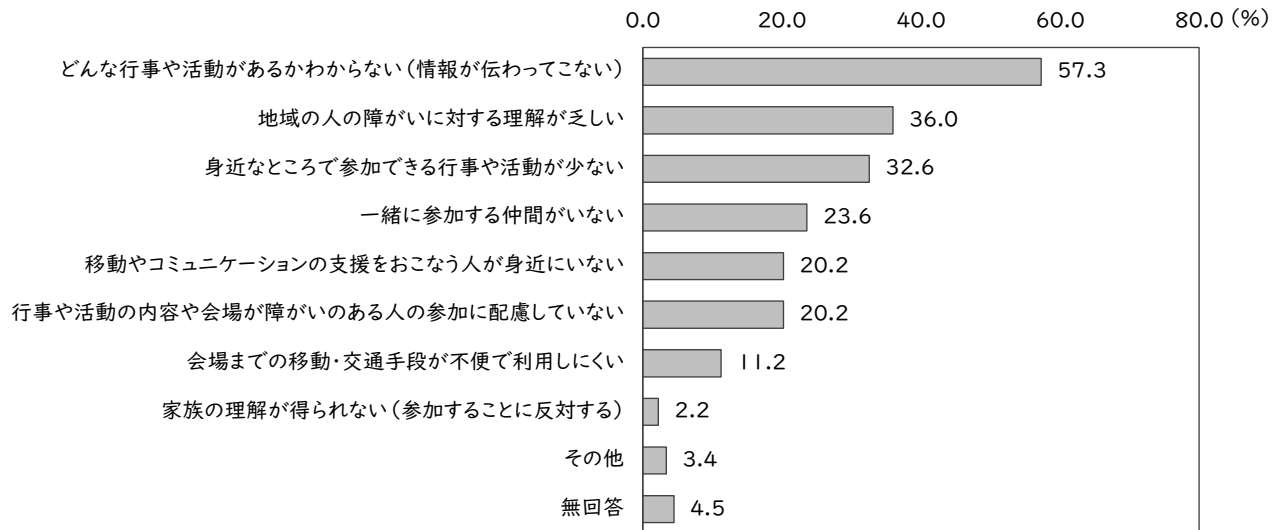
	身近で気軽に使える施設があると良い	安く使える施設があると良い	スポーツを教えてくれる人がいると良い	一緒にスポーツをする仲間がいると良い	経済的な援助があると良い	施設的环境・雰囲気が良くなると良い	子どもを預けられるところがあると良い	時間に余裕があると良い	わからない	その他	無回答
全体(n=89)	62.9	42.7	41.6	39.3	33.7	30.3	20.2	20.2	9.0	3.4	2.2
身体障がい児(n=14)	57.1	21.4	42.9	35.7	35.7	28.6	7.1	28.6	14.3	7.1	0.0
知的障がい児(n=58)	65.5	41.4	39.7	39.7	37.9	29.3	19.0	24.1	12.1	3.4	1.7
精神障がい児(n=2)	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0



■障がいのある人にとって、地域社会への参加を阻む要因について

障がいのある人にとって、地域社会への参加を阻む要因については、全体では「どんな行事や活動があるかわからない（情報が伝わってこない）」が57.3%と最も多く、次いで「地域の人の障がいに対する理解が乏しい」が36.0%となっています。

図表2-36 地域社会への参加を阻む要因

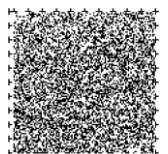
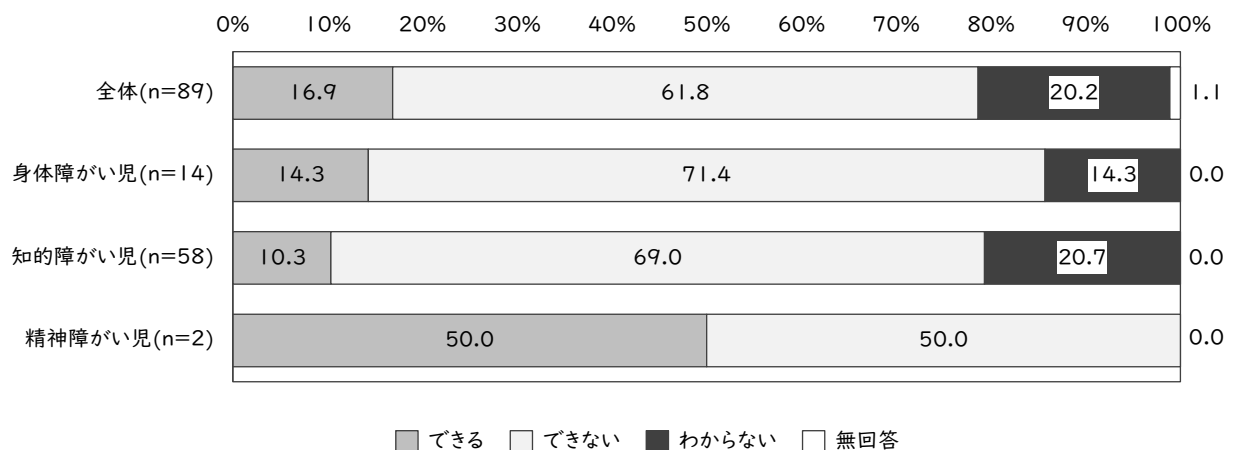


■災害時の自力避難の可否について

災害時の自力避難の可否については、全体では「できる」が16.9%、「できない」が61.8%、「わからない」が20.2%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい児及び精神障がい児では「できる」がそれぞれ14.3%、10.3%となっていることから、総体的に自力避難が難しい状況にあるということがわかります。

図表2-37 災害時の自力避難の可否



第2章 障がい者を取りまく現状と課題

2 アンケート調査結果の概要

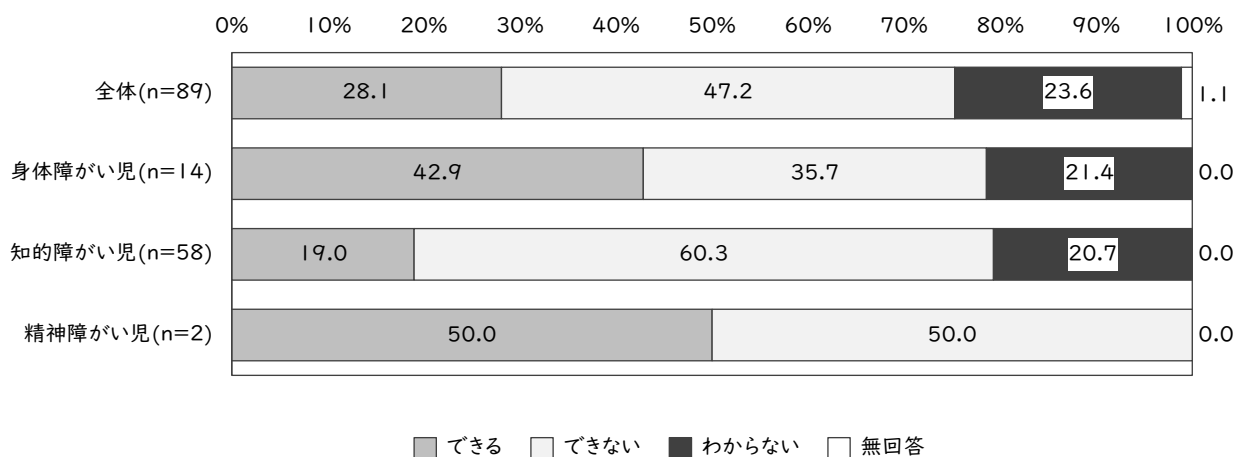
■災害時の情報発信の可否について

災害時の情報発信の可否については、全体では「できる」が28.1%、「できない」が47.2%、「わからない」が23.6%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい児では「できる」が42.9%となっています。

一方で、知的障がい児では「できる」が19.0%、「できない」が60.3%となっていることから、身体障がい児と比較して災害時の情報発信が難しい状況にあるということがわかります。

図表2-38 災害時の情報発信の可否



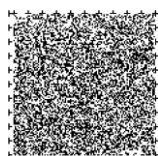
■災害時に必要な支援について

災害時に必要な支援については、全体では「障がいの種類や程度に対応した配慮をしてほしい」が59.6%と最も多く、次いで「災害の情報をわかりやすく伝えてほしい」が50.6%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい児では「一人では避難できないので、移動の介助をしてほしい」が64.3%、知的障がい児では「障がいの種類や程度に対応した配慮をしてほしい」が65.5%と最も多くなっています。

図表2-39 災害時に必要な支援 (%)

	障がいの種類や程度に対応した配慮をしてほしい	災害の情報をわかりやすく伝えてほしい	避難場所の情報を的確に伝えてほしい	一人では避難できないので、移動の介助をしてほしい	地域の人にすぐに安否確認等をしてほしい	特に必要なことはない	その他	無回答
全体 (n=89)	59.6	50.6	46.1	38.2	19.1	6.7	6.7	2.2
身体障がい児 (n=14)	57.1	42.9	57.1	64.3	14.3	28.6	21.4	7.1
知的障がい児 (n=58)	65.5	51.7	46.6	44.8	25.9	5.2	6.9	0.0
精神障がい児 (n=2)	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0



■制度やサービスを利用する上で感じる不満について

制度やサービスを利用する上で感じる不満については、「特に困っていない」を除いて、全体では「サービスの内容や使い方がよくわからない」及び「サービスに関する情報が少ない」がともに28.1%と最も多くなっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい児では「サービスに関する情報が少ない」及び「サービス利用の手続きが大変」がともに35.7%、知的障がい児では「サービスの内容や使い方がよくわからない」が31.0%と最も多くなっています。

図表2-40 制度やサービスを利用する上で感じる不満

(%)

	サービスの内容や使い方がよくわからない	サービスに関する情報が少ない	サービス利用の手続きが大変	事業者との日時などの調整が大変	利用できる回数や日数が少ない	施設への通所が大変	利用者負担について困っている	利用したいサービスが利用できない	サービスの質について困っている	他の利用者との関係について困っている	他の居住者との関係で困っている	入居のための費用で困っている	生活上の支援が不十分	プライバシーが十分守られない	特に困っていない	その他	無回答
全体(n=89)	28.1	28.1	24.7	12.4	11.2	6.7	5.6	4.5	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	24.7	9.0	6.7
身体障がい児(n=14)	21.4	35.7	35.7	7.1	14.3	14.3	7.1	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	21.4	14.3	7.1
知的障がい児(n=58)	31.0	29.3	19.0	10.3	13.8	8.6	1.7	5.2	0.0	5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	27.6	8.6	6.9
精神障がい児(n=2)	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0

■利用意向のあるサービスについて

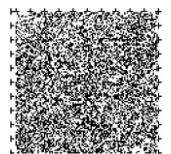
利用意向のあるサービスについては、全体では「放課後等デイサービス」が56.2%と最も多く、次いで「日中一時支援」が22.5%となっています。

障がい種別ごとにみると、いずれの障がい種別においても「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。

図表2-41 利用意向のあるサービス

(%)

	放課後等デイサービス	日中一時支援	児童発達支援 (児童発達支援センター)	短期入所	日常生活用具の利用	移動支援	補装具の利用	居宅介護	医療型児童発達支援	その他	無回答
全体(n=89)	56.2	22.5	21.3	12.4	5.6	4.5	4.5	3.4	2.2	3.4	21.3
身体障がい児(n=14)	42.9	28.6	14.3	28.6	35.7	7.1	28.6	21.4	7.1	21.4	28.6
知的障がい児(n=58)	56.9	24.1	17.2	17.2	5.2	5.2	1.7	1.7	3.4	5.2	19.0
精神障がい児(n=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



第2章 障がい者を取りまく現状と課題

2 アンケート調査結果の概要

■将来に対する不安について

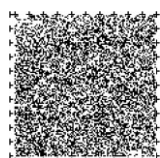
将来に対する不安については、全体では「就職や仕事について」が79.8%と最も多く、次いで「日常生活について」及び「お金について」がともに65.2%となっています。

障がい種別ごとにみると、身体障がい児では「日常生活について」が64.3%と最も多く、次いで「就職や仕事について」が57.1%、知的障がい児では「就職や仕事について」が79.3%と最も多く、次いで「お金について」が70.7%となっています。

図表2-42 将来に対する不安

(%)

	就職や仕事について	日常生活について	お金について	困ったときの相談・援助について	住む場所について	医療に関する相談・援助について	結婚について	隣人などの関係について	特に不安はない	その他	無回答
全体(n=89)	79.8	65.2	65.2	58.4	34.8	31.5	29.2	9.0	2.2	6.7	2.2
身体障がい児(n=14)	57.1	64.3	42.9	50.0	28.6	50.0	35.7	7.1	7.1	14.3	7.1
知的障がい児(n=58)	79.3	67.2	70.7	63.8	41.4	32.8	22.4	13.8	1.7	8.6	1.7
精神障がい児(n=2)	50.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



3 サービス提供量の現状

(2)ー1 居宅サービスの利用状況

①ホームヘルプサービス

ホームヘルプサービスとは、自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を受けることができるサービスとなっています。

ホームヘルプサービスの利用者数については、令和4年度で42人となっています。

また、利用時間については、令和4年で725時間となっており、令和3年から51時間減少しています。

図表2-43 ホームヘルプサービスの利用状況(単位:各年度月平均)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数(人)	48	44	42	42
利用時間(時間)	766	738	776	725

※小数以下は四捨五入(資料:社会福祉課)

②短期入所(ショートステイ)

短期入所(ショートステイ)とは、自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を受けることができるサービスとなっています。

短期入所(ショートステイ)の利用者数については、令和4年で10人と、令和元年の約3分の1の人数となっています。

また、利用日数については、令和4年で149日となっており、令和元年の約2分の1の日数となっています。

図表2-44 短期入所(ショートステイ)の利用状況(単位:各年度月平均)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数(人)	26	15	10	10
利用日数(日)	277	258	194	149

※小数以下は四捨五入(資料:社会福祉課)

③グループホーム

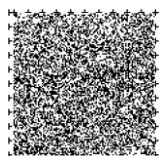
グループホームとは、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を受けることができるサービスとなっています。

グループホームの利用者数については、令和元年から緩やかに増加し続けており、令和4年で98人となっています。

図表2-45 グループホームの利用状況(単位:各年度月平均)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数(人)	88	89	95	98

※小数以下は四捨五入(資料:社会福祉課)



第2章 障がい者を取りまく現状と課題

3 サービス提供量の現状

(2)－2 施設サービスの利用状況

②－1 生活介護

生活介護とは、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受けることができるサービスとなっています。

生活介護の利用者数については、概ね例年通りとなっており、令和4年で176人となっています。

また、利用日数については、令和4年で3,605日となっており、令和3年から59日減少しています。

図表2-46 生活介護の利用状況(単位:各年度月平均)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数(人)	171	180	180	176
利用日数(日)	3,502	3,662	3,664	3,605

※小数以下は四捨五入(資料:社会福祉課)

②－2 自立訓練(機能訓練)

自立訓練(機能訓練)とは、障がいのある人が自立した生活に向けて、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーション等を受けることができるサービスとなっています。

自立訓練(機能訓練)の利用者数については、令和4年で2人となっています。

また、利用日数については、令和元年から増加し続けており、令和4年で23日となっています。

図表2-47 自立訓練(機能訓練)の利用状況(単位:各年度月平均)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数(人)	1	2	3	2
利用日数(日)	7	17	20	23

※小数以下は四捨五入(資料:社会福祉課)

②－3 自立訓練(生活訓練)

自立訓練(生活訓練)とは、障がいのある人が自立した生活に向けて、食事やお金、体調管理など生活する上で必要な能力を身につけるために必要な訓練を受けることができるサービスとなっています。

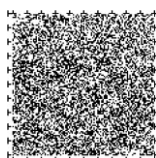
自立訓練(生活訓練)の利用者数については、令和4年で10人となっています。

また、利用日数については、令和4年で195日となっており、令和3年から35日減少しています。

図表2-48 自立訓練(生活訓練)の利用状況(単位:各年度月平均)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数(人)	16	12	13	10
利用日数(日)	275	232	230	195

※小数以下は四捨五入(資料:社会福祉課)



②-4 就労移行支援

就労移行支援とは、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けることができるサービスとなっています。

就労移行支援の利用者数については、令和3年から減少傾向にあり、令和4年で17人となっています。

また、利用日数については、令和4年で280日となっており、令和3年から66日減少しています。

図表2-49 就労移行支援の利用状況（単位：各年度月平均）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数（人）	23	24	19	17
利用日数（日）	388	425	346	280

※小数以下は四捨五入（資料：社会福祉課）

②-5 就労継続支援A型

就労継続支援A型とは、障がいのある人が一般企業などでの就職が困難な場合に、一定の支援がある職場で雇用契約を結んだ上で働くことができるサービスとなっています。

就労継続支援A型の利用者数については、令和4年で43人となっており、令和3年から6人増加しています。

また、利用日数については、令和4年で754日となっており、令和3年から72日増加しています。

図表2-50 就労継続支援A型の利用状況（単位：各年度月平均）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数（人）	31	31	37	43
利用日数（日）	549	585	682	754

※小数以下は四捨五入（資料：社会福祉課）

②-6 就労継続支援B型

就労継続支援B型とは、障がいのある人が一般企業などでの就職、また雇用契約に基づく就労が困難である場合に、雇用契約を結ばずに働くことができるサービスとなっています。

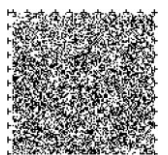
就労継続支援B型の利用日数については、令和元年以降から増加し続けており、令和4年で148人となっています。

また、利用日数については、令和4年で2,586日となっており、令和3年から237日増加しています。

図表2-51 就労継続支援B型の利用状況（単位：各年度月平均）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数（人）	104	118	134	148
利用日数（日）	1,832	2,072	2,349	2,586

※小数以下は四捨五入（資料：社会福祉課）



4 市のこれまでの取組と今後の課題

第4期石岡市障がい者基本計画の策定にあたり、本市の状況、アンケート調査結果、サービス提供量の概要から見えた今後の課題は以下の通りです。

4.1 市のこれまでの取組と評価

基本目標1 お互いを尊重し、理解し合える環境の構築

お互いを尊重し、理解し合える環境の構築のために、人権の尊重等に取り組んできました。

人権の尊重では、日常生活自立支援事業や成年後見制度を実施しました。いずれの事業も制度内容と相談窓口の周知を図ることができたため、利用者数と相談件数が増加しています。

しかしながら、金銭管理を委ねることへの不安感や障がいのある人本人の理解力が低下しているため、障がいのある人本人が同意しないケースが多いことが課題となっています。

そのため、引き続き事業の周知啓発を行うとともに、新たに意思決定支援に関する周知啓発を行うことが必要です。

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

障がい者のための保健・医療・福祉の充実のために、保健・医療サービスの充実、在宅生活支援の充実等に取り組んできました。

保健・医療サービスの充実では、母子保健等を実施し、集団健診を完全予約制にしたことで、待ち時間の少ない受診環境となったため、コロナ禍で減少していた受診者数が回復傾向となっています。

また、訪問指導の対象者が変化しつつあるため、高齢者や認知症の人に対して生活習慣病予防や受診勧奨への取組や、対面にこだわらない仕組みづくりが必要です。

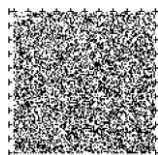
在宅生活支援の充実では、在宅福祉（有償）サービス等を実施し、広報活動の成果もあり、前年よりも生活サポーターの登録数は増加しました。

しかしながら、60代で就業している人が多く、余暇活動も充実している人が多いため、生活サポーターになる人が少なく、生活サポーターに登録しても活動を制限する人が多く実績につながらないことが課題となっていることから、広報活動を強化し、サービスのPRと必要性を広く住民に周知し、生活サポーターの育成を推進することが必要です。

基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

障がい者とともに安心して生活できる環境の構築のために、情報提供・情報取得の強化、防犯・防災体制の確立、バリアフリーのまちづくり等に取り組んできました。

情報提供・情報取得の強化では、声の広報（市報）等を実施し、ダイバーシティやインバウンドを踏まえ、日本語以外の新たな声の広報として、市報を日本語とその他9言語に翻訳し、読み上げることが可能なアプリ「カタログポケット」を導入し、テレホンサービスに代わる新たなツールの作成を行いました。「カタログポケット」のアプリを活用して、今後も市報の音訳による情報提供を行い、障がいのある人がどのような情報を必要としているのかを的確に捉えるため、社会福祉協議会、庁内各課およびボランティアグループとの連携を図っていくことが必要です。



防犯・防災体制の確立では、緊急通報システム貸与事業等を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規申請が横ばいの状況が続いており、申請時の登録電話番号から変わってしまった、または緊急連絡先で登録いただいた人がすでに亡くなっている等の理由から緊急連絡先につながらないことが課題となっています。

また、地域コミュニティの希薄化が進行しており、緊急時の協力者の確保が困難になってきているため、地域間の連携を強化することが必要です。

バリアフリーのまちづくりでは、公共施設のバリアフリー化等を実施しており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、公園トイレの洋式化へ改修を行ったことで、施設利用者が安心して使用できるようになりました。障がいのある人や高齢者を含め、多くの人に利用していただけるよう維持管理を行い、修繕する箇所の優先順位をつけ、優先度の高い施設から修繕を行うことが必要です。

基本目標4 障がい者の社会参加と自立の促進

障がい者の社会参加と自立の促進のために、就労の促進、生涯学習と生涯スポーツの推進等に取り組んできました。

就労の促進では、事業所の障がい者雇用に対する理解促進等を実施しましたが、新型コロナの影響により就労希望者を集めて行う会議や事業所訪問が実施できず、障がい者雇用に係る制度の周知は郵便や電話での案内が中心となったことが原因で、十分な活動が行えませんでした。

そのため、事業所個別訪問、講習会、面接会及びSNS等を通じての障がい者雇用に対する理解促進や受け入れの拡大を図ることが必要です。

生涯学習と生涯スポーツの推進ではニュースポーツの普及に努め、実戦形式による体験やニュースポーツの研修会を企画・実施し、職員及びスポーツ推進委員が参加することによってルールや技術等に対して、指導力の向上を図りました。

また、新しいスポーツであるため、それを広くPRし、普及させることが課題であるため、ニュースポーツの講習会や研修会などを開催し、市民に競技方法・技術指導を行い、競技の普及に努めることが必要です。

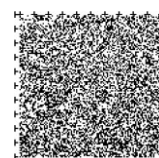
基本目標5 市民の障がい者支援への参加促進

市民の障がい者支援への参加促進のために、市民の主体的な福祉活動の推進、人的資源の活性化と協働活動等に取り組んできました。

市民の主体的な福祉活動の推進では、市民ボランティア講座の強化を図り、学生など若い世代の受講者が増加しました。

しかしながら、新型コロナやインフルエンザなど感染症対策のため、障がい者施設等の受け入れ態勢が整っていないため、ボランティアセンターの機能をさらに充実させ、これからボランティア活動を始めようとしている人に対して、基礎的知識を習得する機会や体験を通して、ボランティア活動をより身近なものとして理解し、今後のボランティア活動のきっかけとしてもらうことが必要です。

人的資源の活性化と協働活動では、市民ボランティア活動の強化を図りましたが、参加する側や受け入れ側の体制などの環境整備が整っていないため、広報誌によるボランティアへの参加の呼びかけや、本市の地域福祉を考える集いの場を開催する等福祉活動についての周知啓発が必要です。



第2章 障がい者を取りまく現状と課題

4 市のこれまでの取組と今後の課題

4.2 障がい者施策の展開に向けた今後の課題

4.2.1 社会情勢の変化に対応した取組の展開

- ・ 少子高齢化が進んでいるため、障がいのある人の高齢化や障がいのある人を支える家族の高齢化に対してきめ細かなサービスを提供し、一人ひとりに寄り添った支援策を強化していく必要があります。
- ・ 知的障がい者及び精神障がい者が増加傾向となっており、特に精神障がい者は「SNSの普及」や「睡眠の質の低下」等の影響でうつ病等の気分障がいのある人が増加しています。

このような社会的要因や社会的障壁による精神障がい者の増加を防ぐために、障がいのある人もない人も地域で一体となって、これらの阻害要因から守っていくための取組を展開していく必要があります。

4.2.2 就労支援の強化

- ・ 令和6年の障害者総合支援法の改正によって、増加・拡大している障がい種別に対応していく必要があるため就労支援の強化が掲げられています。

本市のアンケート調査結果より、仕事をする上で感じる不安や不満について精神障がい者では「人間関係がうまくいかない」が最も多くなっていることから、精神障がい者におけるコミュニケーション支援等、それぞれの障がい種別に応じた就労支援体制を地域が主体となって整備していくことが必要です。

4.2.3 情報アクセシビリティの強化

- ・ 令和4年に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行され、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が重要であることが提示されました。

本市のアンケート調査結果より、地域活動や災害時の避難支援、障がい福祉サービスにおける情報共有が不足している結果となったことから、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、障がいのある人が円滑に情報を取得できるような支援策を強化していく必要があります。

4.2.4 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

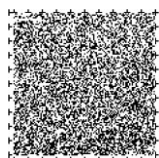
- ・ 近年では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人と人との接触が減少したことで、人間関係が更に希薄化し、生きづらさ、孤独・孤立の課題を抱えている人が増加しています。

本市のアンケート調査結果より、スポーツや文化活動等の地域活動の参加者が減少していることから、地域活動の活動機会の拡大や活動の場の充実を行うとともに、障がいのある人が自らの意思決定で参加することができ、地域住民と情報共有をすることができる環境づくりが必要です。

4.2.5 災害時対応の強化

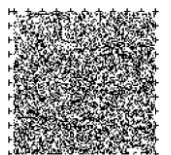
- ・ 近年の地域コミュニティの希薄化によって、災害時の避難や避難所での生活において問題を抱える人が増加しています。

本市のアンケート調査結果より、知的障がい者における災害時の自力避難や情報発信が困難と感じる人が多くなっていることから、地域が一体となって避難支援や安否確認等の支援体制を強化していく必要があります。



4.2.6 障がい者支援サービスの充実

- ・ グループホームの利用者数が増加傾向にあるため、地域での暮らしを希望する人のニーズに沿った継続的な支援を強化するとともに、重度の障がい者が利用できるような整備促進が必要です。
- ・ 自立訓練（機能訓練）の利用日数が増加傾向にあるため、事業所等で日中における活動の場の充実を図り、事業者に対して必要な情報を提供し、総合的な支援を行うことが必要です。
- ・ 就労継続支援A型、B型の利用者数、利用日数がともに増加傾向にあるため、一般就労が困難な障がいのある人が自己決定によって働くことができるように、さまざまな就労機会を提供することが必要です。



第3章 施策の展開

基本目標1 お互いを尊重し、理解し合える環境の構築

1-1 理解と協力の推進



1.1 啓発活動

現状

障害者基本法及びノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人への理解を促進することは、障がいのある人への施策、サービスを行う上で基本的な部分であることから、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がい者への正しい理解や啓発活動を積極的に推進します。

現在、石岡市障がい者スポーツ大会を実施しています。また、八郷総合支所2階ブラウジングルームにて、喫茶ゆいてらすの営業を行っています。

課題及び施策の方向

障がいのある人への正しい理解を促進することは、障がい者施策の根幹となる最も重要な部分であるとの再認識を持つことが必要と考えています。

「第4期石岡市障がい者基本計画」及び「第7期石岡市障がい福祉計画」並びに「第3期石岡市障がい児福祉計画」において、最も重要な施策としての認識のもと、啓発などの活動を積極的に推進していきます。

1.2 障がい者の文化・芸術作品の展示

現状

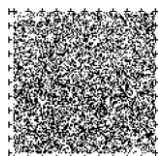
障がい者の社会参加への促進の一環並びに障がいのある人への理解を深めることを目的として行っています。

課題及び施策の方向

現在、常設展示場の設置がないため、一時的な展示となっています。

障がいのある人には芸術性の高い作品を手掛ける人がいるため、交流の機会を持つという意味においても積極的に推進していきます。

また、本市の公共施設などに障がい者作品の臨時展示場を開設していますが、今後、常設展示場を検討していきます。



1.3 精神障がい者についての正しい知識の普及

現状

社会復帰の基盤整備を進めるうえで、精神障がいについての正しい知識の普及や誤解・偏見除去を進めていくことは不可欠であり、社会復帰をはじめ、精神障がい者の住み良い社会づくりにつながる支援などについても行政が積極的に推進する必要があります。

地域啓発については、茨城県、関係機関と連携して計画・実施しています。

課題及び施策の方向

精神障がい者福祉事業の中で、最も重要な部分であるとの認識のもと、関係担当部署並びに関係機関との連携強化を図りながら講習会や研修会などの開催を検討していきます。

1-2 人権の尊重

重点



2.1 権利擁護などの利用と周知

2.1.1 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会実施事業）

現状

この事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な人が自立した日常生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とします。

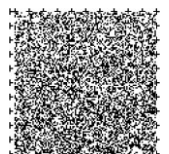
利用に際しては、利用者と茨城県社会福祉協議会、石岡市社会福祉協議会が契約し、支援計画に基づき石岡市社会福祉協議会はサービスを提供し、利用者は利用料を支払います。

サービス内容は、「福祉サービスの利用援助」・「日常的金銭管理サービス」・「書類等の預かりサービス」となっており、生活支援員が具体的な援助をします。

ただし、この事業の利用が必要でも本人が同意しないケースもあり、契約に至らないことや契約までに長期間を要すことも多々あります。

図表3-1 日常生活自立支援事業利用者数（単位：人）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
日常生活自立支援事業利用者数	現況値	7	11	11



第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ お互いを尊重し、理解し合える環境の構築

2.1.2 成年後見制度

現状

成年後見制度は、日常生活自立支援事業と異なり、民法による法制度です。

認知症の高齢者や知的障がい者等、精神上的の障がいによって判断能力の十分でない人々が社会で不利益や被害を受けることがないようにするための制度であり、病院、施設、家族から手続き方法についての相談を受けています。

課題及び施策の方向

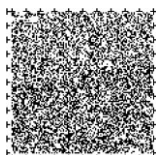
鑑定料などの費用が高額である場合や、後見人などの開始まで相当な期間を要することから制度の普及が図られておらず、十分に活用されていません。

定期的な社協だより、ホームページ、市報への掲載、制度説明会、研修会の開催などによって制度内容のより一層の周知を図り、判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助の充実や障がいのある人が本人の意思決定で地域社会の一員として安心感と自己肯定感を持って、ともに活動することができるよう体制の整備を行います。

また、障害者総合支援法の「相談支援事業」として「成年後見制度利用支援事業」が位置付けられているため、本制度の周知と併せて利用の促進を図ります。

図表3-2 成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
援助者	後見人・補佐人・補助人	専門員・生活支援員
窓口	弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など	社会福祉協議会
費用報酬負担	自費	相談：無料 援助：有料
手続き	本人・配偶者・4親等内の親族	本人
内容	財産管理・身上監護	相談・日常の金銭管理 福祉サービスの利用援助・書類などの預り
代理権	なし	あり (福祉サービス契約・日常金銭管理)
監督機関	家庭裁判所・役員監督人・その他	専門員・契約締結審査会 ・運営適正化委員会 ・茨城県社会福祉協議会



2.2 意思決定支援

2.2.1 ネットワークの推進 新規

課題及び施策の方向

様々な権利関係が存在する社会において、知的障がい、精神障がい、認知症等の理由で判断能力の不十分な人の権利と財産を守る法的な制度である成年後見制度の利用需要が、今後高まることが予想されるため、地域ネットワーク連携を強化し、意思決定支援に努めます。

また、「成年後見制度利用促進法」の趣旨に基づき、障がいのある人の権利が保障され、安心して意思決定が行えるよう、司法関係等の専門職を含めた地域連携ネットワークの体制により権利擁護の推進を図ります。

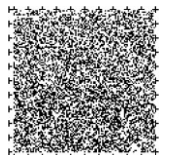
さらに、石岡市社会福祉協議会では住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう成年後見制度に関する相談に応じる「利用成年後見サポートセンター事業」を実施しており、成年後見制度の浸透を図るため、講演会や制度に関する出前教室を行っています。

2.2.2 地域住民の意思決定の浸透 新規

課題及び施策の方向

障がいのある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、市町村における中核機関の設置等に対する支援や、制度の適切な利用の促進を図ります。

また、判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や、福祉サービスに関する苦情解決など、利用者の意向、適性、障がいの特性に配慮したサービス提供体制の充実を図り、障がいのある人が本人の意思決定のもと、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や、障がいのある人が必要となときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援や障がいの特性に応じた質の高い福祉サービスを受けることができる体制の整備を推進します。



基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

2-1 保健・医療サービスの充実



1.1 母子保健

障がい発生予防の観点から生活習慣病予防などの保健事業が重要な役割を持ちます。

現在、本市では、母子保健法に基づき、母性及び乳幼児に対する健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導などを実施しています。今後も、安全な出産や健やかな発育・発達のため、市民のニーズに応じた事業を実施するとともに、母子の孤立を予防し、育児不安の軽減と虐待予防に努めます。

また、障がい児を把握した場合には関係機関の連携により、適切な対応がとれるように体制を整備し、障がいの早期発見・早期療育に努めます。

1.1.1 健康診査

現状

乳幼児期においては、個々のケースに応じたきめ細やかな保健指導が必要です。

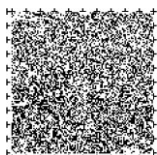
母子の健康増進に資することを目的として、本市に住民票のある乳幼児を対象に各発達段階に応じた健康診査・保健指導を行っています。また、妊婦及び乳児の健康管理を目的として医療機関委託健診を実施しています。

図表3-3 集団健康診査の概要

集団健康診査の内訳	・4か月児健診：内科、整形外科 ・1歳6か月児健診：内科、歯科 ・2歳児母子歯科健診：歯科 ・3歳児健診：内科、歯科
実施場所	石岡保健センター
実施内容	・問診、身体計測（身長・体重・胸囲・頭囲・栄養指数） ・内科診察（4か月児・1歳6か月児・3歳児）、整形外科（4か月児） ・歯科診察（1歳6か月児・2歳児母子・3歳児） ・栄養指導・保健指導・歯科指導

図表3-4 健康診査受診者数（単位：人）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
4か月児健診受診者数	現況値	332	361	290
1歳6か月児健診受診者数		429	330	315
2歳児母子歯科健診受診者数		386	384	310
3歳児健診受診者数		428	409	380



課題及び施策の方向

健診後のフォロー個別教室は、人数に制限があり、予約が先送りになることがあります。

教室の体制を整えつつ、関係機関と連携し、育児不安の解消や、虐待予防・早期発見に向けた健診体制づくりを図っていきます。

1.1.2 訪問指導

現状

母親の不安を軽減し、子育て支援に関する情報提供を行い、円滑に育児ができるように支援していくことを目的として家庭訪問を実施しています。

図表3-5 訪問指導の概要

訪問対象	生後4か月未満の全乳児、訪問を希望する妊産婦、乳幼児健康診査において訪問指導の必要な人
回数	随時
周知方法	年間予定表、母子健康手帳交付時等

図表3-6 訪問指導訪問件数(単位:件)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
乳児訪問件数	現況値	371	384	340
幼児訪問件数		101	66	60
妊婦訪問件数		18	8	12
産婦訪問件数		361	398	340

課題及び施策の方向

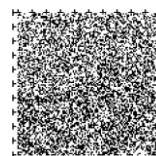
保健業務の中で訪問時間の確保に努め、保健・福祉・医療・教育など関係機関との連携を密にし、訪問体制を整えていきます。

1.1.3 健康教育(妊婦)

現状

妊婦の妊娠、出産、育児に対する不安の軽減や正しい知識の普及を図るとともに、妊婦同士の仲間づくり、交流の場の提供を目的として実施しています。

少子化の影響で対象者数も減少傾向にありますが、パパママスクールの参加者人数は増加傾向が見られます。



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

〈パパママスクール〉

妊婦とその家族を対象に、妊娠中の食生活、赤ちゃんの保育の仕方、分娩の経過などを、次の表のように行っています。

図表3-7 パパママスクールの概要

	パパママスクール
対象	妊婦とその家族
実施場所	保健センター
実施回数	隔月1回 ※午前・午後の2回入れ替え制で実施
実施内容	妊娠・出産の経過と呼吸法、沐浴指導等
周知方法	年間予定表・市広報紙・市ホームページ・母子健康手帳交付時・個別通知など

図表3-8 パパママスクール参加者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
マタニティスクール	現況値	101	124	150

課題及び施策の方向

参加者へのアンケート結果等を参考に、教室開催日、回数、内容の検討を行いながら実施していきます。

1.1.4 健康教育(乳幼児)

現状

乳幼児の健全な発達を促し、不安を抱える保護者への育児支援を図ることを目的として、乳幼児とその保護者を対象に、小集団遊びでの指導や専門職による個別相談を行っています。

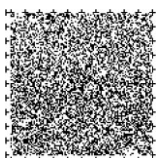
〈幼児健診後のフォロー教室〉

健診後のフォロー教室として、保健センターで乳幼児と保護者を対象に行っています。

・石岡保健センターで月2回、保育士・保健師による集団指導を行っています。

図表3-9 集団指導参加者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
集団指導	現況値	273	250	230



・石岡保健センターで言語聴覚士・保健師等による個別指導を行っています。

図表3-10 言語個別指導参加者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
言語個別指導	現況値	844	810	850

・すくすく教室:ダウン症や発達の違い・偏りのある児を対象とした教室として、石岡保健センターで月2回、ポーター認定相談員による個別相談指導を行っています。

図表3-11 すくすく教室参加者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
すくすく教室	現況値	225	222	220

課題及び施策の方向

今後の課題としては障がい児の通園対策を充実させるために、専門的指導機関及び人材の確保と関係機関(保育所、幼稚園なども含めて)での問題解決の共有化を図るための連携体制づくりが必要であると考えられます。

〈離乳食講習会〉

現状

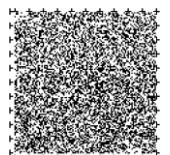
乳幼期における食育の推進を目的として、離乳食の進め方、適切な栄養についての知識の普及を図るため、離乳食講習会を実施します。

図表3-12 離乳食講習会の概要

対象	生後4～5か月程度の乳児と保護者
実施内容	調理実習(1.離乳食に関する講和 2.保護者による離乳食の柔らかさ体験及び試食 3.相談)

課題及び施策の方向

母乳やミルクで育ってきた乳児が食事を摂取できるようになるプロセスである離乳期は大切な時期です。離乳食の開始時期や進め方に関して不安を感じる保護者がいます。離乳食の月齢別の進め方や成長に合わせた調理形態の説明などを体験や試食を通し行っていきます。



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

1.1.5 健康教育(思春期)

現状

思春期の対象者に、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、自らの健康の保持増進や命の大切さ、将来を担う父性母性を育てることを目的に実施します。

図表3-13 健康教育(思春期)実施回数と参加者数(単位:回/人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
健康教育(思春期)実施回数	現況値	3	2	4
健康教育(思春期)参加者数		281	306	1,000

課題及び施策の方向

管轄が異なる関係機関と連携をとることが難しい状況です。

時代の変化とともに思春期世代やその保護者が抱える問題も多種多様化しています。それらに対応できる支援ができるように関係機関と連携をとりながら行っていきます。

1.1.6 健康相談

現状

妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、安心して出産・育児ができるよう支援していくことを目的に行っています。

各健康診査時において相談を受け付けているほか、子育て相談室、1歳児健康相談を実施しています。

また、保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士など専門職が母子保健の健康全般についての相談も随時電話や面接により応じています。

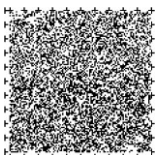
課題及び施策の方向

個々に応じた支援を受けられる場の一つとして、気軽に相談できるように周知する必要があります。

今後、母子保健に関する相談が気軽にできるように、健康相談・電話相談のPRを推進していきます。

図表3-14 健康相談相談人数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
子育て相談	現況値	709	581	920
1歳児健康相談		332	307	330



1.2 成人保健

健康増進法に基づき、各保健センターにて健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導などを実施しています。

「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、40～74歳までの被保険者に対するメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査と特定保健指導が実施され、予防と健康の保持増進に向けた取組が強化されています。

1.2.1 健康教育

現状

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、健康は自分で守るという意識を高め、壮年期からの健康の保持増進を目的に行っています。

図表3-15 健康教育実施状況(単位:延人数/回数)

年度	歯周疾患	骨粗鬆症予防	病態別	一般健康教育	合計
令和3年度	209/5	135/32	4,183/22	2,683/26	7,210/85
令和4年度	18/1	270/89	0/0	6,066/44	6,354/134
令和5年度(見込)	0/0	450/67	12/1	5,500/41	5,962/109

課題及び施策の方向

本市においては、高血圧の人、歯周疾患の人が増えています。

健康診査の結果から生活習慣の問題点を見つけ出し、個々に目標を定め実行していけるよう支援します。

1.2.2 健康相談

現状

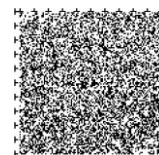
心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を目的に行っています。健康相談日以外にも、健康教室や電話相談その他要請時に行っています。

図表3-16 健康相談実施状況(単位:延人数/回数)

年度	高血圧	歯周疾患	病態別	総合	合計
令和3年度	79/11	196/13	1,274/115	1,644/23	3,193/162
令和4年度	133/18	242/11	1,263/161	2,519/16	4,157/206
令和5年度(見込)	150/19	150/21	1,500/135	1,500/4	3,300/179

課題及び施策の方向

情報化社会のなかで、正しい情報を選択し、自己で決定できる支援が必要とされています。行政機関として、健康相談の場だけでなく、新しい情報を市広報やホームページなどを活用し、広く周知できるように取り組んでいきます。



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

1.2.3 健康診査・特定健康診査・がん検診

現状

中長期的な医療費の伸びの適正化や、生活習慣病予防の徹底を図るため、内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病等に関する健康診査及び、健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある人に対する保健指導の実施を行っております。

また、国において、生活習慣に起因する疾病として、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患などが挙げられており、各種検診（がん、結核、肝炎など）を健康診査と同時実施しています。

実施項目により予約制の場合や、料金などに違いがあります。

図表3-17 健康診査受診状況（単位：人）

区分	健康診査		特定健康診査	後期高齢者の健康診査	総合
	18～39歳	40歳以上	40～74歳の 国民健康保険加入者	65歳以上の 後期高齢者医療制度の 加入者	
令和3年度	144	8	3,919	1,577	5,648
令和4年度	174	7	4,048	2,003	6,232
令和5年度（見込）	200	10	4,000	2,000	6,220

図表3-18 特定保健指導実施状況（単位：人）

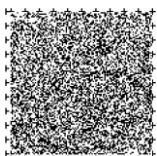
年度	区分	対象者	利用者数	利用率	終了者数	終了率
令和3年度	積極的支援	120	74	61.7%	41	34.2%
	動機付け支援	405	253	62.5%	240	59.3%
令和4年度	積極的支援	119	62	52.1%	48	40.3%
	動機付け支援	387	222	57.4%	197	50.9%
令和5年度（見込）	積極的支援	120	95	79.2%	60	50.0%
	動機付け支援	410	280	68.3%	210	51.2%

図表3-19 各種検診受診状況（単位：人）

年度	結核	肺がん	胃がん	大腸がん	前立腺	肺炎	子宮がん	乳がん	口腔がん
令和3年度	3,841	4,303	819	3,539	1,342	687	1,913	1,843	209
令和4年度	4,203	4,687	942	3,707	1,481	443	2,062	2,080	205
令和5年度（見込）	4,000	4,200	899	3,500	1,300	350	2,000	2,000	201

課題及び施策の方向

平成31年度から令和6年度の6年間を計画期間として、「第2次いしおか健康応援プラン」を策定しております。市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、市の取組や事業を一層推進することを目的とし、「特定健康診査等実施計画」、「石岡市データヘルス計画」など、本市の健康づくり等に関連のある各種計画との整合性を図りながら、生活習慣病予防などの取組を推進していきます。



1.2.4 訪問指導

現状

療養上の保健指導が必要であると認められる人及びその家族を対象に保健師などが訪問し、健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に行っています。

対象となるのは40歳から64歳までの人で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる人です。

訪問担当者は、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等となっています。

訪問の結果、ケース会議を開催して訪問頻度や処遇などを検討し、必要に応じて他課及び関係機関との連絡調整を図ります。

図表3-20 訪問指導（単位：実人数/延人数）

年度	寝たきり	要指導者
令和3年度	7	83
令和4年度	0	84
令和5年度（見込）	0	80

課題及び施策の方向

対象者の情報を共有するためのネットワークづくりが課題となっています。今後は各関係機関による、連絡調整会議の実施などに取り組んでいきます。

1.3 精神保健

心の病気の予防及び早期発見・早期対応による悪化防止のための保健事業を行っています。

心の病気の早期発見・早期治療のためには周囲が気づいて対応することが必要であり、精神障がい者の社会復帰を進めるうえでも様々な機会を通じて、知識の普及及び障がいに対する理解促進を図っていきます。

また、処遇困難なケースに適切に対応できるよう、各関係機関の協力を得ながら実施していきます。

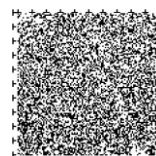
自殺対策事業も実施しており、より一層精神保健事業が強化されています。

1.3.1 精神障がいについての正しい知識の普及（健康教育）

現状

社会復帰の基盤整備を進めるうえで、精神障がいについての正しい知識の普及や誤解・偏見を取り除いていくことは不可欠であり、社会復帰をはじめ、精神障がい者の住み良い社会づくりにつながる支援などについても行政が積極的に推進する必要があります。

地域啓発については、茨城県、関係機関と連携して計画・実施しています。



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

課題及び施策の方向

関係担当部署並びに関係機関との連携強化を図りながら、心の病気のみならず、自殺対策事業として研修会などを開催し、人材育成や普及啓発を強化していきます。

1.3.2 訪問支援

現状

支援が必要であると認められる人及びその家族に対して家庭訪問を実施し、受診につなげたり、治療の継続や悪化防止を図ります。

心の相談や各関係機関から相談のあったケースについても家庭訪問を実施し、月1回のケースカンファレンスにおいて対応の協議を図ります。

また、処遇困難なケースについては、関係機関の協力を得て対応を協議しています。

図表3-21 訪問支援訪問人数(単位:実人数/延人数)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
家庭訪問訪問人数	現況値	71	124	60

課題及び施策の方向

様々な問題を抱えているケースが多くなっています。

このため、関係機関との連携及び継続的な支援が必要です。

1.3.3 心の健康相談

現状

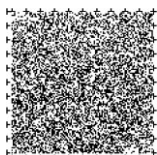
心の悩みを持つ本人及び家族の相談に応じ、障がいの早期発見と悪化防止を図るため、各保健センターを窓口として予約制で相談を実施しています。

図表3-22 心の健康相談の概要

実施場所	各保健センター(予約制)
実施日	石岡地区:毎月第3月曜日(午後) 八郷地区:毎月第1水曜日(午後)

図表3-23 心の健康相談相談人数(単位:実人数/延人数)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
心の健康相談相談人数	現況値	57	31	65



課題及び施策の方向

相談後のケースカンファレンスを定期的を実施し、円滑な対応が取れるよう体制づくりに取り組んでいきます。

また、自殺予防対策事業として「こころといのちの電話相談」を実施して相談の機会の充実を図ります。

広報などによって相談日の周知を図り、相談の内容によって必要なケースについては関係機関の紹介、保健師・関係機関による訪問支援を継続していきます。

2-2 障がい者手帳・手当



2.1 障がい者手帳

2.1.1 身体障がい者手帳の交付

現状

身体障がい者手帳は、身体に障がいのある人が様々な福祉サービスを利用するために必要となる手帳です。

身体障がい者手帳は、視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・肢体及び心臓機能などの内部機能障がいなどをお持ちの人に交付しています。

図表3-26 種類別・等級別身体障がい者数(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	77	63	17	12	18	10	197
聴覚・平衡機能障がい	7	57	29	60	1	71	225
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	1	13	7	0	0	21
肢体不自由	312	270	236	302	109	67	1,296
内部障がい	652	10	124	259	0	0	1,045
合 計	1,048	401	419	640	128	148	2,784

※障がいの種類によっては、等級がないものもあります。

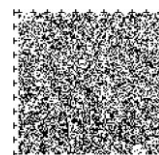
(資料:社会福祉課令和4年度末現在)

課題及び施策の方向

身体障がい者手帳の交付事務について、県から市に移行されたことにより申請から手帳交付までの期間が短縮され、より早く福祉サービスを利用することが可能となりました。適正かつ迅速な事務に努めていきます。

国、県の補助事業以外で障がい者が望むサービスは、市単独事業としてサービスを行っていきます。

今後は、アンケートによる障がい者ニーズ、各意見を踏まえ、障がいのある人が望むサービスの把握と実践に向けた検討を行っていきます。



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

2.1.2 療育手帳の交付

現状

知的障がい者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの対象者に対する各種の援助を受けやすくするため、知的障がい者（児）に手帳を交付し、知的障がい者（児）の福祉の増進に資することを目的とします。

図表3-27 知的障がい者の障がい程度別状況（単位：人）

	①（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	合計
18歳未満	23	18	42	77	160
18歳以上	102	122	139	132	495
合計	125	140	181	209	655

（資料：社会福祉課令和4年度末現在）

課題及び施策の方向

手帳の更新手続きが遅れる人がいます。

このため、事前に個別に通知して、手続きが遅れないようにしています。

障がいのある人が望むサービスの把握と実践に向けた検討を行っていきます。

2.1.3 精神障がい者保健福祉手帳の交付

現状

精神障がい者保健福祉手帳の交付は、精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある人が医療や福祉の支援を受けやすくするためのものです。

手帳の交付を受けた人は、所得税や住民税などの障がい者控除などの優遇措置が受けられます。

また、ホームヘルプサービスなどの支援を受けることもできます。

図表3-28 精神障がい者の等級別状況（単位：人）

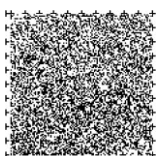
	1級	2級	3級	合計
手帳保持者数	59	348	157	564

（資料：社会福祉課令和4年度末現在）

課題及び施策の方向

窓口での広報や説明を行い、関係部署・機関との連携を図りながら、申請につながるような環境づくりを進めるよう努めます。

障害者総合支援法の施行により精神障がい者保健福祉手帳で利用することができるよう福祉サービスが増えました。窓口での広報をするとともに、精神障がい者の現状やニーズを十分に把握し、サービス利用の促進をしていきます。



2.2 障がい者手当

2.2.1 特別障がい者手当などの制度

現状

① 特別障がい者手当

障がい基礎年金とともに障がい者の所得保障を構成する制度であり、在宅の常時特別な介護を必要とする最重度の障がい者に対し、特別な負担の軽減を図る一助として支給しています。令和4年度には43名が受給しています。

図表3-29 特別障がい者手当該当者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
特別障害者手当該当者数	現況値	41	43	46

② 障がい児福祉手当

在宅の重度障がい児に対する福祉の措置の一環であり、これらの重度障がい児に対し、その障がいによる負担の軽減を図る一助として支給しています。令和4年度には30名が受給しています。

図表3-30 障がい児福祉手当該当者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障がい児福祉手当該当者数	現況値	30	30	34

③ 経過的福祉手当

国民年金法改正前に福祉手当を受給していた人の中で、障がい基礎年金を受けられない人への救済策として引き続き支給しています。現状で該当者はいません。

図表3-31 経過的福祉手当該当者数(単位:人)

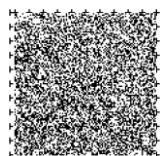
活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
経過的福祉手当該当者数	現況値	0	0	0

課題及び施策の方向

各手当はいずれも申請主義が原則ですが、制度そのものの認知度が低く、自発的な相談・申請が少ない現状にあります。

また、認定基準が複雑かつ難解であるがゆえに、申請しても却下となる場合も多く、申請時に負担した診断書料の補助制度もないことなど、申請者にかかるリスクが懸念されることから、担当者側から申請を促すことに消極的です。(該当者には手帳交付時等に案内をしています。)

今後は、より多くの人々へ積極的に制度の周知を図り、同時に対象となる在宅障がい者の発掘のため、民生委員・保健師の協力を得ながら、定期的な広報掲載及びリーフレット作成・配布、関係機関への協力要請、研修会の開催(民生委員・保健師などを対象)などを行い、制度の趣旨を踏まえた有意義な利用を促進していきます。



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

2.2.2 特別児童扶養手当制度

現状

精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を家庭において養育している父母、または養育者に対して支給し、障がいによる負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的に行っています。

図表3-32 特別児童扶養手当該当者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
特別児童扶養手当該当者数	現況値	114	118	132

課題及び施策の方向

手当はいずれも申請が原則ですが、制度そのものの認知度がまだ不十分で自発的な相談・申請が少ない現状にあります。

今後は、定期的な広報掲載及びリーフレット配布を実施し、積極的に制度の周知に努めるとともに児童相談所・家庭相談員など、障がい児と身近に接する関係機関との連携を図りながら制度の趣旨を踏まえた有意義な利用を促進していきます。

2.2.3 心身障がい者扶養共済制度

現状

心身障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者死亡後の心身障がい者に年金を支給し、心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し保護者の持つ不安の軽減を図ることを目的とします。

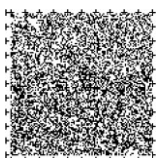
図表3-33 心身障がい者扶養共済制度加入者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
心身障がい者扶養共済制度加入者数	現況値	27	24	25

課題及び施策の方向

まだ、制度を知らない人が多くいます。

制度の趣旨を踏まえ、制度の周知を図り、積極的に加入者の増加に努めて心身障がい者及び保護者の福祉の増進を図っていきます。



2-3 医療費の助成



3.1 自立支援医療費給付事業

現状

障害者総合支援法に基づき更生医療及び育成医療、精神障がい者通院医療が自立支援医療に一本化され、支給認定の手続きや利用者負担の仕組みが共通化されています。

利用者負担については、原則1割負担となりますが、所得段階に応じて月額上限が設定されています。生活保護法における医療扶助を受給している人工透析患者等については、自立支援医療（更生医療）で対応しています。

課題及び施策の方向

給付を必要とする人が増えています。このため、医療費が増大しています。

育成医療と精神障がい者通院医療については、茨城県が実施主体として医療費の給付をしています。

対象者への制度周知を行い、医療を必要とする人の負担の軽減を図ります。

更生医療については、市が実施主体として医療費の給付をしています。生活保護世帯で今後も医療費の増大が見込まれますが、必要な医療を確保するためにも、事業の周知並びに相談体制の充実を図っていきます。

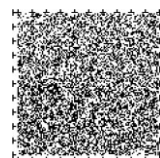
3.2 医療福祉費支給制度

現状

障がい者が病気・ケガなどにより診療を受ける際に、支払うべき一部負担金の助成は保険年金課を窓口として行っています。

具体的には、身体障がい者手帳1・2級と3級のうち内部障がい者、療育手帳①・A、身体障がい者手帳3・4級で知能指数が50以下と判定された者、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者、特別児童扶養手当1級の対象児童、障がい年金1級受給者、精神障がい者保健福祉手帳2級と身体障がい者手帳3・4級の重複、精神障がい者保健福祉手帳2級で知能指数が50以下と判定された者を対象とし、茨城県内の医療機関では、受診する際に、市から交付する医療福祉費受給者証を医療機関窓口へ提出すると、一部自己負担金が無料となります。

また、茨城県外の医療機関で受診された分は、本人に一部負担金の立替え払いをしていただき、申請により後日払い戻しを行います。



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

図表3-34 医療福祉費支給事業

対象者	身体障がい者手帳1・2級の交付を受けた者 身体障がい者手帳3級で内部障がいの交付を受けた者 療育手帳①・Aの交付を受けた者 身体障がい者手帳3・4級の交付を受け、知能指数が50以下と判定された者 障がい年金1級を受給している者 特別児童扶養手当1級の支給対象となった児童 精神障がい者保健福祉手帳2級の交付を受け、身体障がい者手帳3・4級の交付を受けた者 精神障がい者保健福祉手帳2級の交付を受け、知能指数が50以下と判定された者
実施機関	市町村（茨城県より1/2補助）

課題及び施策の方向

必要な医療を容易に受けられ、健康の保持増進が図られるよう、今後も制度の継続と周知に努めます。

3.3 指定難病特定医療費助成制度

現状

指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による経済的な負担軽減を図ることを目的として医療費の助成を行っています。

図表3-35 一般特定疾患治療研究事業受給者証保持者（単位：人）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
受給者証保持者	現況値	451	464	483

課題及び施策の方向

難病に対する正しい知識を広げ、難病の患者に対する必要な配慮等についての理解が深まるよう啓発に努めるとともに、医療助成制度や福祉サービス等を円滑に利用できるよう支援していきます。

3.4 難病患者福祉見舞金制度

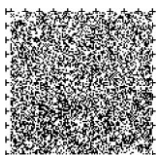
現状

毎年12月1日時点で市内に住所を有し、厚生労働省の定める「指定難病338疾病」の対象疾患に罹患している人を対象とし、1人あたり年30,000円を支給しています。

この制度は、本市が単独で行っている事業です。

図3-36 難病患者福祉見舞金制度（単位：人）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
対象者	現況値	658	548	582
申請者		451	464	483



課題及び施策の方向

広報紙への掲載をはじめ、関係機関を通じて積極的に制度の周知を行っています。

見舞金を支給することで、難病患者の闘病とその保護者の労苦に報い、福祉の増進を図っていくため、今後も引き続き難病患者への理解を深めるとともに支援の重要性を求めています。

3.5 小児慢性特定疾患治療研究事業

現状

小児慢性特定疾患については、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり治療を必要とする児童などの健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究を推進し、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図ることを目的として医療費の給付を行っています。

課題及び施策の方向

現在、長期にわたって療養を必要とする小児患者の保護者は、多くの育児不安を抱えております。

療養を続けていくための正しい技術と知識の習得や精神的支援などを行い、療養に関する環境の向上を図ることが重要です。

小児慢性特定疾患児を養育する親などの、日常生活を送る上での不安や悩みを軽減することや、その状況に応じた適切な指導を行うため、講演会や小児専門医との個別相談会、ピア相談員による情報交換会などを行い、医療情報の提供や同じ悩みを持つもの同士が支えあう場を提供するなど支援していきます。

2-4 在宅生活支援の充実



4.1 居宅介護など（自立支援給付）

現状

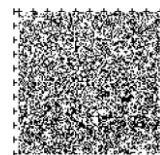
在宅生活を支えるホームヘルプサービスは、障害者総合支援法により、自立支援給付による訪問系サービスに位置付けられ、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者共通のサービスとして提供されています。

<居宅介護>

障がい支援区分Ⅰ以上の人を対象に、自宅での入浴・排せつ・食事などの身体介護や、洗濯・掃除などの家事援助などを行うサービスです。

図表3-37 居宅介護利用者数（単位：人）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
居宅介護利用者数	現況値	55	50	46



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

<重度訪問介護>

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人(障がい支援区分4以上)を対象に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービスです。

図表3-38 重度訪問介護利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度訪問介護利用者数	現況値	2	2	2

<行動援護>

知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人(障がい支援区分3以上)を対象に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービスです。

図表3-39 行動援護利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
行動援護利用者数	現況値	0	0	0

<重度障がい者等包括支援>

常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障がい支援区分6)で、

- ① 四肢のすべてに麻痺などがあり寝たきり状態の障がい者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度の知的障がい者
- ② 強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者を対象に、心身の状態や介護者の状況、居住の状況などを踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護など)を包括的に提供するサービスです。

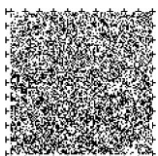
図表3-40 重度障がい者等包括支援利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度障がい者等包括支援利用者数	現況値	0	0	0

課題及び施策の方向

障害者総合支援法によるサービス体系では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が一元化されたことから、精神障がい者をはじめ、障がい特性を理解したヘルパーの確保が必要です。

また、利用者数の増加が見込まれることから、県などと連携しながら、民間事業者の参入及び事業拡大を促進するとともに、利用者の需要に応じた供給体制の充実に努めます。



4.2 在宅福祉(有償)サービス

現状

社会福祉協議会では高齢者や障がい者、子育て世帯を対象に、地域住民がその地域の生活支援を必要とする人へ福祉サービスを提供する、会員制在宅福祉有償サービス事業を行っています。

(1) 生活援助サービス

食事の世話・洗濯・掃除・買い物など

(2) 子育てサービス

妊産婦や親が病気などによる場合の子どもの世話など

(3) 移送サービス

通院送迎(要介護認定者、一時的な歩行困難者、障がい者手帳1～3級)をお持ちの人

課題及び施策の方向

広報活動を更に強化し、サービスのPRと必要性を広く住民に周知し、生活サポーターの育成を推進します。

4.3 訪問入浴サービス(地域生活支援事業)

現状

重度の身体障がい児者及び難病患者、介護保険の対象にならない人で、家庭において入浴が困難で障がい福祉サービスや介護保険を利用することができない人を対象に、入浴サービスを提供しています。

業務委託した業者が自宅を訪問し、入浴及び洗身洗髪を行っています。

図表3-41 訪問入浴サービス利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
訪問入浴サービス利用者数	現況値	5	5	5

課題及び施策の方向

訪問入浴サービスを知らない人がいます。

障害者総合支援法による「地域生活支援事業」として位置づけられています。今後も、身体障がい児者及び難病患者等の日常生活の便宜並びに向上を図るための事業であることから、予算の確保とともにニーズの的確な把握を行い、事業の周知及び実施体制の充実を図ります。

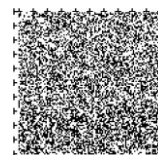
4.4 短期入所事業(自立支援給付)

現状

居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人を対象に、概ね月7日程度の短期間、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。

図表3-42 短期入所事業(自立支援給付)の概要

利用の主な理由	社会的理由: 疾病、出産、冠婚葬祭、公的行事への参加など 私的理由: 旅行、休養など
---------	---



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

図表3-43 短期入所事業利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
短期入所事業利用者数	現況値	25	26	30

課題及び施策の方向

短期入所事業を知らない人がいます。

障害者総合支援法による「自立支援給付(介護給付)」として位置づけられています。今後も、介護者の負担軽減や障がい者児の日常生活の便宜の向上のための事業として、より一層の事業の周知を図りながら実施していきます。

4.5 日中一時支援事業(地域生活支援事業)

現状

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練その他必要と認める支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

図表3-44 日中一時支援事業利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
日中一時支援事業利用者数	現況値	107	116	140

課題及び施策の方向

障害者総合支援法による「地域生活支援事業」として位置づけられています。

障がい児が利用できる事業所が多くあります。

利用者は増えており、このため、事業費も年々増加しています。

今後も本サービスを利用したい人の増加が見込まれることから、障がいのある人の日中の居場所の確保とともに、介護している家族などの就労支援及びレスパイト支援としてサービス提供事業者の確保に努めていきます。

4.6 移動支援事業(地域生活支援事業)

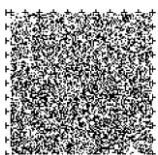
現状

屋外での移動に困難がある人を対象に、社会生活上必要な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援するサービスです。

重度訪問介護・行動援護及び同行援護サービスの対象の人、通院を目的としたサービスを除く移動支援が、地域生活支援事業として実施されています。

図表3-45 移動支援事業利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
移動支援事業利用者数	現況値	10	9	9



課題及び施策の方向

事業を提供できる事業者が多くはありません。

事業者などに委託することでサービス提供体制の確保を図ります。また、事業者などの参入を促進し、利用者が主体的に選択できる供給体制の強化に努めます。

4.7 コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）

現状

病院受診時などに手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者とその他の者の意思疎通を仲介するサービスです。

手話通訳者を定期的に庁舎内の窓口を設置し、市役所内において聴覚障がい者が申請手続きなどスムーズに行えるよう支援しています。

図表3-46 コミュニケーション支援事業利用者数（単位：人）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
手話通訳者設置事業利用者数	現況値	64	39	40
手話通訳者・要約筆記者派遣利用者数		19	20	19

課題及び施策の方向

知っている人が少ないため、利用者が限られています。

このため、制度の周知が課題となっています。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業として、茨城県聴覚障害者協会へ委託することにより、サービス提供の確保を図っていきます。また、手話通訳者を庁舎内に設置し、庁舎内において聴覚障がい者が申請手続きなどをスムーズに行えるよう支援していきます。

4.8 補装具費の支給（自立支援給付）

現状

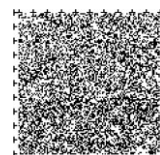
補装具については、障害者総合支援法において「自立支援給付」として位置付けられ、原則として1割の利用者負担で補装具費の支給を行っています。

図表3-47 対象となる補装具

対象となる補装具	義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具、重度障がい者用意思伝達装置
----------	---

図表3-48 補装具費の支給利用者数（単位：人）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
補装具費の支給利用者数	現況値	93	119	115



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

課題及び施策の方向

障害者総合支援法による「自立支援給付」として位置づけられています。補装具を必要とする身体障がいのある人に対し、身体に装着（装用）することで身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に長期間にわたって継続して使用される補装具（義肢、車いすなど）の購入費・修理費の支給を行います。

4.9 日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）

現状

在宅の重度障がい児者に対して、入浴補助用具・訓練用ベッドなどの日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図っていますが、障害者総合支援法により「地域生活支援事業」として位置付けられ、必須の事業となっています。

図表3-49 日常生活用具の内容と対象者

介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養などを支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作などを図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

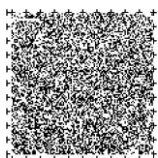
図表3-50 日常生活用具給付等事業利用者数（単位：人）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
介護・訓練支援用具利用者数	現況値	1	1	5
自立生活支援用具利用者数		5	6	4
在宅療養等支援用具利用者数		8	9	9
情報・意思疎通支援用具利用者数		8	15	9
排泄管理支援用具利用者数		1,815	1,848	2,500
居宅生活動作補助用具利用者数		0	0	0

課題及び施策の方向

給付品目の種類が多いため、周知の仕方が難しくなっています。

障がいのある人の日常生活の便宜並びに向上を図るための事業であることから、過去の給付実績を勘案しながら、一人ひとりの状況の把握に努め、障がいの種類及び程度に応じた適切な給付に努めます。



4.10 訪問配食サービス

現状

日常生活に支障のあるひとり暮らしの調理困難な高齢者などに対し、調理した食事を宅配し、高齢者の健康保持と安否の確認を図ることを目的に行っています。市で委託した業者が1日1回(昼食時)必要な日に配食サービスを実施しています。宅配時に安否を確認し、健康状態などに異変が見られる場合には、市の担当課に必要な連絡を行います。

図表3-51 訪問配食サービスの概要

対象者	① ひとり暮らしの高齢者で、心身の障がいなどにより自ら調理することが困難である人 ② 高齢者のみの世帯で心身の障がいなどにより自ら調理することが困難である人
利用負担額	1回(1食)につき350円(1か月単位で請求) ※生活保護世帯は、同100円。住民税非課税世帯は、同250円。

図表3-52 訪問配食サービス利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
訪問配食サービス利用者数	現況値	228	238	250

課題及び施策の方向

利用者のニーズが多様化しているため、各ニーズへの対応が課題となっています。

介護保険制度の地域支援事業としてサービスの提供を行っているため、利用者の介護予防にも配慮しつつ、地域包括支援センターなどと連携を取りながら、適正な利用に努めます。

2-5 日中活動の場の充実



5.1 生活介護(自立支援給付)

現状

常に介護を必要とする人に、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の支援、生産活動などの機会を提供するサービスです。

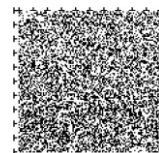
障害者総合支援法の「自立支援給付(介護給付)」として位置付けられています。

図表3-53 生活介護(自立支援給付)の概要

対象者	①49歳以下で、障がい支援区分以上(施設入所は区分4以上) ②50歳以上で、障がい支援区分2以上(施設入所は区分3以上)の人
-----	---

図表3-54 生活介護利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
生活介護利用者数	現況値	186	186	183



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

課題及び施策の方向

引き続き利用者のニーズや施設事業者の意向を尊重しつつ、利用者が主体的に日中活動の場を選択できる環境づくりを促進します。

5.2 自立訓練（自立支援給付）

現状

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るためのサービスです。障害者総合支援法により、「自立支援給付（訓練等給付）」として位置付けられています。

<機能訓練>

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援などを行います。

図表3-55 機能訓練の概要

対象者	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
-----	---

図表3-56 機能訓練利用者数（単位：人）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
機能訓練利用者数	現況値	3	3	3

<生活訓練>

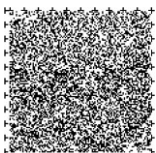
地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援などを行います。

図表3-57 生活訓練の概要

対象者	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校卒業生や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
-----	---

図表3-58 生活訓練利用者数（単位：人）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
生活訓練利用者数	現況値	18	15	11



課題及び施策の方向

本事業を提供する事業者の確保が必要です。

必要な人が利用できる環境の整備を図ります。

また、施設利用者のニーズや施設事業者の意向を尊重しつつ、さまざまな情報提供などを行いながら、利用者が主体的に日中活動の場を選択できる環境づくりを促進します。

5.3 療養介護（自立支援給付）

現状

医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人に対し、医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行うサービスです。

（重症心身障がい児施設に入所されている人や進行性筋萎縮症者医療給付を受給している人などが本事業の利用者となります。）

図表3-59 療養介護の概要

対象者	①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障がい支援区分 6 の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障がい支援区分 5 以上の人
-----	--

図表3-60 療養介護利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
生活訓練利用者数	現況値	9	9	9

課題及び施策の方向

利用できる事業所が、近隣にありません。

利用者が適切にサービスを利用できる環境づくりを促進します。

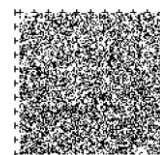
5.4 障がい児通所支援

現状

日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員などが個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービスです。

図表3-61 障がい児通所支援の概要(単位:人)

対象者	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある 18 歳未満の障がいのある児童
-----	--



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

図表3-62 放課後等デイサービス利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
放課後等デイサービス利用者数	現況値	113	144	160

図表3-63 児童発達支援利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
児童発達支援利用者数	現況値	53	54	52

図表3-64 保育所等訪問支援利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
保育所等訪問支援利用者数	現況値	0	1	0

課題及び施策の方向

児童福祉法により、「障害児通所支援」として位置付けられています。利用したい人がいつでも利用できるように、サービス提供体制を整備し、児童の療育の場の充実を図っていきます。

なお、放課後対策あるいはレスパイトを目的とした利用については、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」でサービス提供することとなります。

5.5 地域活動支援センター(地域生活支援事業)

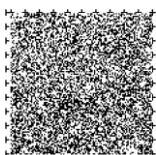
現状

地域活動支援センターはⅠ型からⅢ型に類型され、地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供します。

現在、本市では障がい者地域生活支援事業として「けやきの家」及び「ほびき園」、「KOO」、在宅心身障がい者福祉作業所運営事業として「ひまわり」及び「ゆり」が委託により運営されています。

図表3-65 地域活動支援センター事業(機能強化事業)の類型と実施事業

類型	主な事業内容
Ⅰ型	専門職員を配置し、地域の社会基盤との連携強化を図りつつ、障がいに対する理解に向けた啓発事業などを実施します。また、相談支援事業をあわせて実施します。
Ⅱ型	雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練や社会適応訓練などのサービスを実施します。
Ⅲ型	地域の障がいのある人のために、小規模通所(共同)作業所的な事業を行います。



図表3-66 地域活動支援センターの登録者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
I型・ほびき園登録者数	現況値	11	10	10
II型・けやきの家登録者数		10	7	7
II型・KOO登録者数		1	1	1
III型・作業所ひまわり登録者数		6	5	5
III型・作業所ゆり登録者数		9	9	9

課題及び施策の方向

事業を広域で実施している施設に関しては、市町村の調整が課題です。

◆ I 型

「ほびき園」は、石岡市、土浦市、かすみがうら市、阿見町、美浦村の5市町村により広域で実施しています。

◆ II 型

「けやきの家」は、石岡市、かすみがうら市、小美玉市の3市により実施しています。

「KOO」は、平成28年度より石岡市、水戸市、笠間市、桜川市の4市により実施しています。

◆ III 型

「ひまわり」及び「ゆり」は、市から社会福祉協議会へ委託することにより実施しています。

2-6 生活の場の確保



6.1 共同生活援助(自立支援給付)

現状

グループホームについては、利用者が増加してきており、令和4年度で111人が利用しています。

ケアホームについては、グループホームのサービスに加え、食事や入浴などの介護が必要な人に対し、日常生活上の介護も含めたサービスを提供することで、施設から地域への移行を促進しています。

<共同生活援助(グループホーム)>

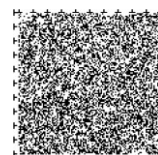
地域で自立した日常生活を営む上で、相談などの日常生活上の援助が必要な人を対象に、家事などの日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所などの関係機関との連絡・調整などを行うサービスです。

図表3-67 共同生活援助(グループホーム)の概要

対象者	就労、または就労継続支援などの日中活動の場を利用している知的障がい及び精神障がいのある人
-----	--

図表3-68 共同生活援助の利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
共同生活援助利用者数	現況値	104	111	110



第3章 施策の展開

基本目標2 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

課題及び施策の方向

グループホームは、利用者も増加しており、今後もニーズが増加するものと予想されます。

また、施設や病院から地域へ生活の場を移行しようと希望する人の受け皿となることから、サービス提供事業者の参入促進を図っていきます。

6.2 施設入所支援（自立支援給付）

現状

これまでの入所施設で実施していたサービスのうち、主として夜間における入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などについて、「施設入所支援」として実施しています。

図表3-69 施設入所支援（自立支援給付）の概要

対象者	①生活介護利用者のうち、障がい支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な人 （自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）
-----	---

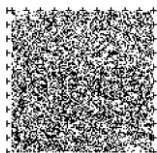
図表3-70 施設入所支援利用者数（単位：人）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
施設入所支援利用者数	現況値	116	111	114

課題及び施策の方向

市内の施設の定員に限りがあるため、待機者が多くいます。

施設入所支援については、必要な人が利用できるよう生活の場の確保に努めます。



基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

3-1 情報の提供



1.1 広報紙による情報提供

現状

行政サービスが複雑多岐にわたっている今日、その情報を詳細に広報することが必要です。しかし、視覚に頼る情報源が主流を占める現在、それらを利用することができない人たちに適切に情報を提供していくため、点字及び音声による情報提供を進めています。

また、障がいのある人で一人世帯の場合は、申請により広報紙の個人郵送を行っています。

1.1.1 点字広報(市報)

現状

点訳機の老朽化に伴い、点訳作業に支障をきたしていたが、令和5年度に点訳機を新たに取り入れたことで、点訳作業の効率化が図られました。

しかしながら、視覚障がい者のリストをボランティア団体が保持していないため、すべての視覚障がい者に点訳サービスを提供することが難しい状況となっており、点訳サービスの周知や需要を汲み取る必要性があります。

課題及び施策の方向

今後も市報の点訳による情報提供をしていくとともに、障がいのある人がどのような情報を必要としているのかを的確に捉えるため、社会福祉協議会、庁内各課及びボランティアグループとの連携を図っていきます。

1.1.2 声の広報(市報)

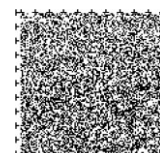
現状

ダイバーシティやインバウンドを踏まえ、日本語以外の新たな声の広報として、市報を日本語とその他9言語に翻訳し、読み上げることが可能なアプリ「カタログポケット」がテレホンサービスに代わる新たなツールとして令和元年度に導入されました。

課題及び施策の方向

「カタログポケット」のアプリを活用して、今後も市報の音訳による情報提供をしていきます。

また、障がいのある人がどのような情報を必要としているのかを的確に捉えるため、必要に応じて、社会福祉協議会、庁内各課およびボランティアグループとの連携を図っていきます。



第3章 施策の展開

基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

1.2 情報アクセシビリティの強化 新規

1.2.1 ICT取得支援 新規

課題及び施策の方向

地域活動や災害時の避難支援、障がい福祉サービスにおける情報共有を円滑に図るために、障がいのある人に対して、IT機器の活用や活用能力の向上を図るとともに、障がいのある人が必要なときに的確な情報を得られるよう支援をしていく必要があります。

また、障がいのある人が障がい程度に応じて必要な支援機器やソフト等を用いることができるよう、機器に関する情報の提供や周知に努めてまいります。

1.2.2 人材の育成 新規

課題及び施策の方向

行政が市民に向けて情報を提供する際には、視覚・聴覚障がい者、知的・精神障がい者にも分かりやすい情報提供に努める等、多様な障がい特性に応じた配慮を行う必要があります。

障がい特性に応じた情報収集・意思疎通の手段は多様化していますが、障がい特性によっては、そのような機器の利用が困難な人もいるため、人の手による意思疎通支援を担う人材の育成に努めます。

3-2 防犯・防災体制の確立 重点



2.1 地域防犯・防災体制の整備 一部新規

現状

発語機能または、聴覚に障がいのある人からの通報を確実にすることを目的として電話以外の方法での119番通報の受信を行っています。

① FAX119番

電話機での会話による通報は困難が予想されますので、手話通訳者を設置して「FAX119番」通報の要領を説明し、通報を受けた場合は通報者に受信確認用の送信用用紙を送付して、通報者を安心させるよう取り組んでいます。

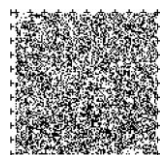
市内において、「FAX119番」登録者は、7世帯7人です。

② NET119緊急通報システム

聴覚や言語に障がいのある人のため、携帯電話・スマートフォンを使い音声通話をせず素早く119番通報するシステムを平成28年4月から開始しています。

市内において、「NET119緊急通報システム」登録者は、8世帯9人です。

① ②いずれも、窓口にて手話通訳者を設置し申込、登録をサポートしています。



課題及び施策の方向

障がいのある人が安心して家庭や地域で生活するためには、防犯・防災対策は、基本的な課題です。

障がいのある人が安心して暮らせるよう、地域で見守ることができる体制づくりの確立を図っていく必要があります。「FAX119番」による通報が可能な旨の周知を積極的に推進していきます。

そのため、防災については、障がいのある人の状況や障がい特性に応じた防災・防犯対策を適切に実施できるよう、関係機関や地域住民等と情報共有・連携しながら、防災行政無線のほかメールやSNS等によりスマートフォン等へ配信するなど、多様なツールを活用し、障がい特性に配慮した災害情報の提供を推進します。

2.2 緊急通報システム貸与事業

現状

ひとり暮らしなどで安否の確認が必要な高齢者や重度障がい者を対象に、緊急通報システム事業を実施し、日常生活上の緊急事態における不安を解消するため、平成4年3月から行っており、令和5年3月31日現在で473世帯に貸与しています。設置費用は、生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）と生計中心者が前年所得税非課税世帯の人は無料ですが、所得税が課税されている世帯については負担があります。

設置後の電話基本料・通話料は自己負担となります。

なお、聴覚障がい者に対しては、FAXとの併用及び問い合わせに反応がない場合、救急出動により対応を行っています。

図表3-71 緊急通報システム設置件数（単位：件）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
緊急通報システム設置件数	現況値	453	473	500

① 通報時の消防署の対応

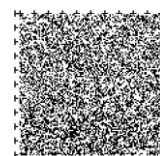
通報者から「火災」「救急」などが告げられれば、適切な指示を行うとともに消防車、救急車を出動させます。また、発報はあったが応答がない場合でも、協力者隣人、親族などによる確認協力と併せて救急車を出動させ、安否を確認しています。

② 利用状況

令和4年度の緊急通報の発報は543件で、うち救急車が出動したものは58件となっております。

図表3-72 発報件数（単位：件）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
緊急通報の発報発報件数	現況値	656	543	300
うち、救急車の出動発報件数		82	58	37



第3章 施策の展開

基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

課題及び施策の方向

障がいのある人が安心して家庭や地域で生活するためには、防犯・防災対策は、基本的な課題です。

障がいのある人が安心して暮らせるよう、地域で見守ることができる体制づくりの確立を図っていく必要があります。「FAX119番」による通報が可能な旨の周知を積極的に推進していきます。

2.3 防災対策の推進

現状

障がい者が地域で安心して社会生活を営むためには、安全な暮らしを支える環境づくりが重要です。

防災対策としては、障がい者や高齢者などに対する避難誘導、コミュニケーションの確保などの様々な課題に対応していくために、行政、町内会等の自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉団体等が連携し、地域における支援体制を整備していく必要があります。

課題及び施策の方向

①災害時等における支援体制の整備

障がい者の災害時における安全を確保するため、避難行動支援制度について、福祉関係団体等の協力を得ながら障がい者へ制度周知を図るとともに、個別計画の普及を進めていきます。

②福祉避難所の設置

災害等の緊急時における支援体制の拠点として障がい者の避難に対応した福祉避難所の設置を進めます。

③防災意識の高揚

市の担当窓口や「広報いしおか」、障がい福祉サービス事業所、障がい者団体等を通じて、防災についての情報提供及び防災意識の高揚を図ります。

2.4 避難所での配慮 新規

課題及び施策の方向

本市では、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する障がいのある人に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供します。

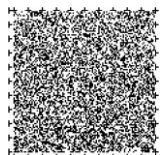
また、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、障がいのある人に配慮した防災基盤整備を促進します。

2.5 防災情報の推進 新規

地域コミュニティの希薄化によって、災害時の避難や避難所での生活において問題を抱える人が増加しています。

災害時の情報体制を整えるために、地区の民生委員や関係機関等と連携し、災害時要援護者台帳管理システムによる要援護者リストの情報共有を推進します。

また、住宅内での災害予防対策の徹底を図り、介護や介助が必要な障がいのある人を救助できるよう、自主防災体制の確立や避難支援個別計画の作成、福祉避難所の周知、避難路の確保等を推進します。



3-3 住環境の整備 **重点**

3.1 住環境の整備

3.1.1 市営住宅

現状

障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活や社会生活を営むため、ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化による住生活環境の整備が求められています。

現在、市が管理する市営住宅のうち8戸（全戸数の1.3%）をバリアフリー対応の住宅として供給しています。

図表3-73 市営住宅の状況（単位：戸）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
市営住宅管理戸数	現況値	595	594	588
一般向住宅		571	570	564
石岡地区		549	548	546
八郷地区		22	22	18
老人向住宅		8	8	8
母子向住宅		8	8	8
車いす対応住宅		8	8	8

課題及び施策の方向

既存の市営住宅は、構造的にエレベーター設置などの改修によるバリアフリー化が難しい現状です。

『石岡市営住宅管理条例』及び『石岡市営住宅長寿命化計画』に基づき実施が予定されている市営住宅の新築・改築の際には、物理的障壁を生み出さないようバリアフリーデザインによる施設計画を重視し、誰もが利用しやすい居住環境となるようユニバーサルデザインの原則に配慮した整備を行います。

3.2 住宅の整備

3.2.1 障がい者住宅整備資金貸付事業

現状

障がい者又は障がい者と同居する世帯に対し、障がい者の居室などを新築又は増改築もしくは改造するために必要な資金の貸付を目的に行っています。

図表3-74 障がい者住宅整備資金貸付事業の概要

対象者	貸付を受けることができる人は、市内に2年以上居住する障がい者または障がい者と同居する親族 ①1級から4級の身体障がい者手帳を有する人 ②①とAに該当する療育手帳を有する人 ③①、②に準ずる重度障がい者を有し、市長が特に認めた人
限度額	200万円（返済期間10年以内）
利率	条例に定める利率（財政融資資金の貸出利率）



第3章 施策の展開

基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

図表3-75 障がい者住宅整備資金貸付事業利用件数(単位:件)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障がい者住宅整備資金貸付事業利用件数	現況値	0	0	0

課題及び施策の方向

的確なニーズの把握に努めていますが、ニーズがなかなか出てこないのが現状です。

今後は、窓口でのPR(障がい者手帳交付時の説明、パンフレットの活用)を図り、ニーズの把握に努めます。

また、住宅セーフティネット制度に向けた環境整備を図ることで、生活環境における社会的障壁の除去に努め、障がいのある人のない人もともに暮らし続けられるまちづくりの実現に向けた体制づくりを推進します。

3-4 移動手段の確保



4.1 石岡市乗合いタクシー運行事業

現状

移動制約者の足の確保と交通不便(空白)地域の解消などを目的として、平成19年度から市内全域で運行を行っています。この乗合いタクシーは、自宅や指定の場所から目的地までを乗り合わせて送迎サービスを行うものです。登録したすべての市民が対象ですが、障がい者手帳を提示していただくことにより、ご本人及び付き添いの人に対する乗車料金の割引があります。

図表3-76 石岡市乗合いタクシー運行事業利用件数(単位:件)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
石岡市乗合いタクシー運行事業利用件数	現況値	33,528	31,994	31,068

課題及び施策の方向

目的地まで乗り合わせて送迎するため、時間に余裕をもって移動することが必要です。

また、利用の際は、電話又はWebでの事前予約が必要となります。予約状況によっては、希望の時間に乗車できない場合があります。

今後も他の公共交通手段など(路線バス、一般タクシーなど)との調整を図りながら、移動手段の確保を図っていきます。

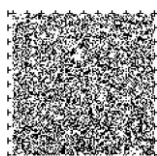
4.2 在宅福祉(有償)サービス

現状

社会福祉協議会では高齢者や障がい者、子育て世帯を対象に、地域住民がその地域の生活支援を必要とする人へ福祉サービスを提供する、会員制在宅福祉有償サービス事業を行っています。

生活援助や子育てサービス、移送サービスがあります。

移送サービスについては、要介護認定者、一時的な自立歩行困難者(怪我や骨折、目の手術等)、身体障がい者手帳1～3級をお持ちの人が対象です。



課題及び施策の方向

生活サポーターが減少傾向にあり、更に高齢化が進んでいます。また、生活サポーターの登録数に地域で格差があるため、利用者の要望に充分応えられない状況にあります。

広報活動によりサービスのPRと必要性を広く住民に訴え、生活サポーターの発掘と育成に当たります。

4.3 重度心身障がい者福祉タクシー利用料金助成

現状

社会福祉課が窓口となって、重度の在宅心身障がい者児が、医療機関などへの通院などに要するタクシー（普通車・大型車）料金の一部を助成しています。ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受けている場合は助成を受けることができません。

図表3-77 重度心身障がい者福祉タクシー利用料金助成の概要

対象者	①障がい程度がⅠ級からⅢ級の身体障がい者手帳をお持ちの人、下肢機能障がいⅣ級の人 ②障がい程度が㉠又はAの療育手帳をお持ちの人 ③Ⅰ級またはⅡ級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの人
限度額	Ⅰ回乗車につき、初乗り運賃分年間24回分 慢性人工透析治療を受けている人は年間48回分

図表3-78 重度心身障がい者福祉タクシー利用料金助成利用件数（単位：件）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
重度心身障がい者福祉タクシー利用料金助成利用件数	現況値	1,974	2,039	1,920

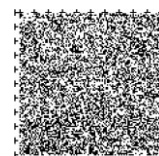
課題及び施策の方向

この事業は市単独の事業です。市単独事業は事業の見直しなどを迫られている状況のなか、福祉サービスの後退を招かないよう、サービスの必要性を強調し、理解を求め予算の確保に努めていきます。

4.4 自動車運転免許取得費助成

現状

身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項）に規定する身体障がい者手帳（4級以上の交付を受けている者）が、自動車運転免許を取得するために道路交通法（昭和35年法律第105号）第88条に規定する運転免許の欠格事由に該当せず、同法第99条に定める指定自動車教習所において自動車教習課程を卒業し、当該年度内に自動車運転免許を取得した者に、要した費用の3分の2に相当する額（限度額10万円）とし、助成しています。



第3章 施策の展開

基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

図表3-79 自動車運転免許取得費助成の概要

対象者	①市内に在住し、1～4級の身体障がい者手帳をお持ちの人 ②社会参加のために免許を取得する人 ③運転適正試験に合格した人
助成費	教習費用のうち、助成基準額 150,000 円を上限として、その3分の2以内を助成します。

図表3-80 自動車運転免許取得費助成利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自動車運転免許取得費助成利用者数	現況値	0	0	0

課題及び施策の方向

広報などでの周知が徹底されていないため、制度を知らない人がまだいます。
このため、市広報紙、ホームページなどを活用し、制度の周知を図っていきます。

4.5 自動車改造費助成

現状

重度身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項)に規定する身体障がい者手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体傷害者程度等級表の上肢、下肢又は体幹機能障がいの1級又は2級に該当する者)が、就労などのために使用する自動車の操向装置及び駆動装置を改造する必要がある場合に、その費用を10万円を限度として助成しています。

図表3-81 自動車改造費助成の概要

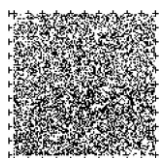
対象者	障がい程度 1、2 級の上肢・下肢又は体幹機能障がい者で、特別障がい者手当の所得制限額を超えない世帯に属する人 (ただし、当該年度から起算して過去 5 年間のうちに当該補助を受けていない人)
助成費	限度額 100,000 円

図表3-82 自動車改造費助成利用件数(単位:件)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自動車改造費助成利用件数	現況値	0	0	2

課題及び施策の方向

広報などでの周知が徹底されていないため、制度を知らない人がまだいます。
このため、市広報紙、ホームページなどを活用し、制度の周知を図っていきます。



3-5 バリアフリーのまちづくり



5.1 公共施設のバリアフリー化

公共施設について近年建築されたものは、「高齢者、障害者等移動等の円滑化の促進に関する法律 バリアフリー新法」により、障がいのある人に配慮した整備が図られています。しかし、それ以前のものについては、障がいのある人に配慮されていない場合があります。

本庁舎においては、高齢者や障がいのある人に配慮した整備を行い、平成30年12月に新庁舎が完成しました。

5.1.1 市庁舎及び市施設のバリアフリー化

現状

本庁舎においては、高齢者や障がいのある人に配慮し、適切な庁舎管理に努めています。

支所庁舎においては障がい者対応駐車場スロープの設置及び点字ブロックタイルが設置してあります。

また、1階窓口に点字ブロックの設置各課ローカウンター及び障がい者用トイレを整備して来庁者に対応しています。

課題及び施策の方向

本庁舎においては、「石岡市公共施設等総合管理計画」等に基づき適正に管理し、すべての人に使いやすい庁舎を目指します。

5.2 公園の整備

5.2.1 都市公園の整備

現状

良好な都市環境の形成のために、市民の憩いの場や災害時の避難場所となる、多様な効用をもつ公園整備を計画的に進めております。現在、市内の都市公園数は26箇所となっています。

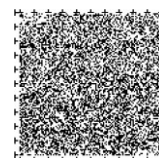
図表3-83 公園数(単位:箇所)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
都市公園	現況値	26	26	26

課題及び施策の方向

バリアフリーに対応できていないトイレがあります。

公園施設の改修については、公園施設長寿命化計画に基づき検討していきます。



第3章 施策の展開

基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

5.2.2 運動公園の整備

現状

石岡運動公園体育館は、バリアフリー化されており、1階の障がい者室では、競技観戦ができ、障がい者用トイレも整備されており、同敷地内にある屋外トイレ（3箇所）も、障がい者用トイレが整備されています。

柏原野球公園野球場は、障がい者用の観客席及び多目的トイレは整備されています。また、サッカー公園、球技公園施設の障がい者用トイレも整備されていますが、施設入口の段差解消や、施設内での競技観戦（ベンチなど）はできていません。

課題及び施策の方向

各施設入口で段差がある個所があります。

段差解消や、施設内での競技観戦（ベンチなど）ができるよう、今後検討し、施設の整備に努めます。

5.2.3 史跡公園の整備

現状

常陸国分尼寺跡は、史跡保護の整備が行なわれ、史跡入口に設置された見学者用トイレには、障がい者用トイレが併設されています。

舟塚山古墳の見学者用駐車場には、平成16年に環境に配慮したバイオトイレが設置されましたが、障がい者用トイレは整備されていません。

また、将来的には瓦塚遺跡を史跡公園として整備していく予定です。

課題及び施策の方向

障がい者用トイレが整備されていない公園があります。今後の史跡整備にあたっては、高齢者や障がい者が見学できることを配慮した整備に努めます。

5.2.4 観光施設の整備

現状

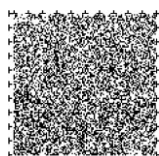
市内には、四季折々の花が楽しめる茨城県フラワーパークや常陸風土記の丘、筑波山のふもとに広がる豊かな自然を満喫できるやさ温泉ゆりの郷やつくばねオートキャンプ場など気軽に楽しめる観光スポットが点在しています。

茨城県フラワーパークでは、車いすが園内入口ゲートに10台、園内バリアフリー化はほぼ整備されており、障がい者用トイレが駐車場、インフォメーション等の7箇所に設置されています。

常陸風土記の丘では、車いすが園内入口事務所に5台、園内バリアフリー化はほぼ整備されており、障がい者用トイレが有料エリア、食堂裏、ふれあい広場の3箇所に設置されています。

やさ温泉ゆりの郷では、施設内バリアフリー化はほぼ整備されており、障がい者用トイレがロビー脇に設置されています。

朝日里山学校では、車いすが校舎入口に2台、障がい者用トイレが校舎裏に設置されています。



基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

つくばねオートキャンプ場では、施設内バリアフリー化はほぼ整備されており、障がい者用トイレがオートキャンプ、デイキャンプサイトの2箇所を設置されています。

ふれあいの森では、車いすが2台、障がい者用トイレが宿泊棟に設置されています。

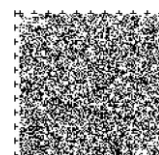
やさと農産物直売所では、障がい者用トイレが1箇所設置されています。

図表3-84 施設のバリアフリー化

区分	車いす	バリアフリー化	障がい者用 トイレ	場所
茨城県フラワーパーク	10 台	トイレにおいては 7 箇所整備済です。	7 箇所	カフェ脇 1 箇所、大型バス駐車場 1 箇所、駐車場トイレ 2 箇所、インフォメーション 1 箇所、レストラン 1 箇所、アトリエ 1 箇所
常陸風土記の丘	5 台	トイレにおいては 3 箇所整備済です。	3 箇所	事務所裏、駐車場、有料エリア
やさと温泉ゆりの郷	0 台	トイレにおいては 1 箇所整備済です。	1 箇所	ロビー脇
朝日里山学校	2 台	トイレにおいては 1 箇所整備済です。また、必要に応じて取り外しが出来るスロープ対応をおこなっています。	1 箇所	校舎裏(トイレに行く入口、体験に行く道)
つくばねオートキャンプ場	0 台	トイレにおいては 2 箇所整備済です。また、管理棟入口、障がい者トイレ 2 箇所計 3 箇所にスロープ対応をおこなっています。	2 箇所	オートキャンプ、デイキャンプサイト各 1 箇所
ふれあいの森	2 台	トイレにおいては 1 箇所整備済です。また、ロッジ 2 部屋、シャワー室の入口はアルミスロープ台で対応しています。	1 箇所	宿泊棟
やさと農産物直売所	0 台	トイレにおいては 1 箇所整備済です。また、出入り口のフラット化をおこなっております。	1 箇所	車いすでの駐車場からの進入時、タイヤSTOPパーとガードの位置関係から、出入りしにくい場所有。

課題及び施策の方向

施設を適切に保全するとともに、障がい者や高齢者に配慮した施設の改善に努めます。



第3章 施策の展開

基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

3-6 各種相談体制 **重点**



6.1 障がい者相談員

現状

身体障がい者・知的障がい者の更生援護に関し、本人又はその保護者からの相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑な遂行及び市民の身体障がい者・知的障がい者援護思想の普及に資する業務を行い、身体障がい者・知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的として身体障がい者相談員・知的障がい者相談員が県知事より委託されていました。

課題及び施策の方向

市内の施設の定員に限りがあるため、待機者が多くいます。

施設入所支援については、必要な人が利用できるよう生活の場の確保に努めます。

6.2 民生委員児童委員

現状

社会奉仕の精神をもって、住民の立場にたって幅広く相談に応じ、支援が必要な人に対しては必要な援助を行い、各種の研修や視察を通じて社会福祉制度やサービス情報を収集し、情報提供を行っています。また、社会福祉事業者などとの連携及び関係行政機関の業務協力を行い、地域福祉の向上のために活動しています。

課題及び施策の方向

障がい者スポーツ大会など開催される催しでのPRを検討します。

6.3 子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭などに対する育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業などの積極的な実施・普及促進及び地域の保育資源の情報提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

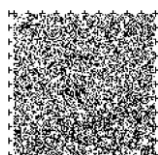
本市には、民間認可保育園の5箇所、公立保育所の1箇所において子育て支援センターを開設しております。

図表3-85 子育て支援センター実施施設数(単位:施設)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
子育て支援センター 実施施設数	現況値	6	6	6

図表3-86 石岡市地域子育て支援センター利用者数(単位:延人数)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
石岡市地域子育て 支援センター利用者数	現況値	2,565	4,290	4,478



課題及び施策の方向

現在、小中学校及び保育所の統廃合が検討されており、子どもの遊び場の減少及び出生率の減少や核家族化の進行から、親子間・世代間で交流する機会やその交流の場が減っており、今後は保護者同士の意見交換の場や子どもの居場所づくりが求められています。

その様な中で、地域子育て支援センターの役割は、地域間交流、世代間交流の場として非常に重要な拠点となってきており、地域の子育て支援の拠点として大きな役割が期待されています。今後は、地域の子どもや子育てに不安を持つ保護者などが気軽に集まり、遊び、相談できる場所を提供していくことで子育て支援を図ります。また、地域子育て支援センターが市内に適正な間隔で存在する環境の整備を進めていきます。

6.4 子育て世代包括支援センター

現状

母子健康手帳は、市民課、市民窓口課で発行し、健康増進課は妊娠届出による妊婦の把握を行っていました。しかし、専門職による妊婦への面談が行われておらず、支援に結びつきにくいといった課題がありました。

そこで、平成29年に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から継続した支援を行うために母子保健コーディネーターを中心に、母子健康手帳の発行と妊婦面談相談を始めました。また、子育て支援コーディネーターを配置し、子育てに関する相談も充実させています。

また、就学に向けた支援として5歳児健康相談を開始しています。

課題及び施策の方向

新規事業のため、より広く住民や関係機関に対して、子育て世代包括支援センター事業の周知を行う必要があります。また、各機関と連携を図るにあたり、個人情報の取扱いに注意が必要です。

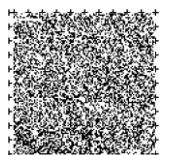
今後は様々な機会を通して、包括的な支援を行う相談機関としての周知を行うとともに、利用者ニーズを把握し、他関連機関連携とシステムづくりを進めていきます。

6.5 相談支援

現状

障がい者が住み慣れた地域で生活していこうとする場合において、虐待や生活上の様々な問題について気軽に相談できる環境が必要となります。障害者総合支援法により、自立支援給付としての「指定相談支援事業」と、地域生活支援事業としての「障害者相談支援事業」が相談支援事業として位置付けられています。

「障害者相談支援事業」を浸透させるために、障がいの特性や障がいのある人の状態、複合的な悩み等に応じて適切な相談支援が提供できるよう、関係機関や専門機関が連携したよりきめ細やかな相談支援体制を構築することで、社会的要因の解消につなげていきます。



第3章 施策の展開

基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

6.5.1 指定相談支援事業（自立支援給付）

現状

障がい福祉サービス（自立支援給付）を利用するために支給決定を受けた障がいのある人のうち、下記対象者に対し、相談支援専門員が、生活全般に関する相談や、障がい福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画（プログラム）の作成などを行います。

図表3-87 指定相談支援事業（自立支援給付）の概要

対象者	①入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする人 ②ひとり暮らしの人で、知的障がいや精神障がいがあったり、極めて重い身体障がいのため、自ら福祉サービスの利用に関する連絡・調整ができない人 ③重度障がい者等包括支援の対象者にあてはまる人などで障がい福祉サービスの支給決定を受けた人
-----	--

課題及び施策の方向

本サービスを必要とする人の把握が難しくなっています。

本サービスを必要とする人の把握に努めながら、障がい福祉サービスの利用を希望しているすべての人が、適切にサービスを利用することができ、そのことによって地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援していきます。

6.5.2 障がい者相談支援事業（地域生活支援事業）

現状

障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障がい福祉サービスの利用支援など、地域生活に必要な相談支援を行っています。現在、常勤の相談支援専門員が配置されている2箇所の指定相談支援事業者に委託しています。

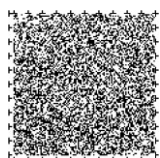
このほか、相談支援機能の強化を目的とした「市町村相談支援機能強化事業」、成年後見制度の利用を支援する「成年後見制度利用支援事業」が、相談支援事業として位置付けられています。

<市町村相談支援機能強化事業>

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士などの専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

<成年後見制度利用支援事業>

知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）、後見人などの報酬の全部または一部を助成し、成年後見制度の利用を支援します。



第3章 施策の展開
基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

図表3-88 障がい者相談支援事業利用者数(単位:延人数)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障がい者相談支援事業利用者数	現況値	280	284	292

課題及び施策の方向

制度を知らない人が多くいます。

このため、市広報紙、ホームページなどを活用し、制度の周知を図ります。

障がい者に適切な支援・対応が行えるよう、民生委員や各障がい者相談員、身近な関係施設・関係機関との連携を取れるようにネットワーク化を進め、相談体制の基盤となる連携・連絡体制の強化をして相談体制の整備を図っていきます。

また、指定相談支援事業者に委託することも可能なことから、障がい特性に応じた指定相談支援事業者に委託することで、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対応できるような相談体制の更なる確立に努めるとともに、身近で気軽に相談できる体制の充実を図ります。

<計画相談支援事業>

図表3-89 計画相談支援事業利用者数(単位:延人数)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
計画相談支援事業利用者数	現況値	498	519	520

<障がい児相談支援事業>

図表3-90 障がい児相談支援事業利用者数(単位:延人数)

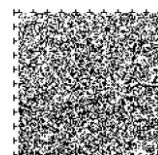
活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障がい児相談支援事業利用者数	現況値	175	207	230

6.6 重層的支援体制(アウトリーチ) 新規

課題及び施策の方向

本市では、知的障がい者及び精神障がい者が増加傾向となっており、特に精神障がい者は「SNSの普及」や「睡眠の質の低下」等の影響でうつ病等の気分障がいのある人が増加しています。

それらの社会的要因や社会的障壁から地域単位で守るために、民生委員や関係機関等や地域住民と連携し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない障がいのある人に対して、訪問や面談により積極的に働きかけて、信頼関係を築きながら、適切な支援につなげます。



第3章 施策の展開

基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

6.7 ICTの活用 新規

課題及び施策の方向

少子高齢化、単身世帯の増加により、地域コミュニティの希薄化などが進み、障がいのある人を取り巻く環境は一層複雑化・複合化しています。高齢・障がい・子ども・貧困といった各分野での取組を充実させ、必要に応じて分野を超えた包括的な相談支援体制構築が求められています。

また、これらの相談支援体制や相談できる窓口について、市民に分かりやすい情報提供を行っていく必要があります。

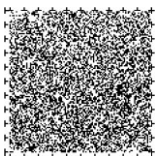
そのため、可能な限り来庁せず、誰でも簡単に申請や相談ができるよう、様々な手続きのオンライン化を進めます。また、障がいに配慮した通信媒体等の活用促進を図る等情報のバリアフリー化を目指します。

6.8 ピアカウンセリング 新規

課題及び施策の方向

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援していくために、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた総合的な相談支援体制を整備していく必要があります。

そのため、障がいの特性や障がいのある人の状態、複合的な悩み等に応じて適切な相談支援が提供できるよう、ピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化等、障がいのある人同士・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図ります。



3-7 地域で支え合う体制づくり **重点**

7.1 石岡市社会福祉協議会の活動の推進

現状

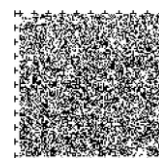
社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、全国各都道府県・市区町村に設置されています。

社会福祉協議会は、「自主性」と「公共性」を併せ持ち、地域福祉の向上を推進する民間組織です。

また、地域福祉を推進する中心的な存在として、住民と地域活動団体との良好な関係性の構築や行政とのコーディネート役としての機能を高め、地域の多様な課題に対して積極的に事業を展開してまいります。

事業内容

- ・生活困窮者等への食料支援・小口貸付資金事業・社会福祉協議会会費・基金運用事業
- ・生活福祉資金貸付事業・心配ごと相談・共同募金・広報紙の発行・歳末援護事業
- ・災害見舞金等支給事業・寄附付き自動販売機の設置・善意銀行・地域ケアシステム推進事業
- ・ふれあい活動交流会・いきいきミニサロン・買い物支援ツアー運行事業・介護予防総合支援事業
- ・指定居宅介護支援事業所・在宅福祉サービスセンター運営事業
- ・健康農園・健康広場管理運営事業・生涯現役プラチナ応援事業
- ・シルバーリハビリ体操指導士養成研修事業・敬老事業・生活支援体制整備事業
- ・乗合いタクシー運行事業・日常生活用具・福祉車両の貸出・手話奉仕員養成講座
- ・障がい者支援活動助成金・地域活動支援センター運営事業・障害児・者福祉活動事業
- ・子育て用品の貸出し・中学校制服・体操着貸出事業・子ども読書応援事業・子ども学習応援事業
- ・子どもの遊び場遊具整備事業助成金・成年後見制度中核機関運営事業・日常生活自立支援事業
- ・ボランティアセンター管理運営事業・ボランティア団体への助成・小中学生への福祉体験学習
- ・被災地支援ボランティアチームの運営・児童・生徒の福祉教育活動助成事業



第3章 施策の展開

基本目標3 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

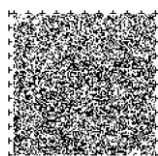
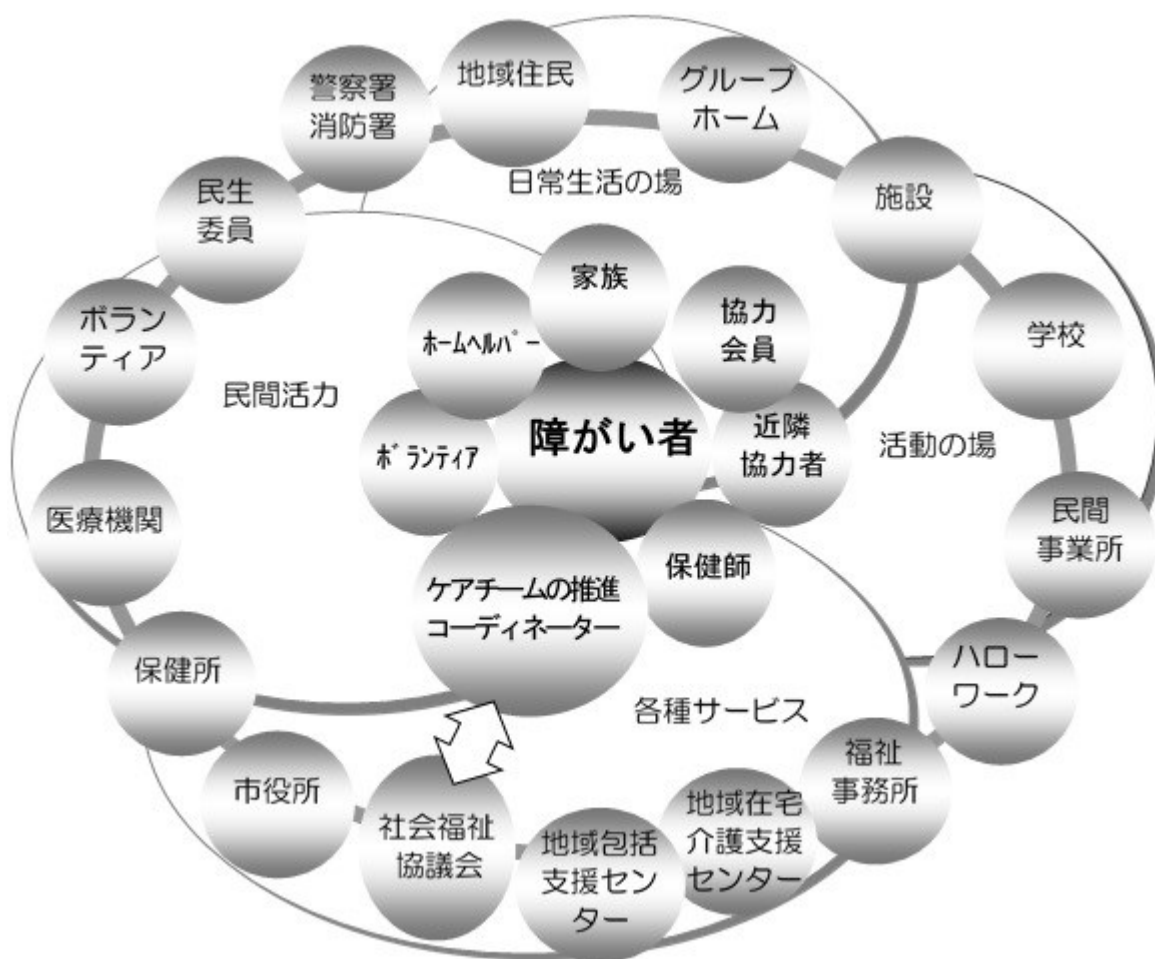
7.2 地域ケアシステム推進事業（社会福祉協議会実施事業）

在宅の高齢者や障がい者、難病患者、子育て中の人などの要援護者すべてに対して、最適、効率的かつ確実な福祉・保健・医療の各種在宅サービスを提供するため、対象者に対して地域社会全体で取り組む総合的なケアを提供できるよう体制を整備します。

特に、人間関係の希薄化を受けて生きづらさ、孤独・孤立の課題を抱えている人が増加しているため、地域コミュニティの再生に向けた障がいのある人となない人のコミュニティの創出ために、「コーディネーター」を活用して、地域の身近な相談窓口として周知啓発を行います。

誰もが安心して暮らせる福祉意識に裏づけられた地域社会づくりを目的に石岡市社会福祉協議会が実施、推進しています。

図表3-91 地域ケアシステムネットワークイメージ



7.2.1 在宅ケアチーム

事業の実施にあたっては「コーディネーター」の呼びかけによってケアチームを結成し、必要に応じて関係者によるサービス調整会議を開催しています。

本市の障がい者(世帯)は、令和5年3月末現在、16チームの活動が行われており、今後は各組織間の連携の充実を図っていきます。

7.3 コミュニティ活動支援 新規

課題及び施策の方向

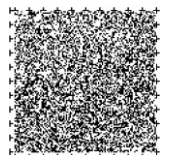
近年では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人と人との接触が減少したことで、人間関係が更に希薄化し、生きづらさ、孤独・孤立の課題を抱えている人が増加しているため、障がいのある人に向けた障がいのある人同士のコミュニケーションや障がいのない人との交流を促進するためのオンラインでの場づくりを推進します。

7.4 コミュニティの場としての公共施設の整備 新規

課題及び施策の方向

地域活動の参加者が減少していることから、地域コミュニティの再生に向けた障がいのある人となない人のコミュニティの創出及びその活動拠点の場を整備していくことが必要です。

そのため、障がいのある人にとっての憩いの場や障がいのない人との交流会・イベント活動を行う場として、公共施設の適切な活用を図っていきます。



基本目標4 障がい者の社会参加と自立の促進

4-1 福祉教育の推進



1.1 福祉教育推進校

現状

市内小学校（19校）、中学校（6校）の協力のもと、児童・生徒を対象として社会福祉への理解と関心を高めるとともに、各施設でのボランティア活動を実践していく中で、他人への思いやり、温かい人間関係を大切にする「福祉の心」を育成していくものです。

現在、社会福祉協議会において各学校に対し、ボランティア意識を高めるための活動助成金を交付しています。

図表3-92 福祉教育推進校の概要

活動内容	1.福祉意識啓発活動 2.社会福祉についての調査活動 3.校内での体験学習 4.社会福祉施設への訪問、見学及びボランティア活動 5.地域社会での交流活動や奉仕活動 6.地域での社会福祉関係行事への参加・協力 7.学校行事への招待 8.各種募金活動への参加・協力 9.近隣市町村ボランティア実践協力校との交流 10.その他、事業目的達成のために必要な活動
------	---

課題及び施策の方向

現在、総合的な学習の時間の中で「福祉の学習」を各学校にて地域の特性を生かし実践しています。活動助成金については、今後も継続して実施していき、各学校における福祉教育の推進を図っていきます。

1.2 小・中学生と障がい者（児）との交流

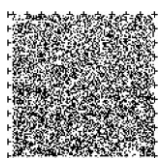
現状

障がい者（児）と小・中学生との交流を図り、福祉教育を推進するとともに、児童生徒の奉仕精神を養うことを目的として行っています。

現在は、福祉教育の一環としてボランティア活動を実施していますが、福祉施設において、交流活動も実践しています。

課題及び施策の方向

活動に必要な時間の確保が難しく、児童生徒の選択的な活動の一つであるため、継続的な活動が確保されていません。



現在は夏休み期間中に福祉施設を訪問して障がい者（児）との交流を図っていますが、これからも児童生徒又は障がい者（児）の移送手段、活動場所などを検討しながら、安定した実施ができるよう努めています。

4-2 障がい者団体への支援



2.1 身体及び知的障がい者（児）との交流

現状

市内障がい者団体に補助金を助成することにより、障がい者の社会参加と団体の組織的活動の促進を目的に行っています。

現在は「石岡市身体障害者福祉協議会」、「石岡市心身障害児者父母の会」、「石岡市手をつなぐ育成会野ばらの会」の3団体を支援しています。

図表3-93 市内障がい者団体会員数（単位：人）

団体名	会員数
石岡市身体障害者福祉協議会	24
石岡市中心身障害児者父母の会	21
石岡市手をつなぐ育成会野ばらの会	24

課題及び施策の方向

各障がい者団体の運営は基本的に自主運営です。

自立と社会参加に向けた積極的な活動については、十分に理解しているところですが、近年の市財政事情により、団体への補助金の額が年々削減される傾向にあります。各障がい者団体の活動に対し、今後も助成を継続していきますが、補助金の交付だけでなく、団体が関係する行事などへの支援並びにボランティアの派遣や公共施設の利用援助などの支援を推進していきます。

4-3 教育の充実

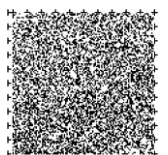


3.1 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園等）での障がい児の受け入れ

3.1.1 各施設における障がい児の受け入れ

現状

障がいのある子どもへの施設の対応については、適切な環境のもとで他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が図られるよう、集団生活が可能な障がい児を各施設で受け入れています。



第3章 施策の展開

基本目標4 障がい者の社会参加と自立の促進

課題及び施策の方向

加配の保育士及び職員を配置し、特にきめ細かな保育に努めていますが、障がいの種類や程度が異なり、それぞれの障がい児に対する専門的知識を有する職員を養成するため現在キャリアアップの一環として障がい児保育等の研修を受講している状況です。

障がい児に関する研修などに積極的に参加し、研修を受けた職員が他の職員に研修内容を伝達できるシステムを確立するなど、専門的な知識を有する多くの職員の確保に努めます。

3.1.2 放課後児童クラブにおける障がい児保育

現状

障がいのある児童についても、他の児童と一緒に集団生活を通して健全な育成が図られるよう放課後児童支援員の増員や施設の整備などにより受け入れ体制の整備に努めておりますが、障がいの程度により、放課後デイサービスを紹介するなど総合的な放課後の過ごし方を提供しています。

課題及び施策の方向

障がいの程度等により、集団生活に不向きな児童もありますが、本人と保護者の意向を尊重し、一人ひとりの個性に合わせた配慮をし、障がいのあるなしにかかわらず、ともに生活できるようにすることが課題です。

3.2 就学のための支援

3.2.1 就学相談及び情報提供

現状

障がいのある就学児の適正な就学相談や指導をすることを目的に行っています。

具体的には、教育支援委員会で、判定された結果に応じた入級指導を行っています。

課題及び施策の方向

今後はさらに、保護者が子どもの障がい状況について把握できるよう情報を提供するために、障がいのある幼児のいる施設などに対し、適正な支援方法などについて指導援助を行っていきます。

3.2.2 ひまわり教室

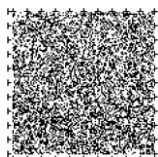
現状

本市に在住する就学前の障がい児の早期発見・早期治療を図るために設置しています。

現在1人の相談員が、情緒または言葉に問題のある3歳以上の幼児に対し、指導・相談を行っています。

課題及び施策の方向

ひまわり教室の広報により周知を図り、情緒や言葉に問題のある幼児の早期発見・早期治療を推進するとともに、保護者との連絡を密にして時間・日程などの調整をして、できるだけ指導を受けることのできる体制づくりに努めます。



3.2.3 特別支援教育就学奨励費の支給

現状

特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目的に、その負担能力に応じ就学のため必要な経費についてその一部を援助しています。

課題及び施策の方向

所得の未申告のため援助を受けられない場合があります。

保護者に対して所得申告をするよう指導の徹底を図り、援助を希望する保護者に対して負担能力に応じた援助を行っていきます。

3.2.4 就学時健康診断

現状

学校保健安全法第11条に基づき、就学予定者の心身の状況を的確に把握し、適切な就学を図るために、義務教育諸学校への初めての就学に当たって、保健上必要な勧告・助言を行っています。

図表3-94 就学時健康診断の実施状況

対象者	市内に住所を有する次年度の就学予定者
実施場所	各小学校
実施時期	10月・11月中
検査内容	視力・聴力・知能検査・内科・眼科・歯科検診
検診結果	当日検診終了後、結果通知を保護者に渡します
周知方法	9月上旬、該当保護者宛に通知などを郵送日程のお知らせを広報に掲載

課題及び施策の方向

未検診者が数名出てしまいます。

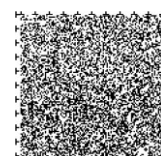
保育所・認定こども園等を通して必ず受けるよう周知していきます。

3.2.5 教育支援委員会

現状

障がいのある児童・生徒に対し適正な就学指導を行うため、これに係る必要な事項について調査審議を行っています。

次年度就学する児童については、保育所・認定こども園等などと協力しながら調査などを行った後、在学している児童・生徒については、各在学校の校内教育支援委員会において検討後、就学指導委員会に諮り、適正な就学について検討し指導を行っています。



第3章 施策の展開

基本目標4 障がい者の社会参加と自立の促進

課題及び施策の方向

教育支援委員会で、特別支援学校・特別支援学級の判定が出ても保護者の同意が得られず、通常の学級に在籍している障がいのある児童・生徒がいますが、本人と保護者の意向を尊重し、一人ひとりの個性に合わせた配慮をし、障がいのあるなしにかかわらず、ともに学べるようにすることが課題です。

保育所・認定こども園等の関係機関との連携を密にすることで教育相談体制を整備し、小・中学校の特別支援学級における相談機能の体制の整備を検討していきます。

3.1 障がい児教育

3.3.1 小・中学校における特別支援教育並びに特別支援学校での教育

現状

ノーマライゼーションの観点に立って障がいのある児童・生徒が自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人ひとりの「生きる力」を培う教育の推進を図ります。

知的障がい特別支援学級（石岡小・府中小・東小・南小・杉並小・園部小・瓦会小・林小・恋瀬小・柿岡小・小幡小・小桜小・石岡中・府中中・園部中・八郷中）、自閉症・情緒障がい特別支援学級（石岡小・府中小・東小・南小・杉並小・園部小・恋瀬小・葦穂小・柿岡小・小桜小・石岡中・府中中・国府中・園部中・八郷中）、言語障がい特別支援学級（府中小・東小・府中中）において児童生徒への教育的支援をしています。

令和4年5月1日現在の在籍者は302人となっています。

ノーマライゼーションの進展に向け、障がいのある児童・生徒などの自立と社会参加を社会全体として、生涯にわたって支援します。

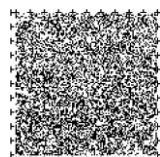
図表3-95 特別支援教育在籍者数（単位：人）

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度
特別支援教育在籍者数	現況値	258	302

課題及び施策の方向

今後は、障がいのある幼児・児童についての支援の工夫・改善に努めるとともに、学校内の通常学級や近隣の小・中学校の特別支援学級との交流の促進を図っていきます。

また、特別支援学校においても、今後は、就学指導の在り方を検討していくとともに、特別支援教育（特別支援学校及び特別支援学級における教育に加えて、学習障がい児や注意欠陥・多動性障がい児など通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応）を積極的に行っていきます。



4-4 就労の促進 **重点**



4.1.1 障がい者の雇用

現状

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者がそれぞれに適合する職場に就くことにより、地方行政を構成する職員の一人としてその能力を発揮することができるよう、障がい者の雇用の促進を図ります。

現在、本市においては、法定雇用障がい者数は不足していませんが、法定雇用率にするとやや下回る数値となっています。

図表3-96 雇用者数と雇用率

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
市職員数	現況値	747 人	755.5 人	779.5 人
障がい者雇用数		19 人	19 人	20 人
雇用率		2.54%	2.51%	2.57%
法定雇用率		2.6%	2.6%	2.6%

課題及び施策の方向

今後、市職員としての法定雇用率を維持できるよう障がい者の離職などを把握し、雇用できる体制整備を図り、各年度の退職者数を的確に把握し、順次、雇用できるようにしていきます。

4.1.2 求人・求職者情報の提供

現状

本市としては、障がい者を対象とした「求人・求職者情報の提供広報活動」に関する事業を単独では実施していませんが、国、石岡公共職業安定所及び石岡地区雇用対策協議会との連携により厳しい雇用情勢に対応するため、雇用情報の収集・把握を行っています。

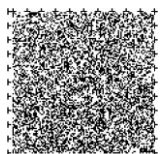
石岡公共職業安定所及び石岡地区雇用対策協議会事業の中で、管内産業及び労働市場などの情報提供を行っています。

- 1) 障がい者求職情報の発行
- 2) 障がい者就職面接会開催の広報

課題及び施策の方向

地元の企業も厳しい状況にあり、なかなか就労に結びつかないのが現状です。

今後も石岡地区雇用対策協議会、茨城県県南地域求職活動援助事業に参加し、協力していきます。



第3章 施策の展開

基本目標4 障がい者の社会参加と自立の促進

4.1.3 職業相談・職業指導の充実

現状

障がい者を対象とした「職業相談・職業指導」に関する事業は実施していませんが、国、石岡公共職業安定所及び石岡地区雇用対策協議会、障がい者就労・生活支援センター、NPO法人自立支援ネットワークをはじめとした各種支援機関の支援により、就労に向けた取組を行っています。

①石岡公共職業安定所及び石岡地区雇用対策協議会事業の中での雇用対策及び調査研究

- 障がい者雇用状況の把握
- 職業生活相談員の選任状況の把握
- 石岡地区障がい者雇用連絡会議
- 障がい者就職面接会

②NPO法人自立支援ネットワークなどの職業準備訓練など

- 職業生活での自立を図るため、継続的な支援を必要とする障がい者に対し、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫し行い、社会参加できるよう支援を行っています。

課題及び施策の方向

制度の周知が課題となっています。

石岡公共職業安定所における「トライアル雇用制度」やNPO法人自立支援ネットワークなどにおける「職業準備訓練」などを活用し、就労に関わる情報の提供に努めていきます。

雇用の源になる経済基盤については、石岡市総合計画の中でも地域産業の強化・産業の創出などを推進し、それにとまなう雇用の創出が望まれますが、企業誘致の推進、既存企業への支援等により、雇用の創出にも努めてまいります。

4.2 就労移行支援事業

現状

一般就労などを希望している人を対象に、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行うサービスとして、障害者総合支援法の「自立支援給付（訓練等給付）」として位置付けられています。

図表3-97 就労移行支援事業の概要

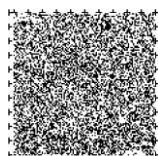
対象者	一般就労など（企業などへの就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性にあった職場への就労などが見込まれる65歳未満の人
-----	--

課題及び施策の方向

この事業で訓練を受けても、就労に結び付かない場合があります。

就労移行支援事業については、おもに一般就労を希望する人や特別支援学校の卒業生などの移行が想定されます。

施設利用者のニーズや施設事業者の意向を尊重しつつ、さまざまな情報提供などを行いながら、利用者のニーズに応じた就労移行支援が行われる環境整備に努めます。



4.3 就労継続支援事業

現状

就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行うサービスで、これまで、授産施設や福祉工場などにおいてサービスが提供されています。

<A型>

通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行います。

図表3-98 就労継続支援事業A型の対象者

対象者	①就労移行支援を利用したものの企業などの雇用に結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人
-----	--

図表3-99 就労継続支援事業A型利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援事業A型利用者数	現況値	44	60	57

<B型>

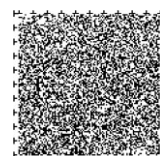
通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行います。

図表3-100 就労継続支援事業B型の対象者

対象者	①企業などや就労継続支援A型での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業などや就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人 ③50歳に達している人 ④試行の結果、企業などの雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された人
-----	---

図表3-101 就労継続支援事業B型利用者数(単位:人)

活動指標実績/見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援事業B型利用者数	現況値	44	60	57



第3章 施策の展開

基本目標4 障がい者の社会参加と自立の促進

課題及び施策の方向

A型については、市内で実施する事業者が減っています。引き続き、サービス提供事業者の確保並びに利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

B型については、市内に14の事業所があるため、利用者にあった事業所が探しやすい環境にあります。

就労継続支援事業については、今後も、福祉的就労の場としての役割が大きいことから、施設利用者のニーズや施設事業者の意向を尊重しつつ、さまざまな情報提供などを行いながら、利用者のニーズに応じたサービス提供が行われる環境整備に努めます。

また、A型、B型ともに一般就労の課題として、障がい特性に合わせた就労先・勤務形態を見つけるのに苦勞することが課題となっています。

そのため、障がいのある人本人の特性や希望を踏まえた、働く場所の確保に向けた場づくりや障がい特性に応じた就労形態等の適切なマッチングに結びつけていきます。

4.4 職親制度

現状

知的障害者福祉法及び石岡市知的障害者福祉法施行細則に基づき、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者などが一定期間知的障がい者を預かり、職業や日常生活に必要なことを指導します。

課題及び施策の方向

令和5年度末現在、本市において制度の利用者はいません。

今後は関係機関などとの連携を図り、周知の徹底を行い、利用者の掘り起こしを図ります。

4.5 公共職業安定所による支援

4.5.1 事業所の障がい者雇用に対する理解促進

課題及び施策の方向

中小企業を中心として、事業所の障がい者に対する固定概念、障がい者雇用制度の理解不足が課題となっています。

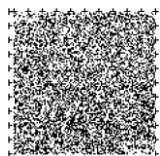
定期的な事業所訪問や各関係機関と連携しての理解促進を図ってまいります。

4.5.2 職場実習受け入れ先の拡大

課題及び施策の方向

障がい者と求人者それぞれの理解不足からマッチングが課題となっています。

雇用の前段階として、職場実習を経た場合の就職定着率の高さが統計上示されております。障がい者就業・生活支援センターを始めとした、各関係機関との情報共有を図り、実習受け入れ可能事業所の把握と拡大を進めてまいります。



4.5.3 特定求職者雇用開発助成金制度を始めとした各種助成金制度

現状

就職が特に困難な障がい者などを公共職業安定所などの紹介により継続して労働者として雇用する事業者に対して、賃金の一部を助成する事業を行っています。

課題及び施策の方向

制度の周知が課題となっています。

職業紹介窓口とのバランスを図りながら、事業所訪問の回数を増やし、一層の制度の周知を図っていく、障がい者の雇用機会の拡大に努めていきます。

4.5.4 石岡地区障がい者雇用連絡会議

現状

石岡公共職業安定所では、石岡公共職業安定所管内の関係機関との密接な連携を図り、就職を希望する障がい者の就職の促進及び職業の安定を図ることを目的として行っています。

主な協議事項は次のとおりです。

- 障がい者の雇用に係る諸問題についての対応に関すること。
- 就職を希望する障がい者の把握に関すること。
- 障がい者の就職のための各種援護・対策に関すること。
- 障がい者の職場適応指導に関すること。
- その他障がい者の就職の促進に関すること。

課題及び施策の方向

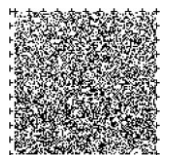
定期的な情報共有を図るため、各関係機関・施設への参加を求めながら、充実した連絡会議の開催に努めていきます。

4.6 障がい者製作製品の展示直売所の開設

現状

茨城県内では、様々な障がいのある人が社会福祉施設や福祉センターなどで、手芸品や木工品・陶芸品・野菜・食品など様々なものを作っています。

障がい者の社会参加促進の一環として、このような障がい者の製作品について多くの販売の機会を提供し、また販路を拡大して障がい者の「生きがい」を高めるとともに、障がい者に対する市民の理解を深めます。



第3章 施策の展開

基本目標4 障がい者の社会参加と自立の促進

課題及び施策の方向

現在、本市独自の展示販売所はなく、毎年秋に開催している石岡市障がい者スポーツ大会時に、参加団体ごとに展示販売所を開設しています。

障がい者の生きがいづくりや社会参加を促進し、ひいては障がいのある人への理解を深めるという観点から今後とも積極的に支援をしていきます。

4.7 障がい特性の応じた就労支援 新規

課題及び施策の方向

精神障がいのある人および発達障がいのある人に対応するため、企業における障がい特性の理解、啓発での就労支援の強化に取り組みます。

また、就労アセスメントの活用や超短時間雇用創出コーディネーターなどを活用し、長時間の就労が困難な障がいのある人に対して、週20時間未満の超短時間雇用を推進します。

4-5 生涯学習と生涯スポーツの推進



5.1 障がいのある人に優しい図書の整備

現状

石岡市立中央図書館は、一般の書籍などと併せて、活字が大きく読みやすい「大活字本」2,870冊や作品を朗読により聴くことができる「朗読CD」810作品、「カセット文庫」284作品、「点字児童書」42冊、「点字一般図書」19冊を通して、視覚や聴覚に障がいのある人が利用しています。

館内は、玄関に車いすを常備し、上階への移動はエレベーターや階段の手すりがあります。また、1階には多目的用トイレを設けています。

課題及び施策の方向

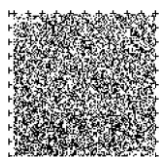
中央図書館建物の老朽化と図書資料などの増加による狭あい化に伴い、書架スペースの動線が狭くなっており、車いすや介助者を伴う移動が停滞してしまうことがあります。

施設や設備の老朽化、狭あい化の課題の解決に取り組みながら、「大活字本」や「朗読CD」をはじめとした図書や視聴覚資料の充実を図ることで、障がいのある人にも利用しやすい図書館環境を整備します。

5.2 石岡市障がい者スポーツ大会

現状

障がい者の社会参加を促進することを目的とし、障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の「社会参加促進事業」として、障がい者団体、福祉施設、各種ボランティアなど多くの参加により実施しています。



課題及び施策の方向

団体や施設の参加が多く、個人での参加が少なくなっています。

多くの人が参加できるように、「石岡市障がい者スポーツ大会」の開催について、広報の充実を図っていきます。

今後も、障がい者の社会参加促進のために継続して実施していきます。

5.3 ニュースポーツの普及

現状

ニュースポーツは、高齢者や障がい者、幼児の体力づくり、健康管理を目的に考案されたもので、いろいろな種類があります。

現在、県などが主催するニュースポーツの研修会などに市職員、スポーツ推進員が参加して、技術やルールなどの取得に努めています。

課題及び施策の方向

今後はニュースポーツの講習会や研修会などを開催し、市民に競技方法・技術指導を行い、競技の普及に努めます。

5.4 障がいのある人に配慮した体育施設の整備

現状

市内の社会体育施設は、障がいのある人に対応するための整備に努めていますが、全て対応しているとはいえない施設があります。

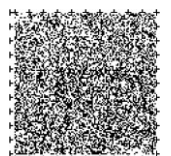
図表3-102 施設のバリアフリー化

	駐車場	スロープ	トイレ	観戦場所
石岡運動公園	○	○	○	○
八郷総合運動公園	×	△	○	×
柏原野球公園	×	○	○	○
柏原サッカー公園	×	×	○	×
柏原球技公園	×	×	○	×
石岡海洋センター&プール	○	×	×	×
石岡小屋内温水プール	○	○	○	○

○=対応している △=一部対応している ×=対応できていない

課題及び施策の方向

今後も社会体育施設に対して、将来的に見直し等も含め継続的に施設整備等を検討し努めます。



第3章 施策の展開

基本目標4 障がい者の社会参加と自立の促進

4-6 障がい者の自立



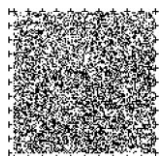
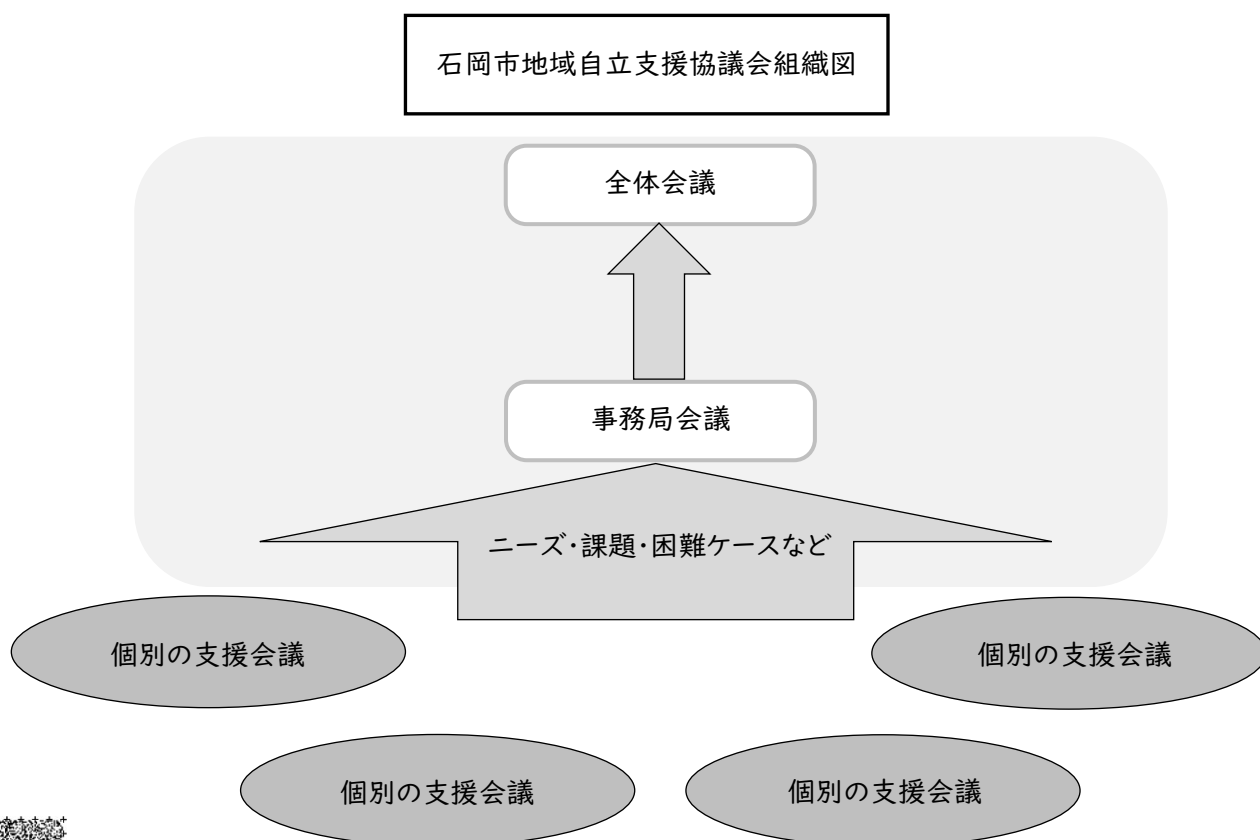
6.1 自立支援協議会の活用

現状

地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、障害者総合支援法第77条第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の10に基づく「石岡市地域自立支援協議会」を平成20年度に設置しました。障がいのある人が障がいのない人とともに暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議です。

図表3-103 地域自立支援協議会の主な機能と構成

主な機能	・相談運営事業の運営 ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整 ・地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議など
構成	・相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者 ・保健、医療関係者・教育、雇用関係機関 ・障がい者団体・行政機関など
会議と部会	・全体会議 ・事務局会議



基本目標5 市民の障がい者支援への参加促進

5-1 市民の主体的な福祉活動の推進



1.1 市民ボランティア講座の強化

現状

ボランティア活動は、多種多様に及びますが、高齢者・障がい者への支援及び交流を図ることを目的とした、福祉ボランティア活動をするために専門的知識・技術を会得するためのものを社会福祉協議会と連携を図り、各種ボランティア養成講座の開講を検討し、ボランティアの底辺拡大を図る必要があります。

現在、社会福祉協議会において、手話奉仕員養成講座の他、ボランティア初心者や学生向けに、ボランティア入門講座として、「視覚障がいについて理解と手引き（ガイドヘルプ）」「高齢者疑似体験」を開講しています。

課題及び施策の方向

今後も人材の育成のために各種ボランティア養成講座の周知を図るとともに、修了者が活動するための支援が必要となりますので、ボランティアセンター機能をさらに充実させることが必要です。

また、これからボランティア活動を始めようとしている人に対して、基礎的知識を習得する機会や体験を通して、ボランティア活動をより身近なものとして理解し、今後のボランティア活動のきっかけとしてもらうことが必要です。

5-2 ボランティアの活動の推進



2.1 ボランティアセンター

現状

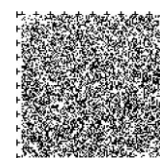
ボランティア活動に対する市民の理解と参加を推進するとともに、ボランティア活動を通じた地域福祉の確立を目的として設置されています。

主な取組として、ボランティア相談、登録、学校・施設などからのボランティア派遣要請、ボランティア養成講座の開講、ボランティア活動機材などの貸出しを行っています。

課題及び施策の方向

地域福祉の担い手であるボランティアの研修・育成の場として利用されており、今後は、「地域福祉とボランティア活動」を理解する人の参加を推進すべく啓発していきます。

また、必要とされるボランティアについて、行政・学校・福祉施設・企業などと情報交換しながら、若年層や団塊世代などで関心のある人の育成にあたるため、ボランティア養成講座の企画・充実を図っていきます。



第3章 施策の展開

基本目標5 市民の障がい者支援への参加促進

2.2 ボランティア団体への活動支援

現状

ボランティアサークルの育成と地域福祉事業の振興を図ることを目的として、活動助成金を交付しています。

課題及び施策の方向

社会福祉協議会から、市内の福祉団体等に対して福祉団体等助成金、ボランティア連絡協議会加盟サークルに対して1サークル2.4万円を上限としてボランティア活動助成金、広報誌の点訳やCD版を行うボランティアに対しての事業費の助成金を交付、また、小中高等学校に対し、児童・生徒の福祉活動助成金を交付し、ボランティア団体の活動の活性化を図ります。

2.3 石岡市ボランティア活動の強化

現状

私たちの住んでいる地域を少しでも明るく住みよくするため、それぞれのサークル又は個人の活動を尊重しながら会員相互の研修・交流・親睦を深めることを目的として、昭和58年2月から社会福祉協議会登録のボランティアサークルにより組織化されています。

社会福祉協議会の各種事業への参加・協力により地域福祉を推進しています。

課題及び施策の方向

ボランティア連絡協議会の加盟団体の高齢化による会員の減少が進む中、福祉のまちづくりを目指して、社会福祉協議会とも連携した活動に取り組みながらボランティア養成講座の開講を推進し、ボランティア連絡協議会への加入促進を図っていきます。

5-3 人的資源の活性化と協働活動



3.1 市民ボランティア活動の強化

現状

21世紀型の豊かな社会をめざすには、思い切った市民の人的資源の積極的活用を推進する必要があります。

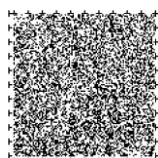
基本的には市民すべての参加を目指しますが、時間の制約や生活環境の問題があり参加できない人もいますので、そのようなハードル(制約)を可能な限り低くすることが必要と考えます。

課題及び施策の方向

地域福祉を推進するため、広報誌によるボランティアへの参加の呼びかけや、本市の地域福祉を考える集いの開催など福祉活動啓発の取組となります。

そのほかにもボランティアセンター機能の充実やボランティア意識の向上のための専門的な講習会やボランティア実践者研修会などの実施による環境整備なども考え、今後具体的な実施について検討していきます。

また、市内の小中学生についてもボランティア活動に積極的に関わる体制の推進について、教育委員会、社会福祉協議会などと連携を図り、検討していきます。



3.2 共同活動の推進

現状

障がい者の生活を「より豊かに」、「より安心できる」ものとして支援する体制は、市民の自主的な活動の機能を損なうことなく、また、福祉サービスを行う関係機関・団体がその専門性を充分発揮できるよう、それぞれの役割や持ち味を効果的に活かせるような連携が必要となります。

課題及び施策の方向

(1) 福祉ボランティア・NPOなど地域住民の相互援助活動の促進

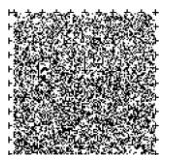
ボランティアやNPOなど地域住民による活動は、障がい者や高齢者が地域での生活や社会参加を支援するうえでの重要な役割を担っています。

アンケートによってもボランティアに対する市民の関心は高まりつつあるのがわかりますが、実際にボランティア活動に参加した経験のある人は多いとはいえません。

今後、地域におけるボランティア活動の支援、ボランティアネットワークの整備に対する支援などを通じて、相互援助活動の促進を検討していきます。

(2) 社会福祉法人、民間事業者・団体などへの支援

障がい者は幅広い年齢層で構成され、それぞれが抱えている本来のニーズは年代や障がい種別、生活環境によって多様に変化していきます。



第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量

1 基本方針

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、7つの成果目標を掲げるとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示しています。

国の指針に示された目標設定についての国の考え方は次のとおりです。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針（考え方）

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

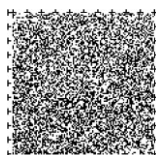
国の基本方針（考え方）

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）について、国が提示する推計式を用いて算定した値を目標値とする。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

（３）地域生活支援の充実

国の基本方針（考え方）

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 強度行動障がいを有する者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。



（４）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針（考え方）

- 一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上にする。
 - うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31倍以上
 - 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.29倍以上
 - 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本方針（考え方）

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。
- すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和8年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保する。
- すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

（６）相談支援体制の充実・強化等

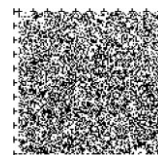
国の基本方針（考え方）

- 令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 障がい者の支援体制整備を図るために設置する協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

（７）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針（考え方）

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。



2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しのポイント

令和6年度に向けて、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しが行われました。見直しのポイントは以下の通りとなっています。

（１）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 重度障がい者等へ支援が行き届きにくいサービスについて、支援に係る活動指標を示し、新たな支援体制の充実の推進が定められました。
- 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備が努力義務化されました。
- 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備の推進が定められました。
- グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実の推進が定められました。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

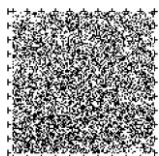
- 精神保健福祉法の改正等を踏まえ、医療、障がい福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された体制整備が追記されました。
- 医療計画との連動性を踏まえ、都道府県と市町村の連携の必要性が追記されました。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定をするとともに、これを達成するための活動指標の設定及び労働や教育等の分野との連携に関して追記されました。
- 一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る法改正への対応が追記されました。

（４）障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童発達支援センターの機能・役割を踏まえた市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援、地域におけるインクルージョンの推進が定められました。
- 障がい児入所施設から大人にふさわしい環境へ円滑に移行するために、児童福祉法を改正するとともに、都道府県及び市町村が地域の支援ニーズを踏まえた障がい児支援の提供体制の確保が定められました。
- 医療的ケア児等支援法を踏まえ、都道府県が医療的ケア児支援センターを設置し、地方自治体において、協議の場を設け、支援を調整するコーディネーターの配置を促進することで、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築しました。
- 都道府県及び市町村において、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用し、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保や新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築しました。



（５）発達障がい者等支援の一層の充実

- 市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法は身につけ、適切な対応ができるようペアレントトレーニングやペアレントメンター等の充実を図りました。
- 発達障がい者地域支援マネージャーにおいて、強度行動障がい等の困難事例に対する助言等の推進が定められました。

（６）地域における相談支援体制の充実強化

- 基幹相談支援センターの設置等を推進するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談体制の強化を図る体制を確保しました。
- 「地域づくり」の協議会の活性化に向けて、成果目標を新設しました。

（７）障がい者等に対する虐待の防止

- 自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底をしました。
- 市町村における学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県が実施する障がい者虐待防止研修の受講を促しました。

（８）「地域共生社会」の実現に向けた取組

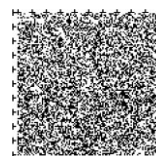
- 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載を新設しました。

（９）障がい福祉サービスの質の確保

- 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加しました。

（10）障がい福祉人材の確保・定着

- ICTやロボットの導入等による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進が定められました。



第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量

2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しのポイント

(11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

○データに基づいて地域の障がい福祉の状況を正確に把握し、地域に応じた質の高いサービス提供体制を構築しました。

○障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握を行いました。

(12) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

○障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進について追記されました。

(13) 障がい者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

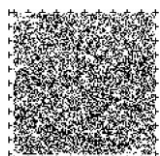
○障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重を図りました。

○支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制を整備しました。

(14) その他：地方分権提案に対する対応

○計画期間の柔軟化を図りました。

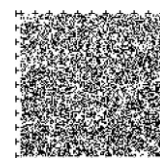
○サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化しました。



3 障がい福祉計画に係る目標数値及びサービス量

【障がい福祉サービスの内容】

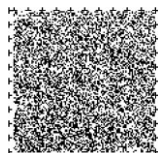
自立支援給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）移動の援護等の外出支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行います。
		重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間・入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
		短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	居住系	自立生活援助	入院中の精神障がい者のうち、地域生活への移行後に自立生活の援助を行います。
		共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
		施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	相談支援	計画相談支援	障がいのある人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供、助言・指導等を行います。
		地域移行支援	入院・入所している人が、地域生活へ移行する際の住居の確保や地域での生活に移行するための活動に関する相談障がい福祉サービス事業所等への同行支援を行います。
		地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域での生活が不安な人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問・緊急対応等を行います。



第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量

3 障がい福祉計画に係る目標数値及びサービス量

地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。
	障がい者相談支援事業	相談に応じ 必要な情報の提供等の便宜を供給することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。
	地域自立支援協議会	障がいのある人が障がいのない人とともに暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行います。
	市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士などの専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がいのある人又は精神障がいのある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。
	手話通訳者設置事業	手話通訳者を定期的に庁舎内の窓口に設置し、市役所内において聴覚障がい者が申請手続きなどスムーズに行えるよう支援を行います。
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	障がいのある人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者等の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人などに対して、自立生活支援用具等日常生活用具の給付・貸与を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター事業	障がいのある人を通所させ、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を図る機能を充実・強化します。
	日中一時支援事業	障がいのある人に日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図るとともに、見守りや日常的訓練などを行います。
	訪問入浴サービス	居宅で入浴することが困難な重度身体障がい者や保護者の負担の大きい障がい児に入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者の社会参加を促進することを目的とし、石岡市障がい者スポーツ大会を障がい者団体、福祉施設、各種ボランティアなど多くの参加により実施しています。



第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量
3 障がい福祉計画に係る目標数値及びサービス量

3-1 施設入所者の地域生活移行の目標

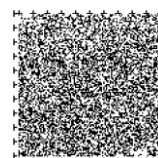
項目	数値目標	備考
令和4年度末時点の入所者数	110	令和4年度末時点での実績
令和8年度末時点の入所者数	105	目標基準数値
地域生活に移行する人数の目標	6	令和4年度末時点から6%移行
施設入所者数の削減目標	5	令和4年度末時点から5%削減

3-2 入院中の精神障がい者の地域移行の目標

項目	数値目標	備考
入院後3か月時点の退院率	68.9%	国の基本方針：68.9%以上
入院後1年時点の退院率	91.0%	国の基本方針：91.0%以上
在院期間1年以上の長期在院者数（65歳以上）	63人	県の目標数：1,694人
在院期間1年以上の長期在院者数（65歳未満）	26人	県の目標数：1,273人

3-3 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値目標	備考
地域生活支援拠点数	1事業所	市単独または圏域での設置



第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量

3 障がい福祉計画に係る目標数値及びサービス量

3-4 一般就労への移行目標

①一般就労への移行目標

項目	数値目標	備考
令和4年度の一般就労移行者数	7人	令和4年度の実績
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数	9人	国の基本方針：1.28倍以上

②就労移行支援事業の利用者数

項目	数値目標	備考
令和4年度就労移行支援事業利用者数	18人	令和4年度において、就労移行支援事業を利用した人の数
【目標値】令和8年度就労移行支援事業利用者数	23人	令和8年度において、就労移行支援事業を利用する人の数（2割以上）

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

項目	数値目標	備考
令和4年度就労移行支援事業所数	6箇所	令和4年度時点の全体数
【目標値】令和8年度就労移行支援事業所数	3箇所	就労移行率が5割以上の事業所数（全体の5割以上）

④就労定着支援

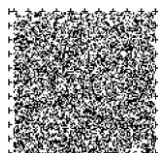
項目	数値目標	備考
令和6年度	80%	支援開始後1年の定着率（8割以上）
令和7年度	80%	
令和8年度	80%	

⑤障がい者就業・生活支援センター事業による支援対象者数

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援対象者数	人	6	6	6

⑥公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援件数	件	2	2	2



3-5 自立支援給付のサービス見込み量

①訪問系サービス(月間)

○見込み量算出の考え方

令和2年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。

単位:人

区分	単位		令和5年度 (推計)		令和6年度 (見込)		令和7年度 (見込)		令和8年度 (見込)	
居宅介護	実 利 用 者 数	延 利 用 者 数	45	485	50	510	51	510	51	510
重度訪問介護			2	24	2	24	2	24	2	24
同行援護			7	63	7	65	7	65	7	65
行動援護			0	0	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援			0	0	0	0	0	0	0	0

○実施に対する考え方・方策等

障がいのある人とその家族が安心してくらすよう福祉サービスを継続して実施するとともに、更なる充実に努めます。

②日中活動系サービス(月間)

○見込み量算出の考え方

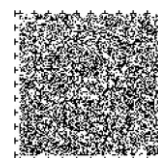
令和2年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。

単位:人

区分	単位		令和5年度 (推計)		令和6年度 (見込)		令和7年度 (見込)		令和8年度 (見込)	
生活介護	実 利 用 者 数	延 利 用 者 数	181	2,125	178	2,113	176	2,102	173	2,091
自立訓練(機能訓練)			2	13	2	11	2	9	1	7
自立訓練(生活訓練)			11	121	10	113	9	106	9	99
うち精神障がい者の 自立訓練(生活訓練)			5	29	4	25	4	25	4	25
就労移行支援			24	198	25	200	25	200	25	200
就労継続支援(A型)			55	562	66	524	77	706	88	778
就労継続支援(B型)			176	1,935	192	2,117	208	2,299	224	2,481
就労定着支援			3	24	3	24	3	24	3	24
療養介護			9	108	9	108	9	108	9	108
短期入所(福祉型)			29	207	33	358	37	509	41	660
短期入所(医療型)			1	4	0	0	0	0	0	0

○実施に対する考え方・方策等

身近な場所でニーズに応じたサービスを受けることができるよう相談支援事業者や地域の関係機関との連携強化に努めます。



第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量

3 障がい福祉計画に係る目標数値及びサービス量

③居住系サービス(月間)

○見込み量算出の考え方

令和2年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。施設入所者の削減を図るとともに、グループホームについては、施設入所・入院からの地域移行者数を見込みます。

単位:人

区分	単位	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
自立生活援助	月実人数	1	1	1	1
うち精神障がい者の自立生活援助		1	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	月実人数	107	111	115	119
うち精神障がい者の共同生活援助 (グループホーム)		48	51	54	57
施設入所支援	月実人数	112	110	108	106

○実施に対する考え方・方策等

入所・入院中の障がいのある人の地域生活への移行を進めるにあたり、共同生活支援(グループホーム)の計画的な推進が必要となるため、地域移行の状況を把握するとともに、身近な地域での利用者ニーズに応じた居住の場の確保に努めます。施設入所支援については、障がいのある人のセーフティネットとして、緊急性や生活実態、ニーズを考慮すると同時に、計画相談支援の質を高めつつ、見込量に合わせた取組を進めます。

④相談支援(年間)

○見込み量算出の考え方

令和2年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。計画相談支援については、国の考え方を踏まえ、障がい福祉サービスの利用者を対象として見込みます。

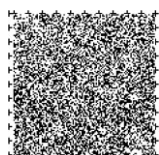
単位:人

区分	単位	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
計画相談支援	実利用者数	546	573	600	627
地域移行支援		0	0	0	0
うち精神障がい者の地域移行支援		0	0	0	0
地域定着支援		0	0	0	0
うち精神障がい者の地域定着支援		0	0	0	0

○実施に対する考え方・方策等

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員資質向上に取り組んでいきます。

また、各関係機関との連携を強化し地域生活への促進を図ります。



第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量
3 障がい福祉計画に係る目標数値及びサービス量

3-6 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

単位:回

区分	単位	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	回	2	2	2	2

○実施に対する考え方・方策等

地域社会の人々に、障がいについての理解や協調を深めてもらうため、障がい者スポーツ大会や障がい者美術作品展を継続して実施していきます。

②自発的活動支援事業

単位:回

区分	単位	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
自発的活動啓発支援事業	回	3	3	3	3

○実施に対する考え方・方策等

障がい者団体と連携を図りながら、障がいのある人をはじめ、その家族による自立と社会参加に向けた自発的な社会活動を支援します。

③相談支援事業

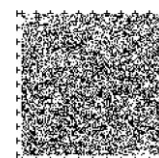
単位:箇所

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
障がい者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	0	1	3	3	3	3
市町村相談支援機能強化事業	2	2	2	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1	1

○実施に対する考え方・方策等

障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、ライフステージに応じた支援が受けられる相談支援体制の構築に努めます。

また、地域自立支援協議会等との連携及び活用を図り、専門的な相談対応と地域の実情に根差した情報提供に取り組みます。



第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量

3 障がい福祉計画に係る目標数値及びサービス量

④コミュニケーション支援事業（年間）

単位：上：箇所/下：人

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
手話通訳者設置事業(箇所)	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業(実人数)	19	20	17	17	17	17

○実施に対する考え方・方策等

手話通訳者派遣、要約筆記者派遣事業を継続して実施していきます。

また、派遣体制強化のために引き続き手話奉仕員養成講座も実施していきます。

⑤日常生活用具給付等事業（年間）

○見込み量算出の考え方

令和2年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。

単位：件

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
介護・訓練支援用具	1	1	5	3	3	3
自立生活支援用具	5	6	4	5	5	5
在宅療養等支援用具	8	9	9	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	8	15	9	11	11	11
排泄管理支援用具	1,815	1,848	2,351	2,692	3,082	3,529
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	0	1	1	1

○実施に対する考え方・方策等

用具情報や利用者の要望等を踏まえ、用具の品目、対象者、基準額等の見直しを適切に行っていきます。

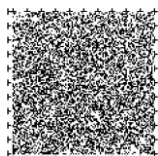
⑥地域活動支援センター事業

単位：箇所

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	2	2	2	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型	2	2	2	2	2	2

○実施に対する考え方・方策等

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進に努めます。



第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量
3 障がい福祉計画に係る目標数値及びサービス量

⑦その他事業

単位：人/回

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
日中一時支援事業(実人数)	105	114	129	143	159	176
訪問入浴サービス(実人数)	4	5	5	5	5	5
移動支援事業(実人数)	8	7	6	7	7	7
手話奉仕員養成研修事業(回)	1	1	1	1	1	1
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業(回)	0	0	0	1	1	1

○実施に対する考え方・方策等

日中一時支援事業は、事業所と連携し、日中や学校の長期休みにおける活動の場など、サービス提供体制の確保に努めます。

その他の事業については、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

3-7 発達障がい者への支援事業

①発達障がい者地域支援協議会

単位：回

内容	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数	回	0	1	1

○実施に対する考え方・方策等

地域の発達障がい者の支援体制に関する課題について、関係者が相互の連絡を図り、情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

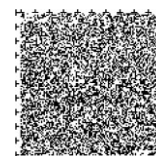
②発達障がい者地域支援マネージャーによる外部機関や地域住民への研修等

単位：回

内容	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修等数	回	0	1	1

○実施に対する考え方・方策等

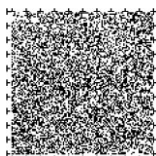
発達障がい者支援の専門的知識や支援機関の連携や個別支援について実践的な知識を有する職員が地域の課題に応じて必要な助言・指導を実施します。



4 障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量

【障がい児福祉サービスの内容】

通 所	児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
	放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
	保育所等訪問支援	障がいのある子どもが通う保育所や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活の適応を支援します。
	医療型児童発達支援	上記サービスに併せて上肢・下肢または体幹機能に障がいのある子どもの治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいを持ち、外出が困難な障がい児に対して、自宅を訪問して発達支援サービスを提供します。
相 談	障がい児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援を適切に利用できるよう、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います。



第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量
4 障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量

4-1 障がい児系サービス

①障がい児通所支援(月間)

○見込み量算出の考え方

令和2年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。

単位:人

区分	単位		令和5年度 (推計)		令和6年度 (見込)		令和7年度 (見込)		令和8年度 (見込)	
児童発達支援	実 利 用 者 数	延 利 用 者 数	50	533	54	579	58	625	62	671
医療型児童発達支援			0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス			155	1,745	177	1,962	199	2,179	211	2,396
保育所等訪問支援			1	5	4	20	4	20	4	20
居宅訪問型児童発達支援			0	0	0	0	0	0	0	0

○実施に対する考え方・方策等

身近な地域で支援を必要とする障がい児が、療育を受けられる場の確保に努めます。

②障がい児相談支援(年間)

○見込み量算出の考え方

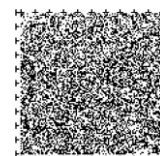
令和2年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。

単位:人

区分	単位	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
障がい児相談支援	実利用者数	208	241	274	307

○実施に対する考え方・方策等

障がい児相談支援事業所と連携し、サービスの提供を進めていきます。



第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量

4 障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量

4-2 発達障がい児へのサービス

①児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備

単位:箇所

内容	単位	令和5年度(推計)	令和6年度(見込)	令和7年度(見込)	令和8年度(見込)
施設数	箇所	0	0	0	1

○実施に対する考え方・方策等

地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援施設「児童発達支援センター」の設置について、子ども子育て支援計画における施策との整合性を図りながら、地域における療育支援の体制整備について検討します。

②児童発達支援センターの相談件数

単位:件

内容	単位	令和5年度(推計)	令和6年度(見込)	令和7年度(見込)	令和8年度(見込)
相談件数	件	0	0	0	10

○実施に対する考え方・方策等

発達障がい児とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児とその家族からの様々な相談に応じ、指導と助言を行います。

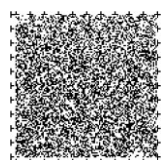
③児童発達支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言

単位:件

内容	単位	令和5年度(推計)	令和6年度(見込)	令和7年度(見込)	令和8年度(見込)
助言数	件	0	0	0	10

○実施に対する考え方・方策等

市町村や事業所での対応が困難なケースへの支援が的確に実施できるように、児童発達支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーが助言・指導を行います。



第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量
4 障がい児福祉計画に係る目標数値及びサービス量

4-3 医療的ケア児へのサービス

①医療的ケア児に対する関係分野の支援と調整するコーディネーターの配置数

単位：人

内容	単位	令和5年度（推計）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
配置数	人	0	0	1	1

○実施に対する考え方・方策等

急増する医療的ケアが必要な子どもには、看護師などの専門的なスタッフが必要であり、病院システムに限らず、地域全体でこうした子どもを支えるためのコーディネーターを配置し、十分な支援・サービスを提供できるようにします。

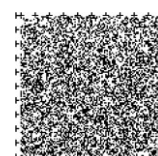
②医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置

単位：箇所

内容	単位	令和5年度（推計）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
配置数	箇所	0	0	1	1

○実施に対する考え方・方策等

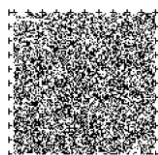
医療的ケア児の支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを検討します。



資料編

1 計画策定経過

年月日	会議等	内容
令和5年(2023) 12月1日	第1回策定委員会	計画策定の趣旨等について 計画策定スケジュールについて アンケート調査票について その他
令和5年(2023) 12月1日～12月18日	アンケート調査	アンケート調査(障がい者・障がい児)
令和5年(2023) 12月27日	ワーキングチーム	実施事業の実績値照会
令和6年(2024) 1月17日	ワーキングチーム	実施事業の評価シート作成
令和6年(2024) 2月22日	第2回策定委員会	アンケートについて 計画骨子案について その他
令和6年(2024) 3月6日～3月19日	意見公募 (パブリックコメント)	パブリックコメントの募集
令和6年(2024) 3月21日	第3回策定委員会	計画最終確認について その他



2 設置要綱

○石岡市障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会要綱

令和5年3月31日

告示第250号

(設置)

第1条 この告示は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく石岡市障がい者基本計画（以下「市障がい者基本計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく障がい福祉計画（以下「市障がい福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく障がい児福祉計画（以下「市障がい児福祉計画」という。）の策定に必要な事項を協議するため、石岡市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（令5告示700・全改）

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 市障がい者基本計画、市障がい福祉計画及び市障がい児福祉計画の立案に関すること。
- (2) 市障がい者基本計画、市障がい福祉計画及び市障がい児福祉計画の策定に関する調査及び連絡調整に関すること。
- (3) その他市障がい者基本計画、市障がい福祉計画及び市障がい児福祉計画策定に関し必要な事項

（令5告示700・一部改正）

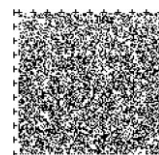
(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 福祉関係団体等の代表者
- (4) 福祉施設の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の事務が終了した日までとする。



2 設置要綱

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会の所掌事項を調査、研究等のため、委員会にワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

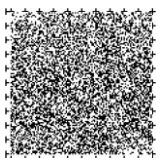
第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

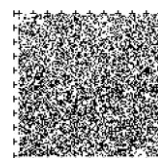


3 委員名簿

石岡市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員名簿

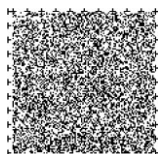
	氏 名	所 属	役 職	区 分	備考
1	岡 典子	筑波大学	人間系教授	学識経験者	委員長
2	岡野 裕之	医療法人 滝田会	精神保健福祉士 復帰支援課	医療機関	
3	菱沼 克裕	石岡市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	団体	
4	吉田 良一	一般社団法人 茨城県建築士会石岡支部	副支部長	団体	
5	井坂 日出代	石岡市ボランティア連絡協議会	顧問・理事	団体	
6	中島 秀男	石岡市身体障害者福祉協議会	会長	団体	
7	岩橋 ふみ	石岡市心身障害児者父母の会	会長	団体	
8	横尾 明子	地域活動支援センターけやきの家	施設長	団体	
9	嶋田 みち子	石岡市手をつなぐ育成会 野ばらの会	会長	団体	
10	安田 貴広	社会福祉法人 陽山会	大雅荘サービス 管理責任者	福祉施設	
11	大山 修一	社会福祉法人 白銀会	施設長	福祉施設	副委員長
12	沼田 貴生	社会福祉法人 常陸青山会	支援Ⅰ課長	福祉施設	
13	山口 純代	茨城県土浦保健所	地域保健調整監兼 保健指導課長	関係機関	
14	吉岡 将彰	石岡公共職業安定所	上席職業指導官	関係機関	
15	加藤 乃利明	社会福祉法人 石岡市社会福祉協議会	事務局長	関係機関	

○任期：令和5年8月1日～令和6年3月31日まで

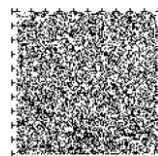


用語解説

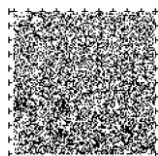
あ 行	ICT	情報通信技術。パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。「IT（情報技術）」に「C（コミュニケーション）」の要素を含めたもの。
	意思疎通支援	障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳や要約筆記等により、意思疎通を支援すること。
	医療的ケア	医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。
	インバウンド	日本語で「内向き」や外から中に入ってくることを意味し、例えば、外国人観光客が日本に訪れることを意味する。
	ALS	ALS（筋萎縮性側索硬化症）とは、上位・下位運動ニューロンが進行性に変性し、徐々に全身の筋肉が低下する疾患のこと。
	SNS	Social Networking Service の略。人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスのこと。
	NPO	Non-profit organization の略。非営利的な（設けることを目的としない）組織や団体のこと。
	「親亡き後」問題	年齢の関係で、サポートしている親の方が先に亡くなるが多いため、精神障がい・知的障がいの人の親が亡くなった場合に本人をどう支えるかという問題のこと。
か 行	カタログポケット	広報紙、カタログ、チラシ、フリーペーパー等を無料で閲覧できるサービスのこと。また、多言語の閲覧に対応しており、訪日外国人や日本在住の外国人の方が利用できるサービスとなっている。
	緊急通報システム	急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、一人暮らしの重度身体障がい者等に貸与する機器。身につけることも可能で、簡単な操作で緊急事態を自動的に消防本部などの受信センター等に通報できるもの。
	ケースカンファレンス	日本語で「事例検討会」を意味し、ケアプランを作成した後に、利用者が介護サービスを受けている過程の中での状態の変化や、新しい課題や問題点がないか、適切な介護サービスが提供されているかどうかについて、実際にあった事例を用いてサービスに携わっている人が集まり検討する会議のこと。
	合理的配慮	行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。
	子育て世代包括支援センター	母子健康法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・育児に関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切



		れ間のない支援を一体的に提供している施設のこと。
さ 行	作業療法士	怪我や病気等で身体に障がいのある人に対して、日常生活で行う、食事や入浴等を通して、日常生活に必要な能力を高める医学的リハビリテーションの専門職のこと。
	社会的障壁	障がいのある人が社会で暮らしにくく、生きにくくする原因となる事物、制度や考え方のこと。
	社会的要因	貧困や雇用等の経済的な状態、人種や文化、相談できる人や公的サービスといった社会資源の有無等の要因のこと。
	社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。それぞれの都道府県、市区町村で、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉関係者、保健・医療・教育等関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活する「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動を行っている。
	住宅セーフティネット制度	低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世代等の人々と賃貸住宅の空き家・空き室を持つ人をつなぐ制度のこと。
	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。
	小児慢性特定疾患	小児の慢性疾病のうち、国が指定した特定疾病について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するために行われる必要な医療の給付のこと。
	情報アクセシビリティ	障がいのある人ない人に関わらず、すべての人が情報を理解しやすい形でアクセスできるようにすること。
	自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するために、指定医療機関で行われた医療について、医療費の自己負担額の軽減を図る制度。
	申請主義	国民一人ひとりを国や行政機関から介入されることのない権利の主体として認め、国民が意思表示することによって権利を行使することができるようにすること。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、財産管理や身上監護について、本人を法的に支援する制度。
	ソーシャル・インクルージョン	すべての人が社会に参加し、その恩恵を享受できる状態のこと。また、人々が自身のアイデンティティ、能力、ニーズに関わらず、社会の一員として尊重され、その権利を行使できることを意味する。
た 行	ダイバーシティ	日本語で「多様性」を意味し、性別や年齢、障がいのある人ない人に関わらず、多様な人材が一緒に働くことで組織を活性化させるという考え方。



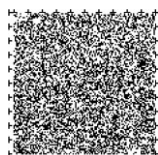
た 行	タクシー利用料金 助成	申請により、タクシーの初乗運賃相当額の補助券として、重度心身障害者福祉タクシー利用券が交付される制度。対象は身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級、療育手帳○Ａ・Ａ、精神保健福祉手帳Ⅰ級の交付を受けている人で、施設入所者は対象外。利用券はⅠ回の乗車につきⅠ枚使用でき、手帳を提示することで受けられる乗車運賃のⅠ割引の制度と併用できる。
	地域共生社会	高齢者介護・障がい福祉・児童福祉・生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会。
	地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つを柱としている。
	地域包括ケアシステム	介護等が必要になっても、地域の実情に応じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるように、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が切れ目なく、一体的に提供される体制のことをいう。
	特別支援教育	障がいのある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
	特別支援学級	①知的障がい者②肢体不自由者③身体虚弱者④弱視者⑤難聴者⑥その他障がいのあるものに対して、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別な教育課程を作成し、小集団の中で適切な指導及び必要な支援を行う学級のこと。
	特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。
な 行	内部障がい	身体障害者福祉法に定める、体の内臓の障がいのこと。同法では心臓機能障がい、腎臓機能障がい、肝臓機能障がい、呼吸機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの７つを規定している。
	難病患者	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの。



な 行	ニュースポーツ	一般的に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体活動のこと。
	ノーマライゼーション	障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルであるという考え。
は 行	バイオトイレ	人間の排泄物を微生物の働きによって分解・処理するトイレのこと。処理された排泄物は農業や園芸用の肥料として活用することができるため、コンポスト(堆肥)トイレとも言われている。
	発達障がい	発達障害者支援法における、自閉症、アスペルガー症候群(ASD)その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠如/多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能の障がいてあってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障がい(バリア)となるものを除去すること。
	ピアカウンセリング	障がい者本人やその家族が相談員として、同じような環境、悩みや経験を活かして、生活における困りごとの相談に応じること。
	ピアサポーター	同じ障がいや病気の経験を持つ人が、同じ境遇の仲間をサポートする活動を行う人のこと。
	避難行動要支援者	自ら避難することが困難な要配慮者のうち、特に支援を要するもの。
	ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、子どもの特徴を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするトレーニング。
	防災行政無線	都道府県や市町村が整備している通信システムで、非常時における重要な通信を確保するために使用されている。
	法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業や国、地方公共団体等の事業主は、一定の割合以上の障がい者を雇用しなければならないとされており、この割合のことを、法律で定められていることから「法定雇用率」という。
	ボランティアセンター	ボランティアに係る各種調整を行うとともに、ボランティア活動を支援するために設置される機関のこと。
ま 行	メタボリックシンドローム	内臓に脂肪が蓄積した肥満(内臓脂肪型肥満)により、肥満症や高血圧、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病が引き起こされやすくなった状態をメタボリックシンドロームという。



や 行	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障がいのあるなしにかかわらず、デザインの最初から、できるだけ多くの人が利用可能な環境をつくろうという考え方。
	要約筆記	音声で話されている内容を正確に聞き取り、要点をつかんで短い文にまとめ、その内容を紙に書いて提示したり OHP 等を使って投影したりして、文字で伝えるもの。
ら 行	リハビリテーション	障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がいのある人のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障がい者施策の理念。
	理学療法士	怪我や病気等で身体に障がいのある人に対して、基本動作能力の回復や維持、障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法を用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職のこと。



第4期 石岡市障がい者基本計画
第7期 石岡市障がい福祉計画
第3期 石岡市障がい児福祉計画

令和6年3月

編集・発行 石岡市保健福祉部社会福祉課
〒315-8640 茨城県石岡市石岡1-1-1
電 話 0299-23-5569
FAX 0299-27-5835

